平成 23 年度版

京都市の地球温暖化対策

（資料編）

京　都　市

目　　次

（本編）

第 1 章　京都市内における 2009（平成 21）年度の温室効果ガス排出量

1　温室効果ガス総排出量…… 1

2　二酸化炭素排出量…… 5

3　二酸化炭素排出量の増減要因（共通項目）…… 9

4　二酸化炭素排出量の増減要因（部門別）

(1) 産業部門…… 12

(2) 運輸部門…… 14

(3) 民生・家庭部門…… 17

(4) 民生・業務部門…… 20

(5) 廃棄物部門その他…… 22

5　その他の温室効果ガス排出量…… 24

第 2 章　地球温暖化対策の実施状況及び評価

1　地球温暖化対策条例の全部改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定 …… 26

2　平成 22 年度における地球温暖化対策計画に掲げる施策の実施状況及び評価…… 29

3　重点的に評価を行う施策の実施状況及び評価

(1) 施策評価の重点化について…… 37

(2) 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進…… 39

(3) 事業者における地球温暖化対策の推進…… 46

(4) 家庭における地球温暖化対策の推進…… 55

(5) 自動車交通対策の推進…… 61

(6) 森林吸収の促進…… 68

4　率先的取組の推進（京都市役所 CO_2 アクションプランの取組状況）…… 71

5　国際的な地球温暖化対策の推進…… 77

6　「環境モデル都市・京都」に向けた取組…… 79

（データ集）

1　（旧）京都市地球温暖化対策計画…… 83
2　温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数…… 86
3　基準年からの推移…… 87
4　本市の施設・事業所における新エネルギー導入状況…… 88
5　平成 22 年度京都市の施策・事業に係る指標の状況
(1) 事務事業化指標…… 92
(2) 成果指標…… 99
6　平成 22 年度京都市の施策・事業の実施状況…… 103
7　用語説明…… 128

第 1 章 京都市内における 2009 年（平成 21）年度の温室効果ガス排出量

1　温室効果ガス排出量

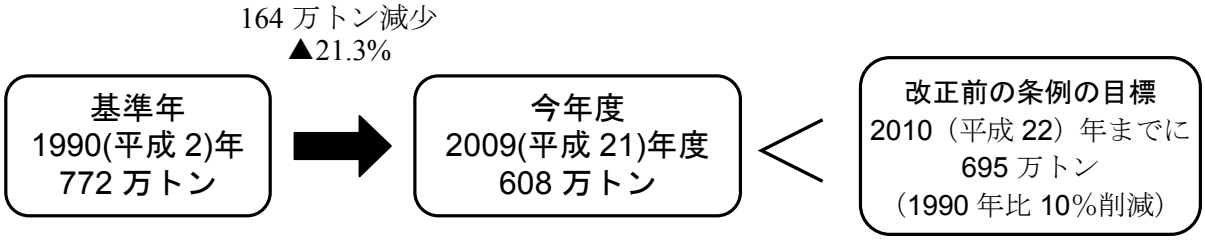

※改正前の京都市地球温暖化対策条例（抜粋）
（本市の当面の目標）
第３条　本市は，平成２２年までに，本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成２年の９０パーセントに削減することを目標とする。

○　2009（平成 21）年度における温室効果ガスの総排出量は，608 万トンであり，基準年（1990（平成 2）年）の総排出量 772 万トンから 164 万トン，21.3%減少し，改正前の京都市地球温暖化対策条例で掲げる 10%削減の目標を達成している。

○　温室効果ガスの総排出量は，化石燃料の使用などに伴い実際に排出された量 618 万トンから，森林吸収量や市民の皆様が設置された太陽光発電からの余剰電力の売却量などの温室効果ガス排出量を削減する効果のある量（削減効果量）10.9 万トンを差し引いて算定している。（詳細については 2 ページに後述している。）

○　森林吸収などの削減効果量の内訳を表 1 に，温室効果ガス排出量の内訳を表 2 に，温室効果ガス総排出量の推移を図 1 に，温室効果ガスの算定範囲を表 3 に示す。

表１　森林吸収などの削減効果量の内訳

温室効果ガス排出量	618.5 万トン
削減効果量	▲10.9 万トン
森林吸収量	▲10.2 万トン
ごみ発電	▲0.5 万トン
太陽光発電	▲0.1 万トン
温室効果ガス総排出量	607.6 万トン

※四捨五入のため，合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

■森林吸収量

○対象面積：育成林 16,540ha，天然生林 13,100ha

○単位面積当たりの吸収量：育成林 4.95 トン／ha，天然生林 1.54 トン／ha
（京都議定書目標達成計画，平成 20 年 3 月全部改定）

○吸収量計算結果：育成林　16,540ha×4.95 トン／ha＝81,873 トン
天然生林 13,100ha×1.54 トン／ha＝20,174 トン
合計　81,873 トン＋20,174 トン＝102,047 トン

■ごみ発電

○売電量：基準年度 29,441 千 kWh，2009（平成 21）年度 53,412 千 kWh

○電気の排出係数

基準年度：0.353kg-CO_2/kWh

2009（平成 21）年度：0.294kg-CO_2/kWh

○削減効果量計算結果

53,412× 0.294 － 29,441× 0.353 ＝ 5,310 トン

■太陽光発電

○売電量：4,162MWh

○電気の排出係数：0.294kg-CO_2/kWh

○削減効果量計算結果：4,162×0.294 = 1,224 トン

◎合計

102,047＋5,310＋1,224 = 108,581 トン

表２　温室効果ガス排出量の内訳

単位：万トン－CO_2

二酸化炭素	基準年	2008年度（平成20年度）	**2009年度（平成21年度）**	増減	
				対基準年	対前年度
エネルギー起源	699.0 [96.4%]	638.7 [96.7%]	**566.4** **[96.8%]**	−132.6 (−19.0%)	−72.3 (−11.3%)
産業部門（工場等）	194.8 [26.9%]	108.1 [16.4%]	**93.9** **[16.0%]**	−100.9 (−51.8%)	−14.2 (−13.1%)
運輸部門（自動車・鉄道）	197.3 [27.2%]	165.4 [25.0%]	**153.6** **[26.2%]**	−43.6 (−22.1%)	−11.8 (−7.2%)
民生・家庭部門	155.4 [21.4%]	189.2 [28.6%]	**164.5** **[28.1%]**	9.1 (+5.9%)	−24.7 (−13.0%)
民生・業務部門（商業・サービス・事業所等）	151.6 [20.9%]	176.0 [26.7%]	**154.4** **[26.4%]**	2.9 (+1.9%)	−21.6 (−12.3%)
非エネルギー起源（廃棄物部門）	25.8 [3.6%]	21.8 [3.3%]	**18.8** **[3.2%]**	−7.0 (−27.0%)	−3.0 (−13.6%)
二酸化炭素排出量合計	724.8 [100%]	660.6 [100%]	**585.3** **[100%]**	−139.6 (−19.3%)	−75.3 (−11.4%)

二酸化炭素（再掲）	724.8 [93.9%]	660.6 [95.3%]	**585.3** **[94.6%]**	−139.6 (−19.3%)	−75.3 (−11.4%)
その他の温室効果ガス	47.1 [6.1%]	32.7 [4.8%]	**33.2** **[5.4%]**	−13.9 (−29.5%)	+0.5 (+1.5%)
メタン	2.3	1.7	**1.7**	−0.6 (−26.1%)	−0.0 (−2.4%)
一酸化二窒素	11.7	8.8	**8.3**	−3.4 (−29.0%)	−0.5 (−5.2%)
代替フロン等	33.2	22.2	**23.2**	−9.9 (−30.0%)	+1.0 (+4.4%)
温室効果ガス排出量	772.0 [100%]	693.3 [100%]	**618.5** **[100%]**	−153.5 (−19.9%)	−74.8 (−10.8%)

注1:　[　　] 内は構成比，（　　） 内は増減率を示す。

注2:　基準年は温室効果ガスの種類により異なる。二酸化炭素，メタン及び一酸化二窒素は1990（平成2）年。
代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン類，パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄）は1995（平成7）年。

注3:　エネルギー起源とは，化石燃料の燃焼（電気の消費を含む。）に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注4:　電気の排出係数は，実際に使用した電気事業者のものを使用している。

注5:　四捨五入のため，合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

注6:　エネルギー転換部門は，業務部門に含めている。

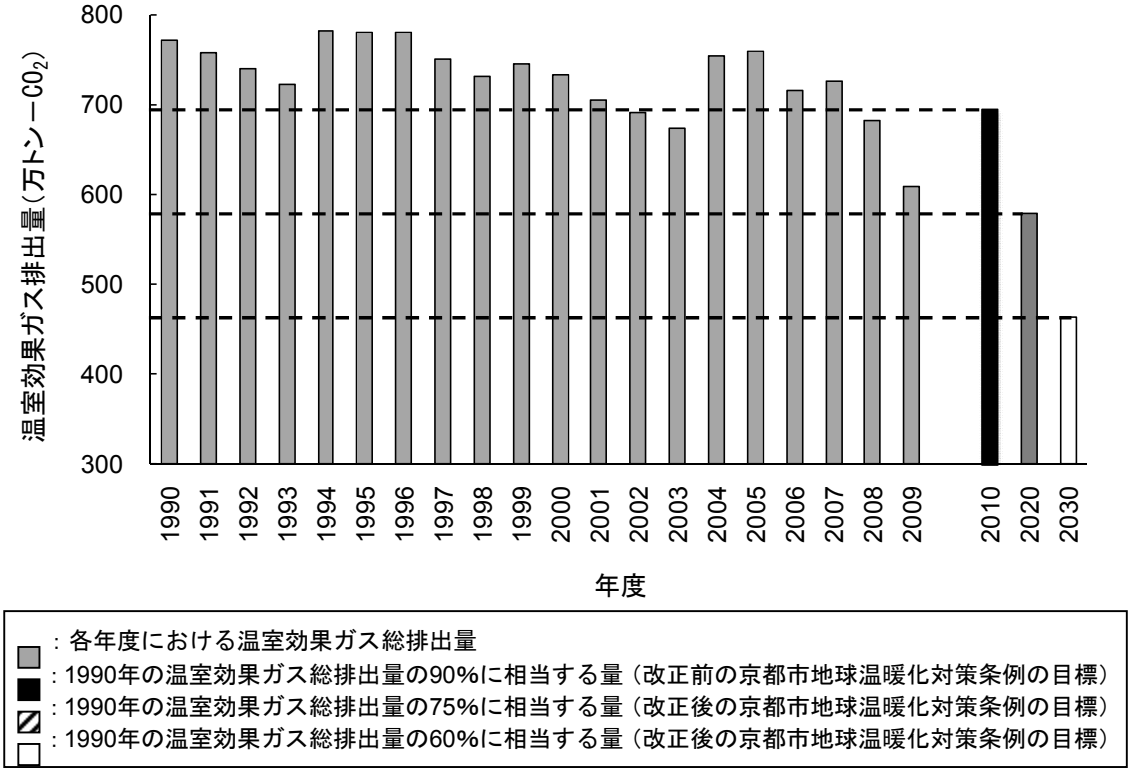

図１　温室効果ガス総排出量の推移

表３　温室効果ガス排出量の算定範囲

温室効果ガスの種類・部門		算定の範囲
二酸化炭素	産業部門	農林業，鉱業，建設業，製造業における電気，燃料の使用に伴う排出
	運輸部門	自動車（自家用を含む。）・鉄道における電気，燃料の使用に伴う排出
	民生・家庭部門	家庭における電気，燃料の使用に伴う排出（自家用自動車は運輸部門で計上）
	民生・業務部門	事務所・ビル，商業，サービス業における電気，燃料の使用に伴う排出
	廃棄物部門	一般廃棄物及び産業廃棄物（プラスチック，廃油，合成繊維）の燃焼に伴う排出
メタン（CH4）		燃料・廃棄物・下水汚泥等の燃焼，農業等からの排出
一酸化二窒素（N2O）		燃料・廃棄物・下水汚泥等の燃焼，麻酔，農業等からの排出
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		HFCs 使用時の漏出，発泡・エアゾール・空調機器からの放出
パーフルオロカーボン類（PFCs）		PFCs 使用時の漏出，洗浄剤からの放出
六ふっ化硫黄（SF6）		SF6 使用時の漏出，電気設備からの漏出

2　二酸化炭素排出量

(1) 部門別排出量

化石燃料の使用などに伴い実際に排出された温室効果ガスは 618 万トンであり，基準年からは 153 万トン，19.9%減少，前年度からは 75 万トン，10.8%減少している。

前年度から大きく減少したのは，全体の約 95%を占めている二酸化炭素の排出量が 75 万トン減少したためであり，2008（平成 20）年度後半の金融危機に伴う景気低迷の影響による各部門のエネルギー需要の減少，電気の排出係数の改善が要因として挙げられる。

二酸化炭素の部門別の主な排出状況を表 4 に，二酸化炭素排出量の推移（主要 4 部門）を図 2 及び図 3 に示す。部門別排出量が総排出量に占める割合について、大きい順に並べると、民生・家庭部門（28.1%），民生・業務部門（26.4%），運輸部門（26.2%），産業部門（16.0%），廃棄物部門（3.2%）となっている。

表 4　2009（平成 21）年度の部門別の二酸化炭素排出状況

部　門	排出量	増　減	主な増減理由
産業部門 （工場等）	93.9 万トン	基準年比　51.8%減少	燃料転換，製造品出荷額の減少
		前年度比　11.3%減少	電気の排出係数の改善
運輸部門 （自動車・鉄道）	153.6 万トン	基準年比　22.1%減少	平均燃費の向上
		前年度比　7.2%減少	貨物輸送量の減少
民生・家庭部門	164.5 万トン	基準年比　5.9%増加	世帯数の増加
		前年度比　13.0%減少	電気の排出係数の改善 夏季平均気温の低下
民生・業務部門 （商業・サービス・事務所等）	154.4 万トン	基準年比　1.9%増加	課税床面積等の増加
		前年度比　12.3%減少	電気の排出係数の改善

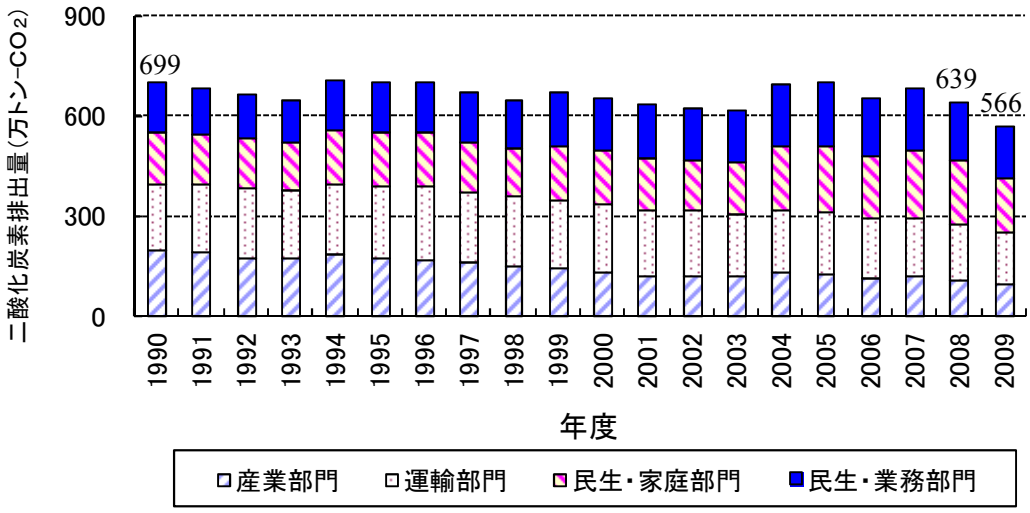

図２　エネルギー起源二酸化炭素排出量（主要４部門の累積値）

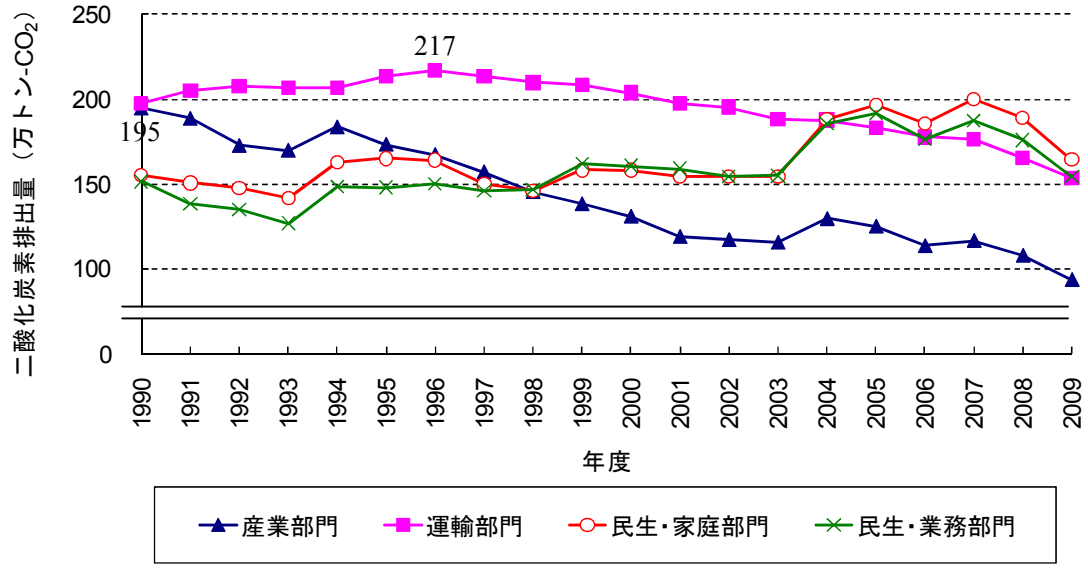

図３　部門別二酸化炭素排出量の推移（主要４部門）

○　産業部門は基準年である 1990（平成 2）年の 195 万トンをピークに，運輸部門は 1996（平成 8）年の 217 万トンをピークに減少し，基準年の排出量を下回っている（産業部門：基準年比で 51.8%減。運輸部門：基準年比で 22.1%減）。

○　一方，民生・家庭部門及び民生・業務部門は少し増加している（民生・家庭部門：基準年比で 5.9%増。民生・業務部門：基準年比で 1.9%増）。

(2) エネルギー源別排出量

二酸化炭素排出量のエネルギー源別の状況は，表 5 及び図 4 に示すとおりであり，電気の使用に伴う排出が最も多く（46.4%），都市ガス（20.0%），ガソリン（13.9%）の順となっている。

表 5　二酸化炭素のエネルギー源別排出量

単位：万トン-CO_2

	基準年	2008 年度（平成 20 年度）	2009 年（平成 21 年度）	増減	
				対基準年	対前年度
電気	255 [36.5%]	321 [50.3%]	263 [46.4%]	+8 (+3.0%)	-58 (-18.2%)
都市ガス	89 [12.8%]	116 [18.1%]	113 [20.0%]	+24 (+26.6%)	-3 (-2.3%)
ガソリン	100 [14.3%]	81 [12.7%]	79 [13.9%]	-21 (-21.5%)	-2 (-2.8%)
灯油	38 [5.5%]	20 [3.2%]	19 [3.3%]	-19 (-50.6%)	±0 (-6.8%)
軽油	72 [10.3%]	61 [9.6%]	57 [10.1%]	-15 (-20.8%)	-4 (-6.9%)
LPG	27 [3.9%]	16 [2.6%]	17 [3.0%]	-10 (-38.0%)	+1 (+2.4%)
重油類	116 [16.6%]	22 [3.5%]	19 [3.3%]	-97 (-83.9%)	-3 (-16.8%)
二酸化炭素合計	699 [100%]	639 [100%]	566 [100%]	-133 (-19.0%)	-73 (-11.3%)

注１：[　]内は構成比，（　）内は増減比を表す。
注２：基準年は 1990（平成 2）年。
注３：電気の排出係数は，地域係数を利用している。
注４：四捨五入のため，合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

○　電気の利用による排出量は，2008（平成 20）年度後半の金融危機に伴う景気低迷の影響による各部門のエネルギー需要の減少や電気の排出係数の改善により，前年度比で 18.2%減少している。

○　都市ガスの利用による排出量は，2009（平成 21）年度において基準年比で 26.6%増と大幅に増加している。

○　重油類やガソリン等の石油類の利用による排出量については，基準年から大幅に減少している。

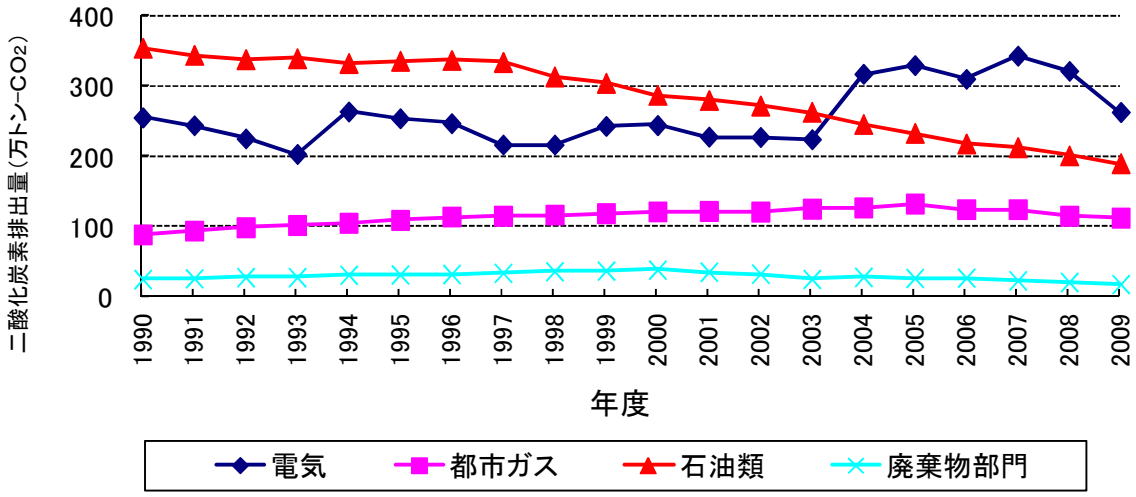

図４　エネルギー源別二酸化炭素排出量の推移

3　二酸化炭素排出量の増減要因（共通項目）

(1) 電気の排出係数

電気の使用時には二酸化炭素は排出されないが，発電段階で火力発電所から排出されている。このため，市内で使用された電気を発電するために他地域で排出された二酸化炭素排出量を市内排出量としている。

（電気の使用に伴う二酸化炭素排出量）＝（市内電気消費量）×（電気の排出係数）
（電気の排出係数）＝（発電所からの二酸化炭素排出量）／（電気消費量）

我が国では一般電気事業者 10 社が地域ごとに電力を供給しており，その平均排出係数（全国係数）を用いて全国の排出量を算出している。特定の地域の一般電気事業者の排出係数を地域係数とし，京都市域では関西電力株式会社から供給されていることから，同社の排出係数（地域係数）を用いて，市内の電気消費量に見合う二酸化炭素排出量を算出している。

発電所からの二酸化炭素排出量及び電気消費量は年によって異なるため，電気の排出係数は年によって大きく変動し，図 5 に示すとおり地域係数は，1998（平成 10）年度においては 0.253kg-CO_2/kWh（対基準年比 28.3%減）と最も低く，2007（平成 19）年度には 0.366kg-CO_2/kWh と最も高かったが（対基準年比 3.7%増），2009（平成 21）年度には 0.294kg-CO_2/kWh と対前年度比で 17.2%と大きく減少した。これに伴い，電気の使用に伴う二酸化炭素排出量も大きく減少した。

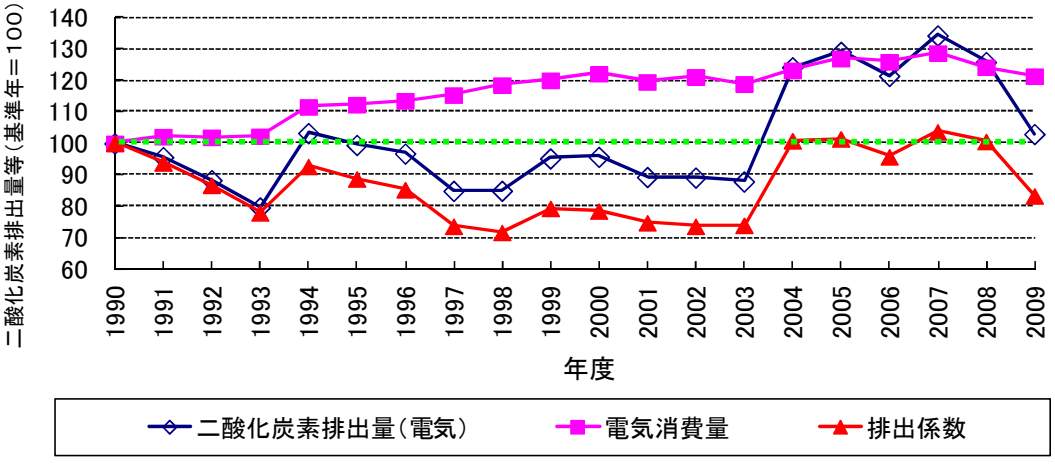

図 5　電気の使用に伴う二酸化炭素排出量等の推移（対基準年比）

(2) 気温

猛暑，厳冬の年は，冷暖房に多くのエネルギーが使用されるため，二酸化炭素排出量が増加し，反対に，冷夏，暖冬の年は，二酸化炭素排出量が減少する。

また，電気事業者において，気温の変動に応じた電力需要の増加には火力発電が活用される。このため，猛暑，厳冬の年は，火力発電の利用率が増し，排出係数が悪化することで，更に二酸化炭素排出量が増加する傾向がある。

○　2008（平成 20）年度と 2009（平成 21）年の月平均気温と平年差を図 6 に示した。2008（平成 20）年度の夏季（7 月～9 月）の平均気温は 26.8℃（前年度 26.8℃）と，平年と比べて 0.8℃高かった。また，冬季（12 月～2 月）の平均気温は 6.5℃（前年度 5.3℃）と，平年と比べて 1.1℃高かった。

○　一方，2009（平成 21）年度の夏季（7 月～9 月）の平均気温は 25.8℃と，前年より 1.0℃，平年より 0.2℃低かった。また，冬季（12 月～2 月）の平均気温は 6.2℃と，前年より 0.3℃低く，平年より 0.8℃高かった。

○　関西電力株式会社京都営業所管内（京都市及び周辺の市町）の月別の電灯消費量（家庭用の電気）を，図 7 に示した。2009（平成 21）年について，7 月は 2008（平成 20）年 7 月の消費量よりやや増加しているものの，8，9 月の電灯消費量は，2008（平成 20）年の同時期より減少している。また，冬季（12 月～2 月）については，2008（平成 20）年度，2009（平成 21）年度で差はほとんど見られない。

○　大阪ガス株式会社による市内の都市ガス（家庭用）の月別消費量を，図 8 に示した。 2009（平成 21）年度の月別消費量は，2008（平成 20）年度と比較して，ほぼ同値で推移している。

このように，2009（平成 21）年度の二酸化炭素排出量が減少している要因の 1 つとして，前年度に比べてやや冷夏となった影響が考えられる。

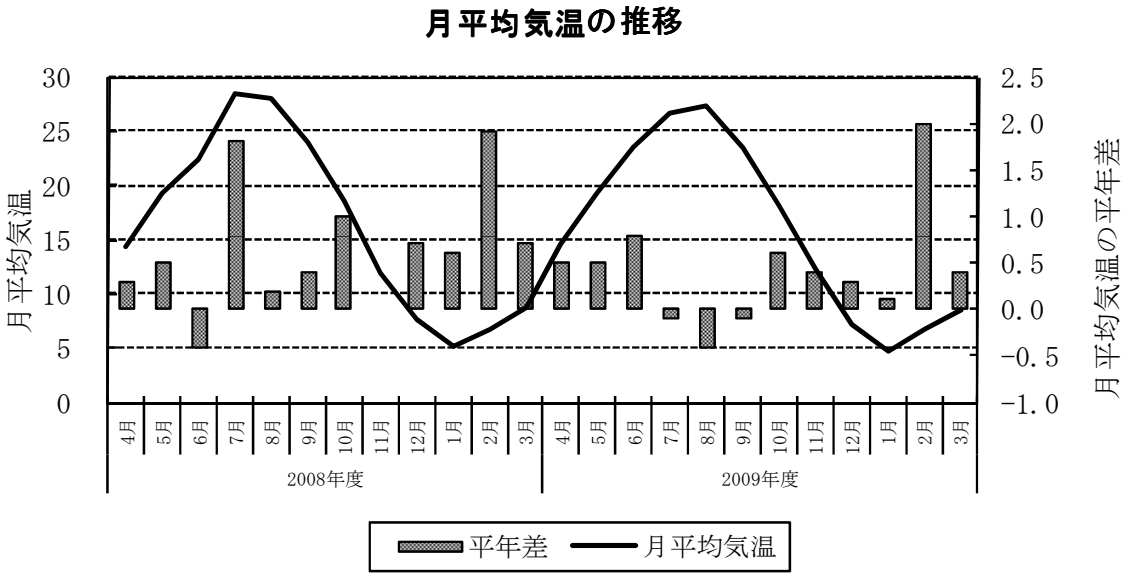

図６　月平均気温の状況

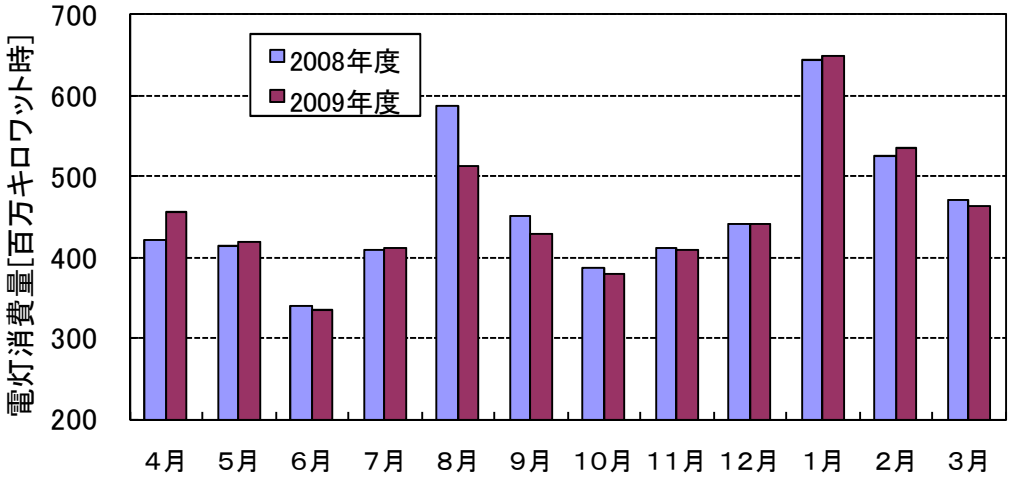

図７　関西電力株式会社京都営業所管内の月別電灯消費量（家庭用）

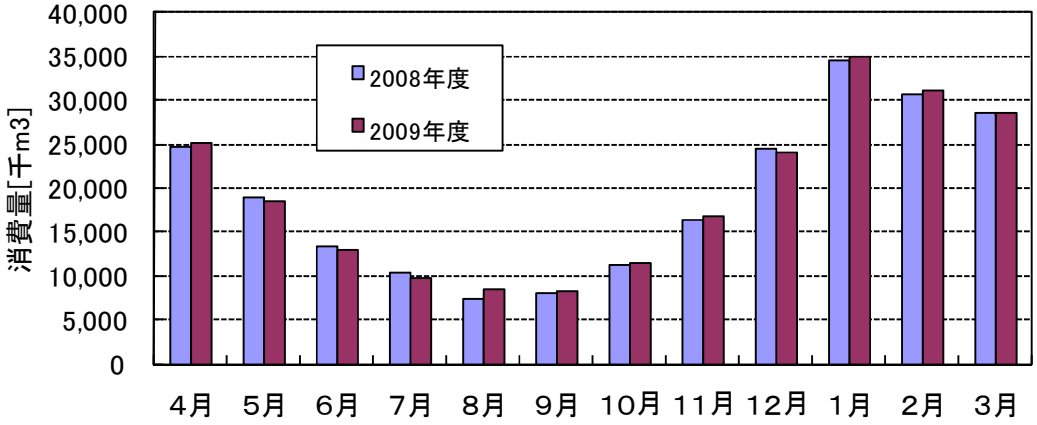

図８　都市ガスの月別消費量（家庭用）

4　二酸化炭素排出量の増減要因（部門別）

(1) 産業部門

2009（平成 21）年度の産業部門からの二酸化炭素排出量は，94 万トンであり，二酸化炭素排出量の 16.0%を占めている。図 9 に示すとおり基準年（1990 年）と比べると 101 万トン（51.8%）減少し，前年と比べると 14 万トン（13.1%）減少している。

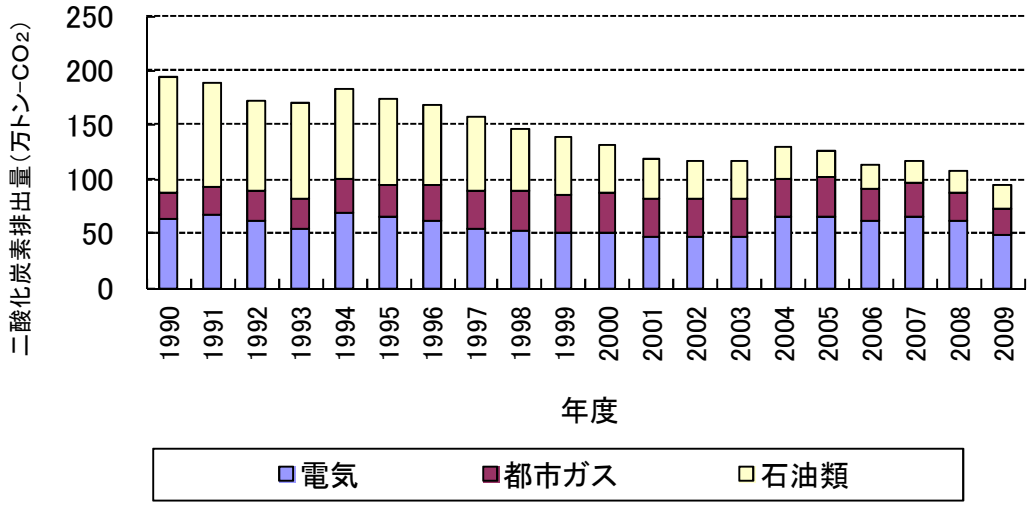

図 9　産業部門からの二酸化炭素排出量

○　エネルギー源別の構成比をみると，石油類が 1990（平成 2）年には 55.2%を占めていたが，2009（平成 21）年度には 22.0%と減少している。一方，発熱量当たりの二酸化炭素排出量のより少ない燃料である都市ガスは，12.2%から 25.3%へと増加し，燃料の転換が排出量減少の要因の一つである。（参考：石油類：0.0163-0.0189tC/GJ，都市ガス：0.0138tC/GJ）

○　産業部門からの二酸化炭素排出量の推移は，図 10 に示すとおり，製造品出荷額等の推移とほぼ同様の傾向を示している。

1990（平成 2）年度以降，減少傾向を示していたが，2001（平成 13）年度前後から 2007（平成 19）年度までは概ね横ばい傾向となり，その後は，再度減少傾向に転じている。

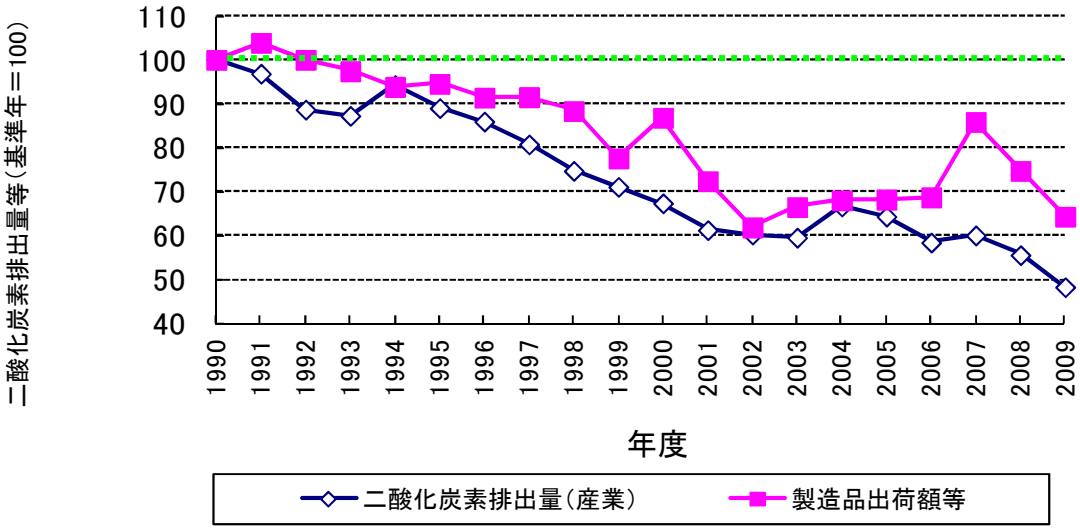

図 10　二酸化炭素排出量（産業部門）等の推移

(2) 運輸部門

2009（平成 21）年度の運輸部門からの二酸化炭素排出量は 154 万トン（自動車 139.7 万トン，鉄道 13.9 万トン）であり，二酸化炭素排出量の 26.2%を占めている。

○　図 11 に示すとおり 1996（平成 8）年の 217 万トンをピークに減少傾向を示し，基準年（1990 年）と比べると 44 万トン（22.1%）減少し，前年と比べると 12 万トン（7.2%）減少している。

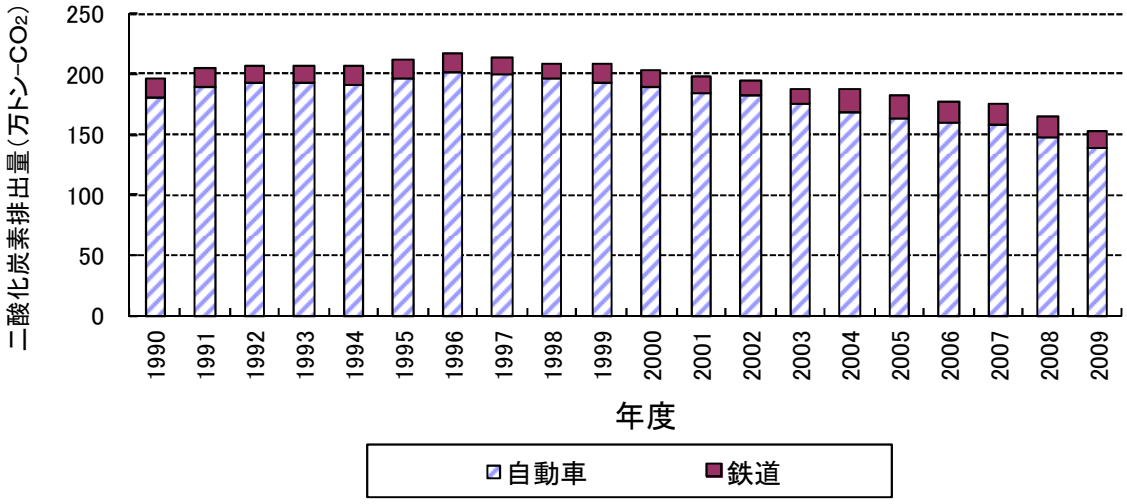

図 11　運輸部門からの二酸化炭素排出量

○　運輸部門からの二酸化炭素排出量の約 9 割を占める自動車（原動機付自転車を含む。）の保有台数の推移は，図 12 に示すとおりである。

○　全体としては，1990（平成 2）年度と比べると微増しており，1997（平成 9）年度の 84 万台をピークにここ近年は横ばい傾向にある。その傾向は，四輪車（二輪車を除く自動車）の保有台数の推移とほぼ一致しており，二輪車については，大きな変化はみられない。

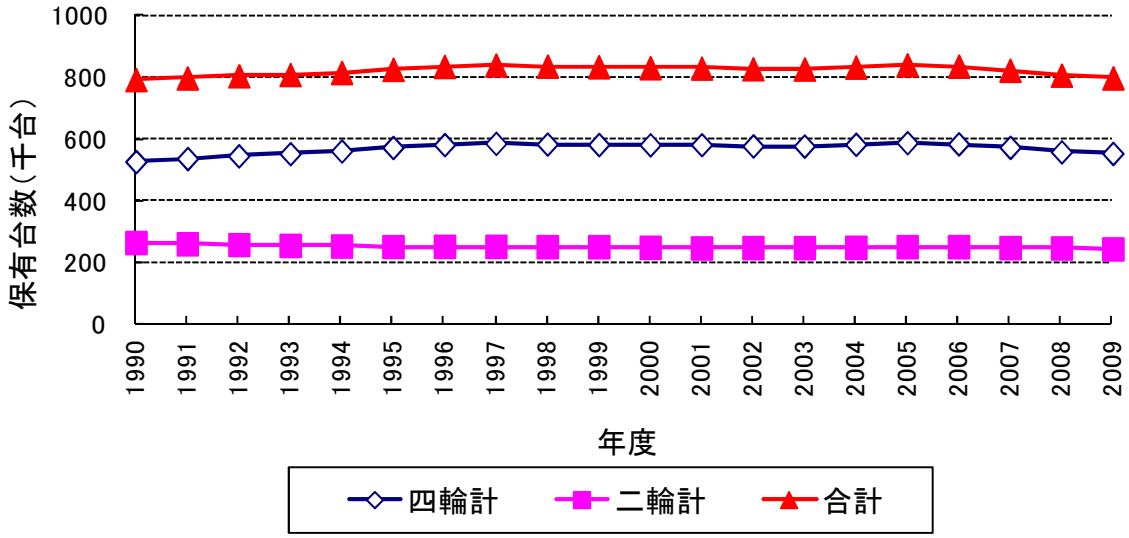

図 12　自動車（原動機付自転車含む）保有台数の推移

○　車種構成別の自動車保有台数の推移をみると，図 13 に示すとおり，小型乗用車（二輪以外の乗用車で排気量 660～2000cc のもの）が減少し，普通乗用車（排気量 2000cc を超す乗用車）及び軽自動車（660cc 以下の自動車）が増加している。

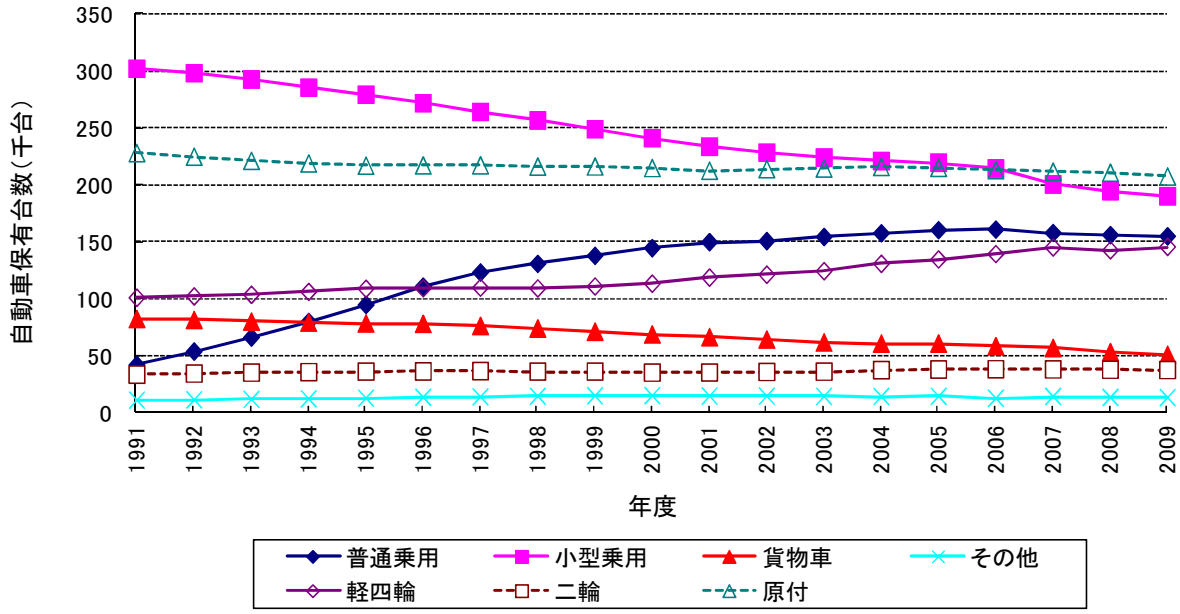

図 13　車種構成別自動車保有台数の推移

二輪：総排気量 125cc を超える二輪車
原付：原動機付自転車（排気量 125cc までのもので，ミニカーを含む）

○　自動車燃料別の二酸化炭素排出量は，図 14 に示すとおり各燃料とも 1996（平成 8）年ごろをピークに減少傾向を示している。ガソリンについては，自動車の平均燃費の向上（図 15）や保有台数の推移（図 13）にみられる軽自動車の増加によるものと考えられる。また，軽油については，貨物車の保有台数の減少や輸送効率の向上によるものと考えられる。

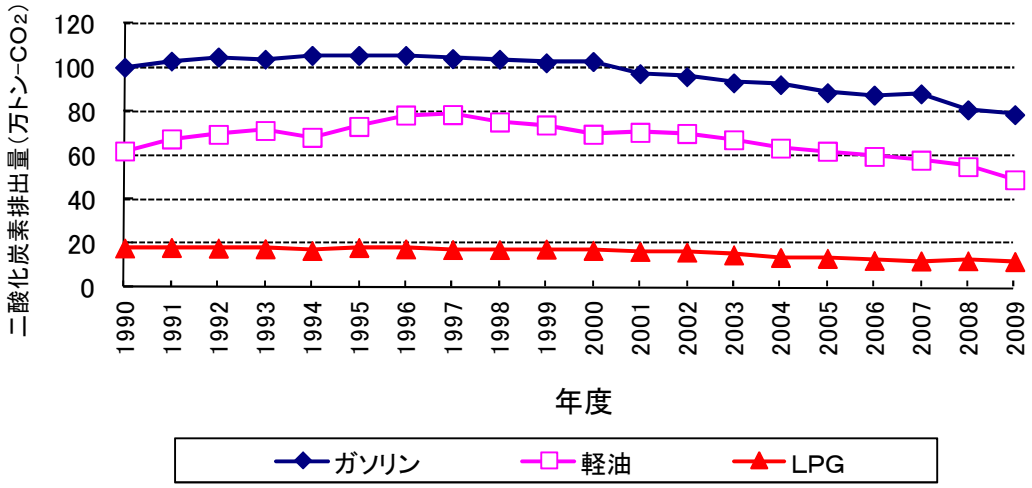

図 14　自動車燃料別の二酸化炭素排出量

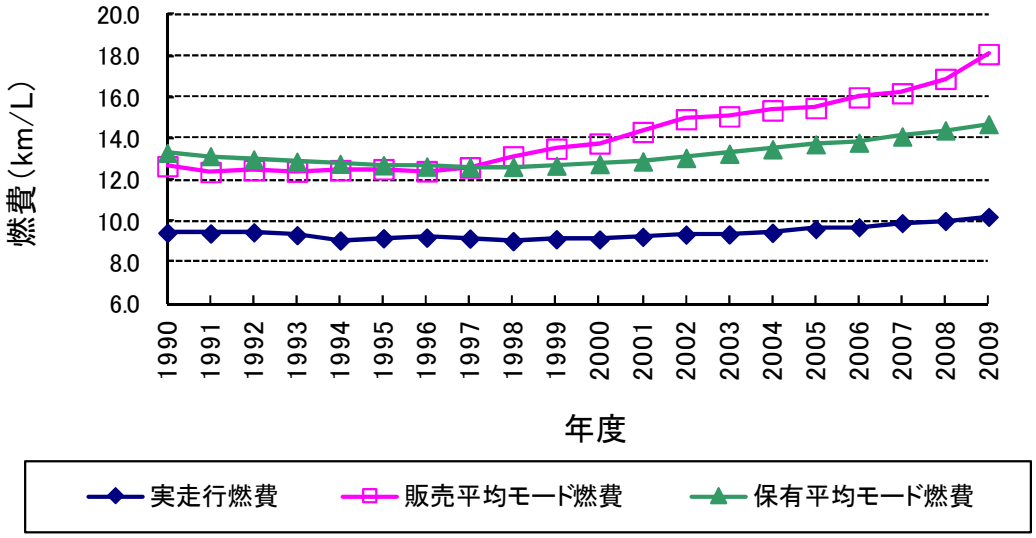

図 15　全国のガソリン乗用車の燃費の推移

販売モード燃費：その年に販売された全乗用車の平均公称燃費
保有モード燃費：国内で保有されている全乗用車の平均公称燃費
（社団法人自動車工業会調べ）

(3) 民生・家庭部門

2009（平成 21）年度の民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量は，164 万トンであり，二酸化炭素排出量の 28.1%を占めている。

○　図 16 に示すとおり基準年（1990 年）と比べると 9 万トン（5.9%）増加し，前年と比べると 25 万トン（13.0%）減少している。

○　排出量の大半を占める電気については，電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は 105 万トンであり，対前年度比 23 万トン減となっている。また，図 17 に示すとおり，使用量が基準年から 37%増加しており，その削減を図ることが重要である。

○　前年から排出量が減少した主な要因は，排出係数の低下と，前年度から冷夏となった影響を受け，夏季の電気消費量が減少したことが考えられる。

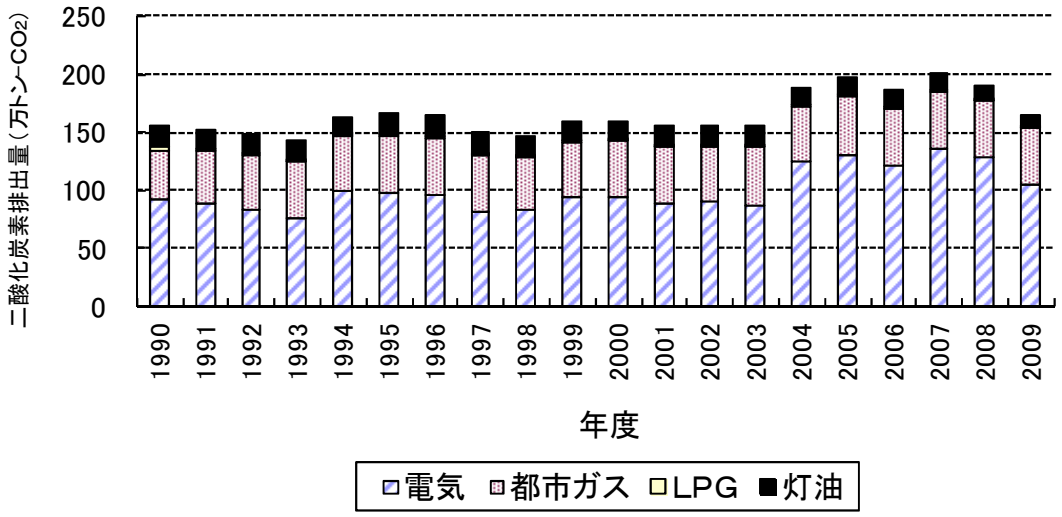

図 16　民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量

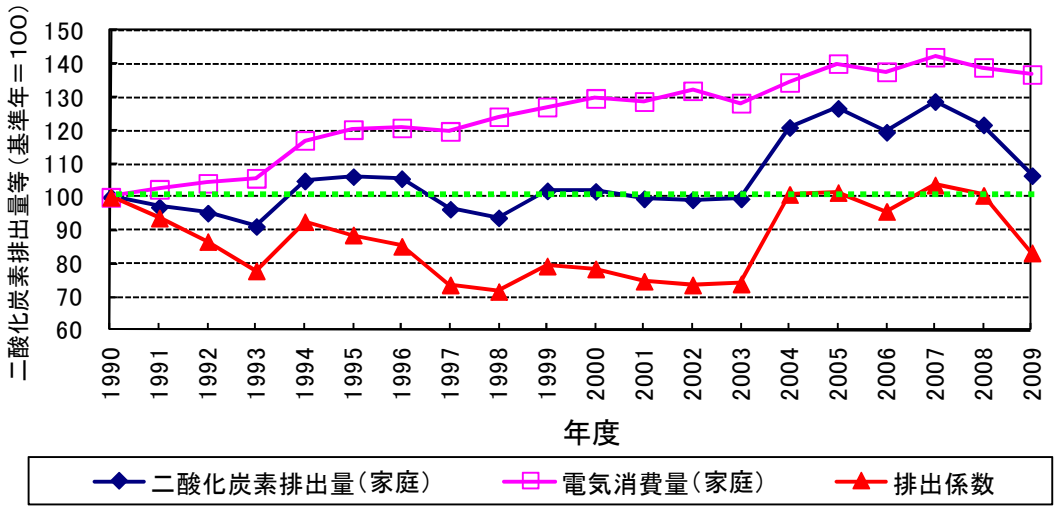

図 17　二酸化炭素排出量（民生・家庭部門）等の推移（対基準年比）

○　民生・家庭部門からの電気消費量について，人口と世帯の推移と比べてみると，図 18 に示すとおり，世帯数の増加が，電気消費量の増加の 1 つの要因と考えられる。

○　世帯あたりのエネルギー消費量は，基準年からあまり変化しておらず，各家庭において冷暖房やテレビの使用を控えるなどの省エネに一層取り組むことが重要である。

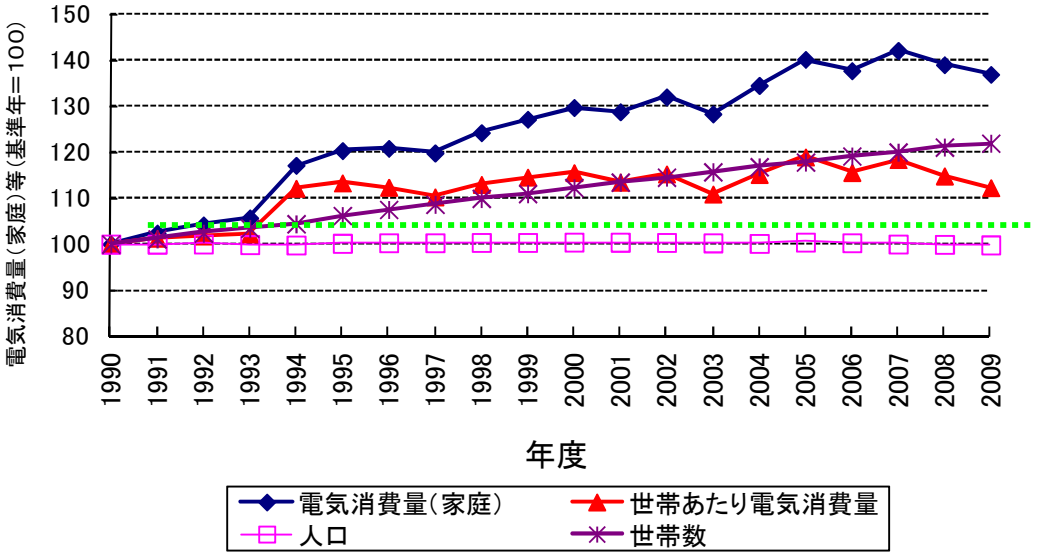

図 18　電気消費量（民生・家庭部門）等の推移

○　1 世帯当たりの二酸化炭素排出量（民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量／世帯数）を，図 19 に示した。全国では 3.03 トン／世帯に対して，京都市では 2.45 トン／世帯と，本市のほうが 0.58 トン／世帯小さく，また，基準年（1990 年）に対する増加率も低かった。（全国：0.6%減，京都市：12.7%減）

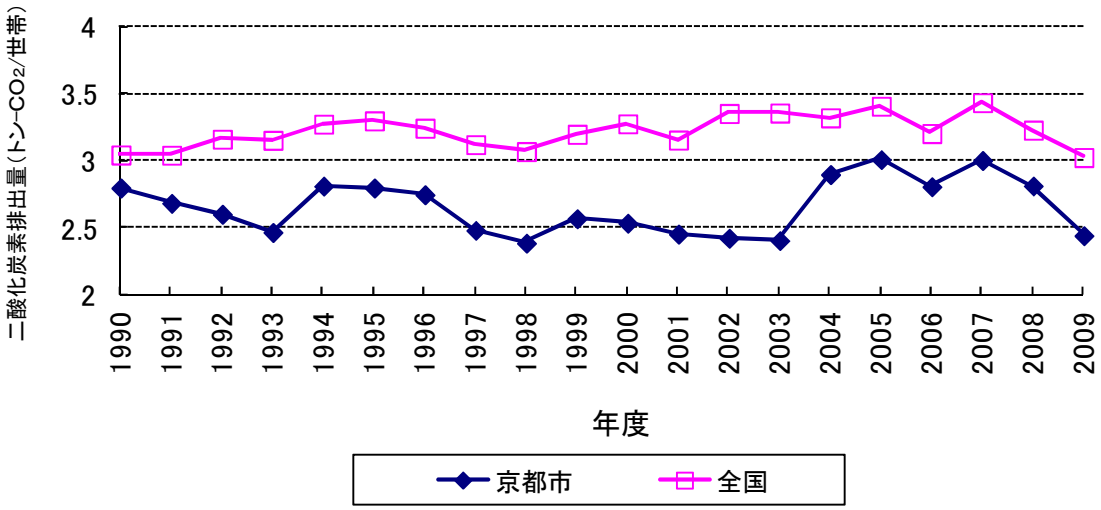

図 19　世帯当たりの二酸化炭素排出量（民生・家庭部門）（全国比較）

(4) 民生・業務部門

2009（平成 21）年度の民生・業務部門からの二酸化炭素排出量は 154 万トンであり，二酸化炭素排出量の 26.4%を占めている。

○　図 20 に示すとおり，基準年（1990 年）と比べると 3 万トン（1.9%）増加し，前年度と比べると 22 万トン（12.3%）減少している。

○　前年度からの排出量減少の主な要因は，図 21 に示すとおり，電気消費量及び排出係数の減少が考えられる。

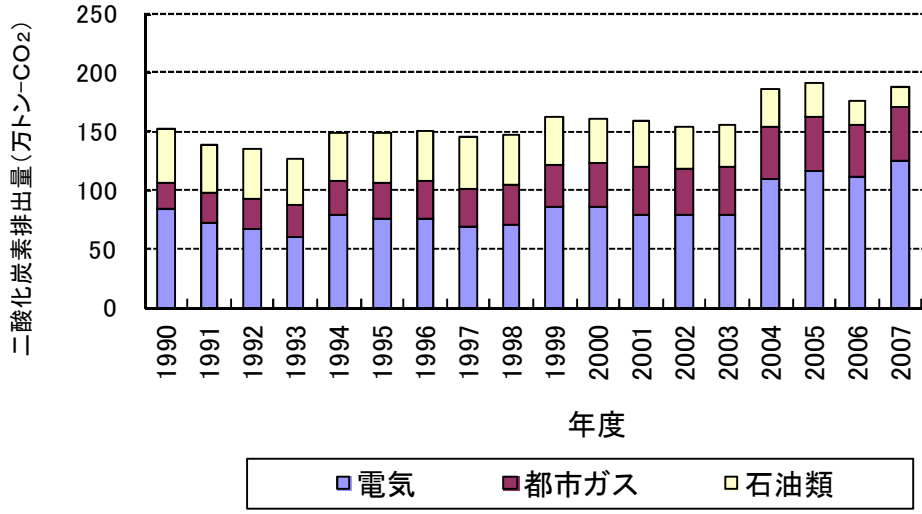

図 20　民生・業務部門からの二酸化炭素排出量

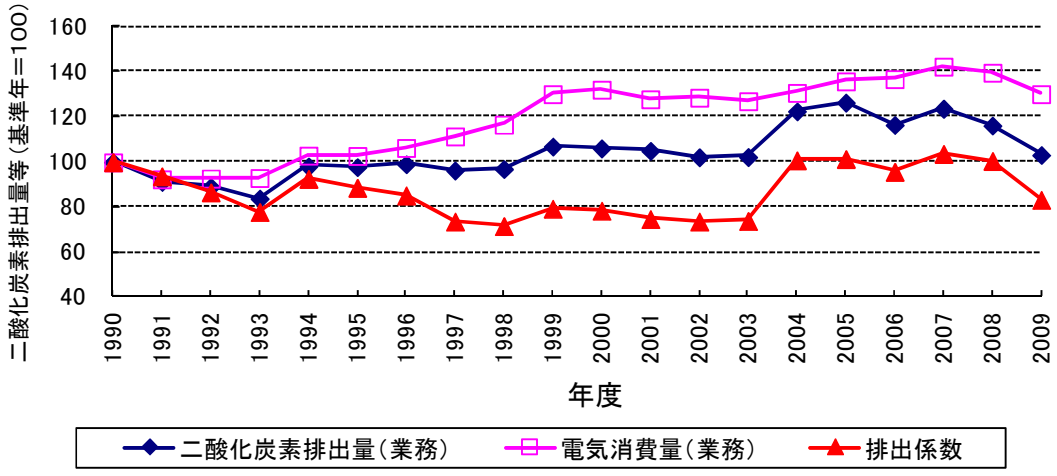

図 21　二酸化炭素排出量（民生・業務部門）等の推移（対基準年比）

○　民生・業務部門の二酸化炭素排出量、民生・業務部門に該当する業種の市内総生産及び建築物床面積（固定資産税課税対象の建築物床面に限る。官公庁，学校等の面積は含まない。）の推移について，図 22 に示す。なお，2003（平成 15）年頃まで排出量が低く抑えられているのは，電気の排出係数が低かったことが考えられる（図 21 参照）。

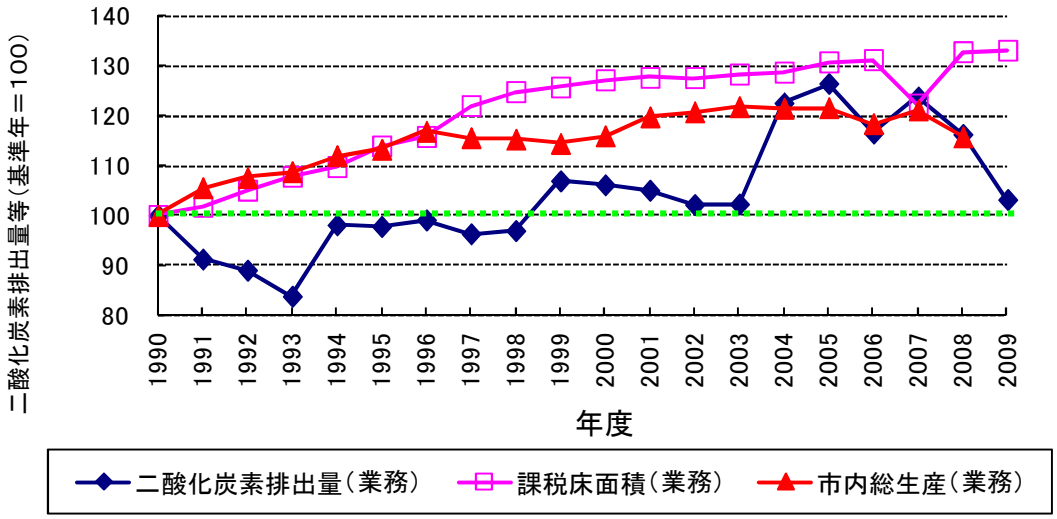

図 22　二酸化炭素排出量（民生・業務部門）等の推移

※2009 年度の市内総生産（業務）は未確定

(5) 廃棄物部門その他

ア　廃棄物部門

2009（平成 21）年度の廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は，図 23 に示すとおり 18.8 万トンであり，二酸化炭素排出量の 3.2%を占めている。

○　基準年（1990 年）と比べると 7.0 万トン（27.0%）減少し，前年度と比べると 3.0 万トン（13.6%）減少している。

○　廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量は，ごみ焼却量の推移と一致しており，2000（平成 12）年度の 39.2 万トンをピークに減少傾向を示している。

○　産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量については，1998（平成 10）年度の 13.6 万トンをピークに減少傾向を示し，2003（平成 15）年度に急激に減少した。

○　これは，ダイオキシン類対策特別措置法が 2002（平成 14）年度から規制強化されたことから，基準に適合しない産業廃棄物焼却炉が廃止されたことによるものである。

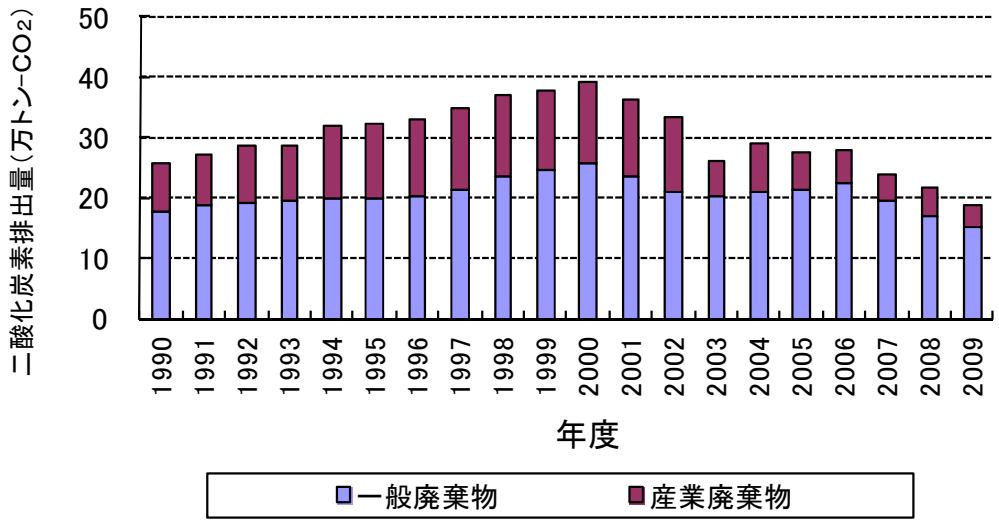

図 23　廃棄物部門からの二酸化炭素排出量

○　プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素排出量については，図 24 に示すとおり，2000（平成 12）年度をピークに一旦減少し，2003（平成 15）年度以降再び緩やかに増加したが，2008（平成 20）年度には前年度比で 16.2%減と大きく減少している。これは，2007（平成 19）年 10 月から全市拡大されたプラスチック製容器包装分別収集の通年化が実施されたことによるものである。

○　合成繊維の焼却に伴う二酸化炭素排出量は，2～3 万トン程度で推移している。

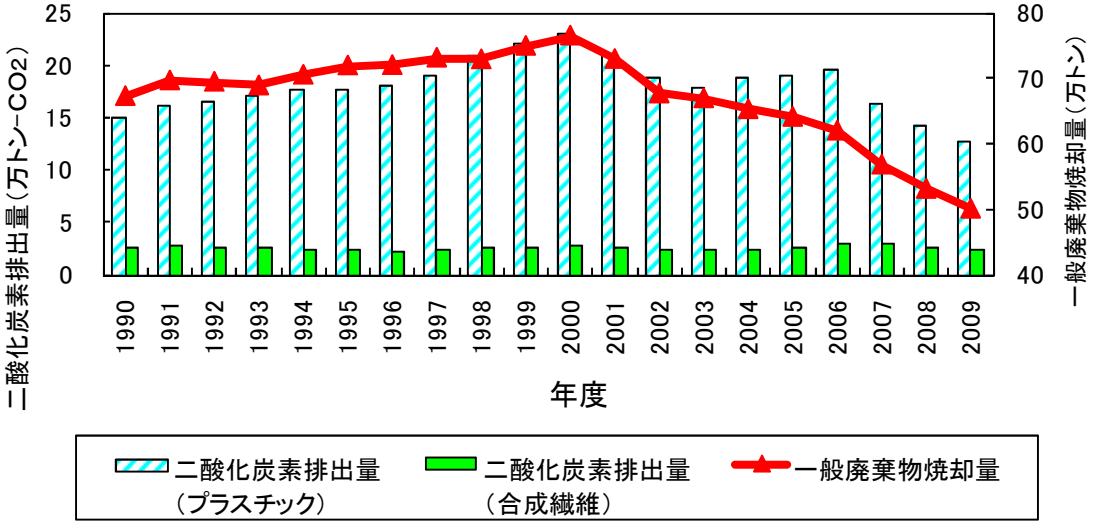

図 24　一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量等

5　その他の温室効果ガス排出量

(1) 代替フロンの算定方法について

2007（平成 19）年度の温室効果ガス排出量の算定に当たっては，国において業務用冷凍空調機器及び家庭用エアコンから漏れ出す代替フロン排出量の算定方法を基準年にさかのぼって見直しがなされた。

そこで，本市においても昨年度に，国に準じ，代替フロン排出量を基準年にさかのぼって見直している。

(2) その他の温室効果ガス排出量について

二酸化炭素以外のその他の温室効果ガス排出量は，2009（平成 21）年度は 33.2 万トンと，温室効果ガス総排出量の 5.4%を占めている。

○　図 25 に示すとおり基準年の排出量（メタン，一酸化二窒素については 1990（平成 2）年，代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン類（HFCs），パーフルオロカーボン類（PFCs），六ふっ化硫黄（SF_6））については 1995（平成 7）年の排出量を合計した量。47.1 万トン）と比べて，13.9 万トン減少している。

○　2009（平成 21）年度の排出量について，温室効果ガス別にみると，パーフルオロカーボン類（PFCs）は工業用洗浄剤としての使用が減少したことにより，基準年の 27.4 万トン（代替フロン等の 82.6%）から 1.6 万トン（同 6.8%）に減少した。

○　ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は，業務用冷凍空調機器及び家庭用エアコンから漏れ出す分を排出量に組み込んだことにより，2.9 万トン（同 8.8%）から 20.6 万トン（同 88.5%）に増加した。

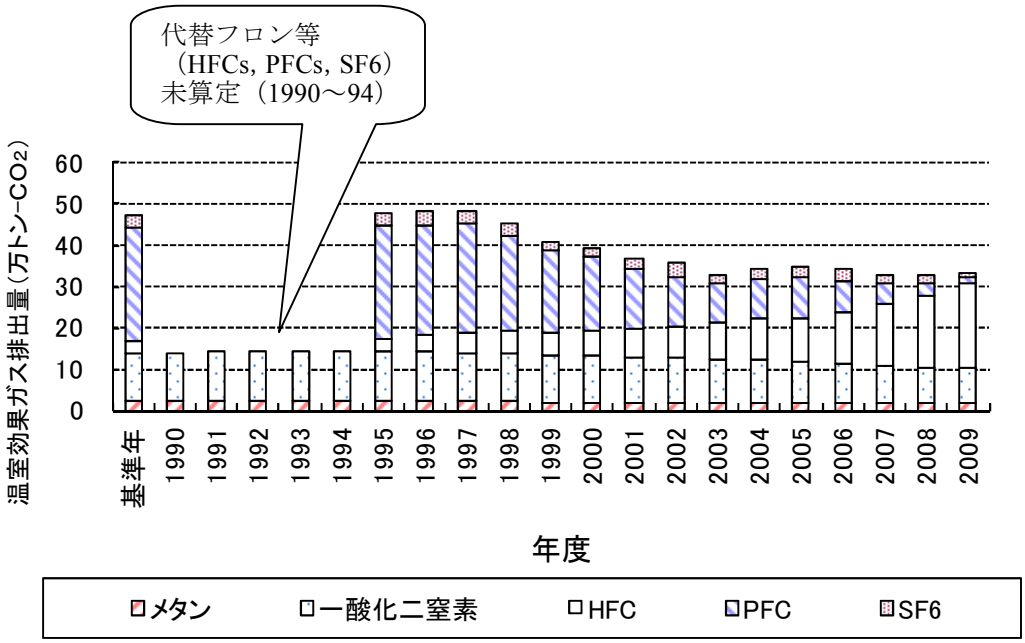

図 25 その他の温室効果ガス排出量

第２章　地球温暖化対策の実施状況及び評価

1　地球温暖化対策条例の全部改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定

(1) 地球温暖化対策条例の全部改正

地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例（2004（平成 16）年 12 月制定)」の改正について,「地球温暖化対策推進委員会（京都市環境審議会の部会)」における審議を経て，2010（平成 22）年 7 月に答申を受けた。9 月の京都市会において改正条例案が全会一致で可決されたことから，2011（平成 23）年 4 月から，同改正条例に基づき，市民，事業者，環境保全活動団体，京都市が一体となって，新たな目標の実現に向けた取組が始まることとなる。

改正条例の特徴①「先駆的な削減目標を条例で明記」

2030（平成 42）年度までに 1990（平成 2）年度比 40%削減

2020（平成 32）年度までに 1990（平成 2）年度比 25%削減

改正条例の特徴②「低炭素社会の実現に向けた新たな取組を規定」

■京都市の施策

カーシェアリングの普及促進, 地域産木材の利用促進, 食の地産地消の促進, 環境産業の育成・振興，地球温暖化対策を推進する人材の育成など

■市民・事業者の取組

エコ通勤の促進，エコカーの選択・カーシェアリングの利用，食の地産地消,「DO YOU KYOTO? デー」を中心とする環境によい取組の実践など

■特定事業者の取組

事業者排出量削減計画書制度【義務】の拡充（総合的な評価制度の導入と低評価事業者への追加削減対策の指導), 環境マネジメントシステムの導入【義務】, 新車購入時におけるエコカーの選択【義務】

■自動車販売店の取組

自動車環境性能情報の説明【義務】, エコカーの販売実績の報告・公表【義務】

■特定建築物（※）などの建築主による取組

地域産木材の利用【義務】，再生可能エネルギー利用設備の設置【義務】，建築環境総合性能評価システム（CASBEE 京都）に基づく評価及び評価結果の広告などへの表示【義務】，建築物及び敷地の緑化【義務】

（※）延べ床面積 2000m^2 以上の大規模建築物（新築・増築）

改正条例の特徴③「京都府地球温暖化対策条例との連携・整合」

■府・市条例における削減目標の共有

■特定事業者の排出量削減計画書・報告書制度など主な規定の共同化

(2) 新たな地球温暖化対策計画の策定

2011（平成 23）年 3 月に，改正条例に基づく新たな行動計画である「京都市地球温暖化対策計画（2011-2020）－地球にやさしいまち・経済・ライフスタイルを目指して－」を策定した。この新計画は，改正条例に掲げた 2030（平成 42）年度の目標達成に向けた前半 10 年間（2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度)における本市の地球温暖化対策の具体的施策を明らかにするものである。

新計画の特徴①「6 つの社会像の提示」

低炭素社会の実現に向けては，これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり，そのためには市民や事業者が広く共感でき，共有することができる社会像を提示し，それに向けた政策を進めていくことが重要である。このため，京都の特性を考慮した 6 つの観点から，条例の削減目標年次である 2030（平成 42）年度の低炭素社会像を提示している。

⑴ 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

⑵ 森を再生し「木の文化」を大切にするまち

⑶ エネルギー創出・地域循環のまち

⑷ 環境にやさしいライフスタイル

⑸ 環境にやさしい経済活動

⑹ ごみの減量

新計画の特徴②「削減効果指標による施策の進行管理」

「太陽光発電設備の発電出力」などの削減効果の算定に結びつく「削減効果指標」を設定しており，それぞれの指標について 2020（平成 32）年度の目標値を定めている。削減効果指標を毎年度把握することで，数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど,的確かつ具体的な対応を図っていく。

新計画の特徴③「3 つの戦略プロジェクト」

上述の社会像を実現するために,「まち」「経済」「暮らし」という 3 つの観点から重点的に推進する施策群を,「戦略プロジェクト」として位置付けている。

⑴ 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト

⑵ グリーン・エコノミー創出プロジェクト

⑶ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

【参考】地球温暖化対策推進委員会等について

2009（平成 21）年 8 月，京都市は，環境保全の見地から調査・審議する京都市環境審議会のもと，学識，市民・環境保全活動団体，事業者団体，関係行政機関の委員で構成される「地球温暖化対策推進委員会」を設置した。

委員会では，本市の温室効果ガス排出量の削減目標の達成を確実なものとするため, 地球温暖化対策に関する中長期的な目標や,「未来の低炭素社会像」「低炭素社会の実現に向けた戦略」「新地球温暖化対策計画における施策」「施策の削減効果と進ちょく指標」などについて，技術水準の向上や社会経済情勢の変化を踏まえた，活発な議論が公開形式で行われている。

また，条例の見直しや新計画策定などに当たっては，広く市民・事業者の皆様のご意見を反映させるべく，パブリックコメント（市民意見）の募集を実施し，審議に反映させていただいている。

2　平成 22 年度における（旧）地球温暖化対策計画に掲げる施策の実施状況及び評価

平成 22 年度における（旧）地球温暖化対策計画に掲げる施策の取組の実施状況について，指標を用いて評価し，いくつかの分野については，別途，重点的な評価を行った。

(1) 施策評価の観点

（旧）地球温暖化対策計画に掲げる施策の評価は，以下の視点と指標を用いて行った。

ア　施策の着手状況

【評価の観点】

事務事業化の進ちょく状況

【指標：「事務事業化指標」】

⇒　事務事業化した項目と事務事業化していない項目

イ　事務事業の進ちょく状況

【評価の観点】

事務事業の進ちょく状況と効果

【指標：「成果指標」】

⇒　事務事業の成果，進ちょくを計測できる実績数値

温室効果ガス削減量で実績が表せない普及啓発などについては，施策の効果を示すことができる数値

ウ　事務事業の実施による削減量

【評価の観点】

事務事業の実施による温室効果ガス排出削減効果

【指標：「削減量指標」】

⇒　温室効果ガス排出量の削減量

(2) 施策の実施状況及びその評価

ア　施策の着手状況

平成 22 年度については，事務事業化が行われる等着手済みのものは，表 6 に示すとおり，163 項目中 162 項目（実施率 99.4%）であり，平成 22 年度に新たに着手済みとなった項目はなかった。

重点施策に限定すると 95 項目のうち 94 項目が実施（実施率 98.9%）されている。未着手の 1 項目は，運輸部門対策の「(3)ア　低公害車・低燃費車の普及，促進（低公害車の駐車料金割引制度の促進)」である。

表６事務事業化指標集計表　(1/2)

京都市の取り組む施策		重点施策	施策別実施項目数 ◎ 着手済	△ 未着手	項目合計
(1)	エネルギー転換部門対策		10	0	10
	ア　バイオマスエネルギーの活用促進	★	4	0	4
	イ　太陽エネルギーの活用促進	★	2	0	2
	ウ　未利用エネルギーの活用促進		2	0	2
	エ　その他の新エネルギーの活用		2	0	2
(2)	産業部門対策		9	0	9
	ア　環境に配慮した事業活動の推進	★	6	0	6
	イ　省エネルギー型生産構造への転換促進		3	0	3
(3)	運輸部門対策		34	1	35
	ア　低公害車・低燃費車の普及，促進	★	6	1	7
	イ　快適な歩行者空間の形成推進	★	5	0	5
	ウ　自転車利用環境の整備	★	4	0	4
	エ　バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進	★	6	0	6
	オ　過度に自動車に依存しないまちづくりの推進	★	4	0	4
	カ　ＬＲＴ等の新しい公共交通システムの検討	★	1	0	1
	キ　地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進		4	0	4
	ク　交通流の円滑化の推進		2	0	2
	ケ　アイドリングストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進		2	0	2
(4)	民生部門対策		29	0	29
	ア　ライフスタイルの見直し	★	7	0	7
	イ　事務所，店舗等の環境に配慮した活動の推進	★	9	0	9
	ウ　建築物の省エネルギー化の促進	★	2	0	2
	エ　ヒートアイランド対策の推進	★	2	0	2
	オ　「京都市水共生プラン」の推進	★	2	0	2
	カ　省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり		7	0	7
(5)	廃棄物部門対策		10	0	10
	ア　使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）	★	1	0	1
	イ　ごみの発生抑制と再使用の推進	★	3	0	3
	ウ　ごみの分別とリサイクルの推進		3	0	3
	エ　良好な都市ストックの形成・有効活用		1	0	1
	オ　下水汚泥の有効利用		1	0	1
	カ　「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんぱい戦略２１）」の推進		1	0	1

表 6　事務事業化指標集計表 (2/2)

京都市の取り組む施策		重点施策	施策別実施項目数 ◎ 着手済	△ 未着手	項目合計
(6) 吸収源対策			15	0	15
	ア　森林の保全・整備等の推進		7	0	7
	イ　都市公園，公共施設等の緑化推進		4	0	4
	ウ　森林資源の有効利用の推進		4	0	4
(7) その他の温室効果ガス対策			9	0	9
	ア　メタン対策		4	0	4
	イ　一酸化二窒素対策		3	0	3
	ウ　代替フロン対策		2	0	2
(8) 取組の輪を広げるための誘導策			29	0	29
	ア　環境教育・学習の推進	★	8	0	8
	イ　市民活動等の促進支援	★	12	0	12
	ウ　広報・啓発の推進	★	4	0	4
	エ　観光客への啓発	★	2	0	2
	オ　協働体制の充実	★	1	0	1
	カ　モデル事業・社会実験等の取組促進	★	1	0	1
	キ　財政上の措置・制度の検討	★	1	0	1
(9) その他の取組の推進			7	0	7
	ア　国際協力の推進		3	0	3
	イ　近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進		2	0	2
	ウ　調査研究の推進		2	0	2
(10) 市役所の率先実行			10	0	10
	ア　庁内推進体制の充実	★	1	0	1
	イ　京都市役所CO2削減アクションプランの推進		1	0	1
	ウ　環境マネジメントシステムの構築・推進等		8	0	8
項目数合計			162	1	163
（うち，重点施策）			94	1	95

イ　事務事業の進ちょく状況

事務事業の進ちょくや効果を見るために，86 項目の成果指標を設定した。このうち表 7 に示すとおり，平成 22 年度の数値指標（◎，△等）が確定しているのは 86 項目であり，実績が増加しているものは，58 項目である。

表 7　成果指標集計表

進ちょく指標集計表

対策部門	数値指標数					
	◎	○	△	×	ー	合計
(1) エネルギー転換部門対策	9	4	0	0	0	13
(2) 産業部門対策	2	3	2	1	0	8
(3) 運輸部門対策	6	5	2	0	7	20
(4) 民生部門対策	10	5	0	1	0	16
(5) 廃棄物部門対策	1	4	0	0	5	10
(6) 吸収源対策	4	2	0	1	2	9
(7) その他の温室効果ガス対策	0	0	0	0	0	0
(8) 取組の輪を広げるための誘導策	1	2	1	1	1	6
(9) その他の取組の推進	0	0	0	0	0	0
(10)市役所の率先実行	0	0	4	0	0	4
項目数合計	33	25	9	4	15	86

※数値指標については，指標を「単年度値」（毎年度0から積み上げるもの），「累積値」（前年度値に加えていくもの），「状態値」（働きかけを行う対象の状態を表すもの）の3つにわけ，それぞれの性質により，以下のように○，×で分類している。

・単年度値
（毎年度0から積み上げるもの）
◎：前年度を上回る実績あり
○：実績あり
△：実績なし（0件）

・累積値
（前年度値に加えていくもの）
◎：前年度増分を超えて増加
○：増加
△：増減なし
×：減少

・状態値（働きかけを行う対象の状態を表すもの）
◎：状態の改善が図られたもの
○：状態に変化なし
△：状態が悪化したもの

※増減状況がーのものは，現時点で平成22年度実績が確定していないもの，あるいは隔年調査等で平成22年度実績を算定しないもの，あるいは平成21年度以前の実績がないもの，あるいは平成21年度で事業が終了したものである。

ウ　事務事業実施による削減量

表 8 に示すとおり，6 事務事業で温室効果ガス削減量を算定した。削減量の合計は約 14.1 万トンであり，地球温暖化対策条例において必要とされる削減量 77 万トンのおよそ 18.3%に相当する。

表 8　削減量指標

取組主体		施策・事業名	削減部門						平成22年度削減実績 (t-CO_2/年)	平成22年度目標量 (t-CO_2/年)
			産業部門	運輸部門	民生・家庭部門	民生・業務部門	廃棄物部門	庁内率先削減行動		
市民		住宅用太陽光発電システム普及促進事業			○				－2,300	*－1,500*
事業者		特定事業者排出量削減計画書	○	○		○			*－139,000*	*－160,000*
	市	バイオディーゼル燃料化事業		○				●	－3,683	*－4,000*
		市公共施設への太陽光発電設備導入				○		●	－472	－
		ごみ発電					○	●	－58,500	*－78,000*
		京都市役所CO2削減アクションプラン ＜事務系部門＞				○		●	－1,570	*－1,256* *(16 年度から)*
		＜事業系部門＞		○		○	○	●	－60,103	*－66,283* *(16 年度から)*
		＜市民サービス系部門＞				○		●	＋3,301	*＋247* *(16 年度から)*
			合　計						*－141,300*	

表９　地球温暖化対策計画における京都市の行動目標と削減目標量

(1) エネルギー転換部門対策（バイオマス，自然エネルギー等の利用促進）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
バイオマスエネルギーの活用促進	平成 17 年度末約 1,000 箇所の回収拠点を平成 22 年度までに 1,500 箇所に拡大し，使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化を推進する。（平成 22 年度末現在 1,577 箇所）	4,000t-CO_2/年	回収拠点数
住宅用太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同住宅にも拡大し，毎年 150 件の太陽光発電設備の設置を目指す。（平成 22 年度は 857 件）	1,500t-CO_2/年	年度ごとの助成件数
ごみ発電	北部クリーンセンターに高効率のごみ発電設備（最大 8,500kW）を導入する。（平成 22 年度実績 58,500t-CO_2）	78,000t-CO_2/年	ごみ焼却量及びごみ発電量

(2) 産業部門対策（工場からの削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
KES 認証取得事業所の拡大	KES 認証取得事業所（市内）を平成 22 年までに 850 件に拡大する。（平成 22 年度末現在 960 件）	8,500t-CO_2/年	年度ごとの認証件数
特定事業者排出量削減計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により，温室効果ガスの排出を抑制する。（平成 22 年度末現在 270,639t-CO_2）	160,000t-CO_2/年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

(3) 運輸部門対策（自動車からの削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
エコドライブ推進者の拡大	エコドライブ推進者を平成 22 年までに 600 人に拡大する。（平成 22 年度末 894 人<推進者 1 人が 5 名を教育>）	8,500t-CO_2/年	エコドライブ推進者の認定数
地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸	平成 19 年度完成を目指す。 ＜マイカー使用者が地下鉄にシフト＞（平成 20 年 1 月に完成）	8,400t-CO_2/年	乗降客数の推移
特定事業者排出量削減計画書(再掲)	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により，温室効果ガスの排出を抑制する。（平成 22 年度末現在 270,639t-CO_2）	160,000t-CO_2/年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

(4) 民生部門対策（暮らし，建築物における削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
普及啓発	環境家計簿の取組等，普及啓発を推進することにより，家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000t-CO_2/年	環境家計簿取組数，講習会への参加人数
特定事業者排出量削減計画書（再掲）	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により，温室効果ガスの排出を抑制する。（平成 22 年度末現在 270,639t-CO_2）	160,000t-CO_2/年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

※特定事業者排出量削減計画書の削減目標量には，産業部門，運輸部門，民生部門（業務）の削減量を含める。

3　重点的に評価を行う施策の実施状況及び評価

(1) 施策評価の重点化について

施策の点検評価を行ううえで，事業者や市民の活動による削減見込量が大きい活動や，本市が中心的に取り組むべき課題など，今後，取組を進めるうえで重要と考えられる以下の 5 項目について重点的な評価を行う。

ア　自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

太陽光，バイオマスなどの自然エネルギー，ごみ焼却熱などの未利用エネルギーは，化石燃料の使用を代替し，エネルギー使用における温室効果ガスの削減に非常に重要であるため，積極的に導入していく必要がある。

イ　事業者における地球温暖化対策の推進

産業部門,民生･業務部門など事業者による温室効果ガス排出量は多く，民生・業務部門については排出量の増加が続いている。そこで，これまで削減が進められてきた産業部門も併せ，大規模事業者を対象とした温室効果ガス排出量の報告・公表制度と環境マネジメントシステムの効果的な導入・運用によって削減を図っていく必要がある。

ウ　家庭における地球温暖化対策の推進

家庭部門は温室効果ガスの排出量が増加しており，省エネルギー型のライフスタイルの普及，さらにはエネルギー消費の少ない機器（家電製品等）への更新により脱温暖化の推進を図る必要がある。市民との接点の多い本市の果たす役割は大きく，市民にとって，脱温暖化とともに，経済的にも効果が実感できるよう対策を進めていく必要がある。

エ　自動車交通対策の推進

運輸部門は，温室効果ガス排出量は減少しており，車両保有台数も近年横ばい傾向にあるが，市全体の温室効果ガス排出量の約 4 分の 1 を占めており，引き続き温室効果ガス排出の抑制を図る必要がある。

オ　森林吸収の促進

本市の森林面積は市全体の面積の約 4 分の 3（約 6.1 万ヘクタール）を占める。森林整備を推進することは，森林吸収とともに，林業の振興と木造建築物づくりにも寄与することを踏まえて積極的に取り組む必要がある。

(2) 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

ア　施策展開の背景

国は京都議定書目標達成計画において,「新エネルギー対策の推進（バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大)」として自然エネルギー等の導入量を原油換算で最大1,910万キロリットル(一次エネルギー供給比で約3%)と見込み，4,730 万トン（基準年排出量 1,261 百万トンの 3.8%）の温室効果ガスの削減を目指している。平成 17 年度の新エネルギー導入状況は，原油換算で 1,158 万キロリットルであり，一次エネルギー供給比で 2.0%程度となっている（総合資源エネルギー調査会需給部会（第 3 回）配布資料)。

本市は，盆地地形であるとともに海岸を持たず，風速が弱いことから風力発電は適さないため，石油等の代替エネルギーとして利用可能な自然エネルギーであるバイオマスエネルギー，太陽エネルギー等とともに，ごみ焼却余熱等の未利用エネルギーの活用に取り組んでいる。

「バイオマスエネルギーの活用促進」「住宅用太陽光発電システム設置助成制度」「ごみ発電」については，地球温暖化対策計画において，次のとおり目標を定めている。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
バイオマスエネルギーの活用促進	平成 17 年度末約 1,000 箇所の回収拠点を平成 22 年度までに 1,500 箇所に拡大し，使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化を推進する。（平成 22 年度末現在 1,577 箇所）	4,000t-CO_2/年	回収拠点数
住宅用太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同住宅にも拡大し，毎年 150 件の太陽光発電設備の設置を目指す。（平成 22 年度は 857 件）	1,500t-CO_2/年	年度ごとの助成件数
ごみ発電	北部クリーンセンターに高効率のごみ発電設備（最大 8,500kW）を導入する。（平成 22 年度実績 58,500t-CO_2）	78,000t-CO_2/年	ごみ焼却量及びごみ発電量

イ　主要施策の状況

㈠ 住宅用太陽光発電システム普及促進事業

住宅向けの太陽光発電の普及を図るため，平成 15 年度から NEF（新エネルギー財団）が実施する助成に上乗せを行うものとして，導入設備容量に応じた助成金の交付を開始している。国による助成が平成 17 年度で終了した後も，本市単独での助成を継続し，平成 21 年 1 月からは国による助成が再開された。

事業内容については，平成 18 年度からは助成の対象を戸建住宅だけでなく，共同住宅にも広げるとともに，平成 21 年度からは，景観規制区域内の上乗せ助成（1kW あたり 3 万円の上乗せ）を開始している。

平成 22 年度の助成実績は，857 件（平成 15 年度からの累積は 2,306 件）であり，導入設備容量は 3,056kW（平成 15 年度からの累積は 7,824kW）であった。助成を受けた太陽光発電設備の発電による二酸化炭素の削減効果は，年間 2,300 トンである。

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※1
助成件数	戸建	173	155	172	224	189	103	429	847	1,541
	共同	－	－	－	0	2	0	2	10	63
	集会所	－	－	－	－	－	－	－	0	2
	計	173	155	172	224	191	103	431	857	1,606
	累計	173	328	500	724	915	1,018	1,449	2,306	3,912
助成単価(万円/kW)	京都市	4.5	4.5	4.5	戸建 4.5 分譲 2.5	戸建 4.5 分譲 5.6 賃貸 4.5	戸建 4.5 分譲 5.6 賃貸 4.5	戸建 分譲 賃貸 8.0 (5.0※3)	戸建 分譲 賃貸 集会所 8.0 (5.0※3)	戸建 分譲 賃貸 集会所 6.0※4 (4.0※3)
	国	9.0	4.5	2.0	廃止	廃止	7.0※2	7.0	7.0	4.8
	府※5	－	－	－	－	－	0.5	2.5	2.5	廃止
交付金額(千円)		24,269	21,999	23,887	30,809	23,831	13,814	103,468	213,422	281,167
発電出力合計(kW) 括弧内は単年度実績		(576) 576	(527) 1,103	(581) 1,684	(740) 2,424	(555) 2,979	(317) 3,296	(1,472) 4,768	(3,056) 7,824	(6,349) 14,173
CO_2削減効果 (tCO_2/年※6)		150	393	602	819	1,090	1,170	1,401	2,433	4,407
電気の排出係数 (kg-CO2※7)		0.261	0.356	0.358	0.338	0.366	0.355	0.294	0.311※7	0.311※7

※1　平成 23 年度は平成 24 年 2 月末日現在の助成予定実績
※2　平成 21 年 1 月 13 日から補助制度開始
※3　景観規制区域外の助成額
※4　補正分は一律 40 千円/kW。平成 22 年度設置分は平成 22 年度単価を適応
※5　エコ・アクション・ポイント（環境省のポイント還元事業，1 ポイント＝1 円相当）による補助
※6　発電出力 1kW 当たり年間発電量：出力 1kw×1,000＝1,000kWh
　　発電出力 1kW 当たり年間 CO2 削減量：1,000kWh×各年度の電気の排出係数 kg-CO2
※7　電気の排出係数は，実際に使用した電気事業者のものを使用している。平成 23 年度については，最新年度（平成 22 年度）の確定値を代用している。

(ｲ) 公共施設への自然エネルギー利用設備等導入

本市では，公共施設の構想・計画段階における建築デザインの指針を定めた「京都市公共建築デザイン指針」などにより，太陽光発電，太陽熱利用などの「自然エネルギー利用」及びコジェネレーションや燃料電池などの「エネルギーの効率的利用」を行う設備の率先的な導入を推進している。

太陽光発電については，平成 22 年度に小中学校に 3～10kW の太陽光発電設備を導入したこと等により，導入設備容量（累積）は 1,249kW（温室効果ガス排出量削減効果は年間 472 トン）となっている。そのうち，京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入設備容量（kW）は 990kW（温室効果ガス排出量削減効果は年間 374 トン）である。

	20 年度	21 年度	22 年度
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入施設数（件）	4 (58)	8 (66)	29 (95)
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電導入設備容量（kW）	23 (715.5)	47.8 (763.3)	227 (990.3)
京都市公共建築デザイン指針による太陽光発電の導入に伴う CO_2 排出削減量（t-CO_2）	270.5	288.5	374.3
公共施設における太陽光発電導入設備容量（指針対象外も含む）（kW）	72.1 (920.6)	81.7 (1,002.3)	247 (1,249.3)
公共施設における太陽光発電の導入に伴う CO_2 排出削減量（指針対象外も含む）（t-CO_2）	348.0	378.9	472.2

※（ ）内の数値は，累積値。
※二酸化炭素排出量削減効果については，設備容量 1kW 当たりの年間発電量を 1,000kWh とし，排出係数は 0.378kg-CO_2/kWh を用いている。

(ｳ) 使用済みてんぷら油の回収とバイオディーゼル燃料の精製・利用

家庭，レストラン等から使用済みてんぷら油を回収し，ディーゼル車用燃料に転換するバイオディーゼル燃料化事業を平成 8 年 10 月から実施している。平成 9 年から家庭系の使用済みてんぷら油のモデル回収を開始し，回収拠点を拡大する取組を進めている。平成 9 年 11 月から 100%バイオディーゼル燃料を全てのごみ収集車に利用するとともに，平成 12 年 4 月から

は一部の市バスの燃料としても利用している。平成 16 年 6 月からは，日量 5,000 リットルの燃料化プラントを稼働している。

平成 22 年度実績は，使用済みてんぷら油回収拠点数が 1,577 箇所，回収量約 193 キロリットルである。バイオディーゼル燃料精製量は 1,406 キロリットルであり，これをごみ収集車及び市バスに供給し，温室効果ガス排出量削減効果は 3,683 トンとなっている。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
使用済みてんぷら油回収拠点数（箇所）	956	1,013	1,202	1,352	1,447	1,577
家庭からの使用済みてんぷら油回収量（L）	127,158	149,382	160,897	178,528	189,006	193,172
バイオディーゼル燃料精製量（kL）	1,651	1,620	1,515	1,522	1,561	1,406
二酸化炭素排出量削減効果（t-CO_2）	4,326	4,244	3,969	3,988	4,090	3,683

※二酸化炭素排出量削減効果は，バイオディーゼル燃料が軽油を代替することによる削減効果を示しており，排出係数は 2.62t-CO_2/kL を用いている。

㈠ ごみ発電

本市では，ごみ焼却時の余熱を用いて発電を行っている。東部クリーンセンターの 8,000kW（4,000kW×2 基），南部クリーンセンターの 8,800kW，東北部クリーンセンターの 15,000kW に加え，平成 18 年度は北部クリーンセンターにおいて 8,500kW の発電設備を設置した。

平成 22 年度実績は，総発電量が 154,761 千 kWh，温室効果ガス排出量削減効果が 58,500 トンとなっており，そのうち，化石燃料に依存しないバイオマス由来の発電量及び二酸化炭素削減効果は，それぞれ 101,639 千 kWh，38,419 トンである。なお，電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）に基づき，電気事業者に供給した新エネルギー量は，売電量に占めるバイオマス分に相当し，27,984 千 kWh である。

		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
総発電量	（千 kWh）	196,533	212,872	213,578	184,139	171,120	154,761
	（t-CO_2）	74,289	80,466	80,732	69,604	64,713	58,500
うちバイオマス由来	（千 kWh）	119,787	121,921	133,664	118,083	108,784	101,639
	（t-CO_2）	45,280	46,083	50,525	44,635	41,120	38,419
売電量	（千 kWh）	62,974	75,563	74,343	57,736	53,412	42,982
	（t-CO_2）	23,804	28,563	28,102	21,824	20,190	16,247
うちバイオマス由来	（千 kWh）	37,933	43,236	46,770	37,446	34,314	27,984
	（t-CO_2）	14,339	16,343	17,679	14,155	12,971	10,578

※単位（t-CO2）は，発電による二酸化炭素排出量削減効果であり，排出係数として 0.378kg-CO2/kWh を用いている。
※バイオマス由来とは，ごみに含まれている紙類，厨芥類，草木類及び布類の 4 品目からの熱による発電又は売電量のことである。
※対象施設：東北部クリーンセンター，北部クリーンセンター，南部クリーンセンター第一工場，東部クリーンセンター

⑷ 木質ペレットストーブ等普及促進事業

地球温暖化対策として木質ペレットを燃料とするストーブ・ボイラーを普及し，化石燃料からバイオマス燃料への転換を図り，低炭素型まちづくりを推進する。また，木質ペレットの原料として間伐材を利用することで，間伐を促進し，健全な森林の保全を図る。

平成 22 年度は，市民及び民間事業者の木質ペレットストーブ 29 台に対して導入助成を行い，年間ペレット消費量は 109 トンであった。

⑸ その他（小水力発電の推進，スマートコミュニティの構築）

太陽光発電や風力発電といった新エネルギーの中でも，本市の地域特性から小水力発電は今後の活用可能性が高いため，その導入可能性調査を行っている。平成 22 年度は，市内の農業用水，河川等について，集落に近く，ある程度の流量と落差が確保できると思われる約 30 箇所の調査地点を選定し，現地調査などにより，各地点について流量・落差・施設建設余地等の観点から設置可能性について検討を行った。

また，情報通信技術（ICT）を活用して，太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの地産地消の推進に加え，エネルギーの最適利用，交通の最

適化，省エネ活動の促進を目指す京都ならではの「スマートコミュニティ」を構築するための研究を，産学公の連携により進めている。

ウ　関連取組状況

(ｱ)「おひさま発電所」（特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド）

市民レベルで節電・省エネルギーの実践に取り組み，その節電量に相当する額を『おひさま基金』に寄付していただき，地域の教育や福祉に関わる公共性の高い施設に太陽光発電システムを設置するものである。「特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド」が実施しており，市内の幼稚園や保育園を中心におひさま発電所が設置されている。

(ｲ)「京グリーン電力証書制度」（京のアジェンダ 21 フォーラム）

地産地消による太陽光発電の普及を目指し，「おひさま発電所」で作られた電力のうち，自家消費分に含まれる環境付加価値をグリーン証書として市内の事業者等に発行・販売し，その代金を新たな自然エネルギーの普及に役立てる制度である。京のアジェンダ 21 フォーラムが認証機関となり，平成 19 年度から試行的に開始した。

平成 22 年度実績は，合計 63,500kWh 分の証書を発行した。

(ｳ) 自然エネルギーマップ（京のアジェンダ 21 フォーラム）

京のアジェンダ 21 フォーラム（自然エネルギーワーキンググループ）では，おひさま発電所をはじめ，公共施設，事業所，店舗などでの自然エネルギー利用の取組を調査・把握し，それらをインターネットで閲覧可能な電子地図上に図示している（きょうと自然エネルギーマップ）。現在 100 件以上の情報が掲載されている。

（http://ma21f.jp/ecomap/remaps.html）

エ　施策実施状況のまとめと評価

自然エネルギー及び未利用エネルギーの利用促進については，本市は，地勢・地形上風力発電は適さないことから，本市所有の公共施設への自然エネルギー設備の導入のほか，平成 8 年度からバイオディーゼル燃料化事業を，平成 15 年度から太陽光発電の促進のための助成事業を実施し，さらに新しいバイオマスの利活用に向けた調査・研究を進めている。

地球温暖化対策計画において，「バイオマスエネルギーの活用促進」「住宅用太陽光発電システム設置助成制度」「ごみ発電」については，温室効果ガス排出削減量の目標値を定めており，平成 22 年度は，バイオマスエネルギーの活用促進については，年間目標値 4,000 トンに対して 3,683 トン，ごみ発電については年間目標値 78,000 トンに対して 58,500 トンと，目標までそれぞれあと 317 トン，19,500 トンとなっている。また，住宅用太陽光発電システム普及促進事業では，平成 15 年度から平成 22 年度の 7 年間で 2,300 トンの実績があり，平成 22 年度の目標値である 1,500 トンを達成している。

平成 22 年度の自然エネルギー等利用促進による CO_2 削減量は上記のほか，本市の公共施設への自然エネルギー設備の導入による 472 トンを加えて，合計は約 6.5 万トンである。

自然エネルギー・未利用エネルギーのさらなる利用促進のためには，金銭的負担が軽減される仕組みの創設が必要である。

(3) 事業者における地球温暖化対策の推進

ア　施策展開の背景

2009（平成 21）年度における京都市全体の温室効果ガス排出量は 585 万トン，二酸化炭素排出量は 585 万トンであるが，そのうち事業者に関わるものは，産業部門が 94 万トン（市全体の二酸化炭素排出量の 16.0%），民生・業務部門が 154 万トン（同 26.4%）であるほか，運輸部門 154 万トン（同 26.2%）の一部分も該当する。1990（平成 2）年度からの推移を見ると，産業部門は 1990（平成 2）年に 195 万トンであったものが 94 万トンに減少（51.8%の減少）したものの，民生・業務部門では 152 万トンから 154 万トンに増加（1.9%の増加）している。

本市では，条例により，一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に対し，温室効果ガス排出量の削減計画の策定と実績の報告を求めている。特定事業者全体の平成 22 年度の排出量，すなわち「平成 20 年度特定事業者（平成 19 年度のエネルギー使用量が要件に該当した事業者)」及び「平成 21 年度特定事業者（平成 20 年度のエネルギー使用量が要件に該当した事業者)」，並びに「平成 22 年度特定事業者（平成 21 年度のエネルギー使用量が要件に該当した事業者)」の，平成 22 年度の合計排出量は約 191 万トンであり，2009（平成 21）年度の本市全体の温室効果ガス排出量 608 万トンのおよそ 31%に相当する。なお，京都市役所は，この特定事業者に該当しており，「京都市役所 CO_2 削減アクションプラン」に基づき，温室効果ガスの排出削減を率先して進めている。

地球温暖化対策計画においては,「特定事業者排出量削減計画書」と「KES 認証取得事業所の拡大」について施策の目標を定めており，削減目標量は合わせて 168,500 トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
KES 認証取得事業所の拡大	KES 認証取得事業所（市内）を平成 22 年までに 850 件に拡大する。（平成 22 年度末現在 960 件）	8,500t-CO_2/年	年度ごとの認証件数
特定事業者排出量削減計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づく取組の推進により，温室効果ガスの排出を抑制する。（平成 22 年度末現在 270,639t-CO_2）	160,000t-CO_2/年	特定事業者排出量削減報告書による総削減量

イ　主要施策の状況

(ア) 特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度

条例では，一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に対し，特定事業者の要件を満たした年度の翌年度から 3 年間で取り組む温室効果ガス排出量削減のための措置，削減目標等を記載した計画書（特定事業者排出量削減計画書）を作成し，提出することを義務付けている。

また，特定事業者に対し，計画期間中の年度ごとに計画書に記載された目標の達成状況を記載した報告書（特定事業者排出量削減報告書）を作成し，提出することを義務付けている。

特定事業者の要件は次のとおりである。市内にあるすべての事業所でのエネルギー使用量の合計で判断しており，1 事業所ではエネルギー使用量が少ない場合でも，特定事業者となりうることが特徴となっている。

■大規模エネルギー使用事業者（原油換算 1,500 キロリットル以上）
■大規模運送事業者（トラック又はバス 100 台以上，タクシー150 台以上，鉄道車両 150 両以上）
■その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素換算 3,000 トン以上）

(7)　2010（平成 22）年度の特定事業者温室効果ガス排出量

○　総排出量

2010（平成 22）年度の削減報告書を集計した結果，特定事業者による温室効果ガス総排出量は，約 191 万トンで，**基準年度排出量[注]から 6.8%減少しています。**

業種別としては，製造業においては，基準年度排出量から 15.6%減少，運輸業においては，3.2%減少，商業・サービス業においては，3.1%減少となっています。

一方，特定事業者における 2010（平成 22）年度の温室効果ガス排出量は，前年度と比較すると，一時的な景気回復による経済活動の活性化に加えて，猛暑・厳冬の影響により，エネルギー使用量が増加し，温室効果ガス排出量が増加しました。

特定事業者数及び温室効果ガス総排出量

単位：万トンーCO2

区分	事業者数	基準年度排出量[注]	2010（平成 22）年度実績			(参考) 平成 21 年度
			実績排出量	増減率（%）	(参考) 対前年度比(%)	実績排出量
製造業	41	60.6	51.2	-15.6	7.41	47.6
運輸業	26	39.4	38.1	-3.2	0.32	38.0
商業・サービス業	80	104.7	101.5	-3.1	4.36	97.3
合計	147	204.7	190.8	-6.8	4.32	182.9

注：基準年度排出量は，削減計画策定時の前年度の実績値である。

○　業種別の温室効果ガス排出状況

■　製造業

景気の回復に伴い生産量が増加し，生産ラインの再稼動によりエネルギー使用量が増加しました。また，猛暑・厳冬による空調負荷の増加の影響も見られました。

一方，製造工程における生産ラインの合理化をはじめとする運用の見直しや空調機器，冷却熱源，ボイラーなどの省エネ設備の導入が着実に進み，エネルギー使用量が削減され，基準年度に対し15.6%の減少となりました。

■　運輸業

景気の回復に伴い乗客数・取扱荷量が増加し，鉄道部門におけるエネルギー使用量が増加しましたが，タクシー・バス・トラックの車部門では景気の回復の影響が見られず，乗降客数・走行距離数が減少し，燃料使用量が減少しました。

一方，運送体系の見直しやエコドライブの徹底，アイドリングストップ機能の付加や低燃費車両の導入により燃料使用量が削減され，基準年度に対し3.2%の減少となりました。

■　商業・サービス業

景気の回復に伴い顧客数・テナント入居率・営業時間が増加し，エネルギー使用量が増加しました。また，猛暑・厳冬による空調負荷の増加の影響も見られました。

一方，空調機器の温度管理，照明機器の点灯管理の徹底などによるエコオフィス活動の推進や空調機器，照明機器，受変電設備などの省エネ設備の導入によりエネルギー使用量が削減され，基準年度に対し3.1%の減少となりました。

㈠　事業者への削減指導等

特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度は，基本的に，特定事業者の自主的な努力で削減に取り組んでもらうものであるが，本市では，

①　排出量削減計画書及び報告書を作成する時点における「相談」，

②　排出量を増加させている事業者や，計画との乖離が大きい事業者等を対象に取組状況を把握する「訪問調査」，

③　排出量を増加させ，かつ，取組が遅れている事業者に対する「指導」

の方法等により，特定事業者への指導等を行っている。

平成 22 年度は，20 事業者の訪問調査を行い省エネ対策について助言を行った。

また，平成 19 年度からは省エネ診断事業を開始しており，平成 22 年度には 30 事業者（うち特定事業者は 2 事業者）に対し，省エネ対策を実施することによるエネルギー及び CO_2 削減効果を具体的に提案するなど，事業者の排出削減対策の促進を図っている。

㈢ 中小事業者省エネ総合サポート事業

京都市では，中小規模事業者の省エネの取組を支援するため，次の 4 事業で構成される「中小事業者省エネ総合サポート事業」を実施しています。

■　平成 23 年度の事業内容

【省エネセミナー】

中小事業者の経営者・施設管理担当者を対象に省エネに関するセミナーを開催し，エネルギー使用量・コストの削減を目指します。

【省エネアドバイザー】

中小事業者を対象に，省エネアドバイザーが事業所を訪問し，省エネの取組の「気づき」や「きっかけ」を与え，きめ細やかな省エネ支援を行います。

【省エネ診断】

省エネに関心を持ち，省エネ設備の導入に意欲的な中小事業者や特定事業者に対し，省エネに関する専門家を派遣し，具体的なエネルギー使用状況などを調査・診断し，改善に向けた省エネ対策の提案を行います。

【省エネ設備導入補助】

省エネ診断の提案に基づき,省エネ設備を導入する中小事業者に対して,最大でその経費の 9 分の 5 以内（上限 500 万円）を補助します。

	省エネ診断	省エネ設備導入補助
平成 21 年度	22（うち，特定事業者 4）	3（4,148 千円）
平成 22 年度	30（うち，特定事業者 2）	5（8,367 千円） ※他に地域 GND 基金 交付件数 3 件

㈥ 事業者向け環境学習セミナー

中小事業者において実効ある地球温暖化防止の取組を推進するためには，経営者や従業員が高い環境保全意識を持ち，実際に取り組むことが重要であることから，事業者において，環境保全の取り組みを推進する核となる環境リーダーを養成する連続講座を実施している。平成 22 年度は，昨年度に引き続き，5 回連続講座を実施した。

㈦ 環境マネジメントシステムの導入・運用の推進

本市では，環境マネジメントシステムの普及拡大を図るため，ISO14001 のほか，中小企業でも取り組める京都発の環境マネジメントシステム規格である KES（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）の普及促進に取り組んでいる。

平成 17 年度から市内の中小企業へ KES の取組を紹介する説明会を，京都商工会議所，京都工業会，京都府と協働で開催しており，平成 22 年度は，東日本大震災の影響で開催できなかったが，これまでの取組の結果，年度末における市内の KES 認証取得事業所は 930 件となっている。

また，本市内事業者の ISO14001 の認証取得・維持のために，同規格や環境関連法令の改正内容等についての相談業務を行っており，平成 21 年度の相談件数は 18 件であった。

さらに，本市では，これら事業者の環境マネジメントシステムの導入拡大に向けて，本市の公共工事や設計業務等において，競争入札に参加する有資格者に対する格付けを行う際，ISO14001 又は KES 認証取得者へ，評価点数を加算する取組を行っている。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
KES 認証取得市内事業所数（件）	439	521	610	659	930
ISO14001 導入に関する相談件数（件）	89	82	61	41	18

⑷ 特定建築物排出量削減計画書

条例に基づき，一定規模（延べ床面積が 2,000m^2）以上の建築物には，新・増築時の計画段階から省エネルギーに取り組んでいただくために，「特定建築物排出量削減計画書」の提出を義務付けている。

平成 22 年度は 68 件の削減計画書が提出され，平成 17 年 10 月の制度開始から 418 件の削減計画書が提出された。内訳としては共同住宅が 175 件と最も多い。

⑷ 良好な景観と低炭素を目指した基準（CASBEE 京都）の策定と認証制度の創設

「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議における 3 つのプロジェクトチームの 1 つとして，建築物の環境性能を総合的に評価するツールである CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）を活用し，京都にふさわしい環境配慮建築物を誘導する基準である「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」の策定を目指している。平成 21 年度は，策定に向けた検討を行い，4 つの基本方針を取りまとめた。（① 京都が目指すべき環境配慮建築物像（像の明確化），② CASBEE 京都の枠組，③ 基準内容，④ 運用のあり方）この取りまとめをもとに，平成 22 年度には，CASBEE 京都の策定を行った。

⑷ 市の率先実行

京都市では，率先実行計画である「京都市役所 CO_2 削減アクションプラン」に基づき事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでい

る。目標値及び平成 22 年度の実績については，「4 率先的取組の推進（京都市役所 CO_2 削減アクションプランの取組状況）」に記載している。

ウ　関連取組状況

【KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの推進】

「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」（以下「KES」という。）は，中小企業でも取り組める環境マネジメントシステムとして，京のアジェンダ 21 フォーラムで策定したものである。KES は ISO14001 と同様の環境マネジメントシステムの規格でありながら，内容や表現を平易にし，あらゆる規模・業種の組織（企業・自治体・学校・家庭等）で取り組める 2 段階の規格を有している。

なお，KES 認証事業は，平成 19 年 4 月から運営組織を法人化した「特定非営利活動法人 KES 環境機構」において取り組まれている。

エ　施策実施状況のまとめと評価

条例で，大規模事業者に「特定事業者排出量削減計画書」及び「同報告書」の提出を義務付けており，自主的な取組の促進を図っている。また，中小企業を中心に KES の取得支援を進めるなど環境マネジメントシステム導入の促進を図っている。

特定事業者については，2010（平成 22）年度の削減報告書を集計した結果，特定事業者による温室効果ガス総排出量は，約 191 万トンで，基準年度排出量から 6.8%減少しています。

なお，平成 19 年度末に「特定事業者排出量削減指針」を改正し，事業拡大等により排出量の増加が避けられない事業者は，エネルギー使用効率の改善の取組を評価できるようにするため，「特定事業者排出量削減計画書」に原単位排出量の記載が併記できるように改正し，実効ある排出削減の促進を図っている。

中小事業者については，KES 認証取得の促進のほか，平成 20 年度から

「中小事業者省エネ総合サポート事業」を開始し，省エネ診断に基づいて省エネ設備導入を行う中小企業に対して補助を与えるなど，排出削減の取組を支援している。

また，排出量が増加している民生・業務部門については，商業・サービス業に係る特定事業者のエネルギー使用効率の改善，環境マネジメントシステムの導入の拡大，省エネ型建築物の普及に向けた施策の充実を検討する。

(4) 家庭における地球温暖化対策の推進

ア　施策展開の背景

2009（平成 21）年度における京都市全体の温室効果ガス排出量は 608 万トン，二酸化炭素排出量は 585 万トンであるが，そのうち市民生活に関わるものは，民生・家庭部門が 165 万トン（市全体の二酸化炭素排出量の 28.1%）であるほか，運輸部門 154 万トン（同 26.2%），廃棄物部門 18.8 万トン（同 3.2%）の一部分も該当する。1990（平成 2）年度からの推移を見ると，民生・家庭部門は 1990（平成 2）年度に 155 万トンだったものが 165 万トンと 5.9%増加している。

地球温暖化対策計画においては，環境家計簿の取組等「普及啓発」について施策目標を定めており，削減目標量は 12 万トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量
普及啓発	環境家計簿の取組等，普及啓発を推進することにより，家庭から排出される二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000t-CO_2/年

イ　主要施策の状況

(ｱ)「DO YOU KYOTO？」プロジェクト 147 万人推進事業

世界では「DO YOU KYOTO ？」が「環境にいい子としていますか」という意味で使われていることを背景に，平成 20 年度から，京都議定書が発効した 2 月 16 日を記念し，毎月 16 日を「DO YOU KYOTO？デー」と定め，この日を中心に環境にやさしい取組を市民や事業者の皆様と共に実践する「DO YOU KYOTO？」プロジェクトを展開している。

屋外照明などの消灯を呼び掛ける「ライトダウン」，レストランなどでろうそくやランプの灯でディナーを楽しむ「京灯ディナー」，通勤などでマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」などの取組を実施している。

また，本市などが主催する環境関連イベントや国内外における会議等に

おいて，「DO YOU KYOTO？」キャラクター「エコちゃん」を活用した PR や家庭における省エネの取組紹介などの普及啓発を行っている。

ライトダウン実施箇所数	626 箇所（平成 23 年 3 月末現在）
京灯ディナー実施店舗数	25 店舗（平成 23 年 3 月末現在）
ノーマイカーデー登録団体数	94 団体（平成 23 年 3 月末現在）
「DO YOU KYOTO？」関連イベント参加者数	78,101 人（平成 22 年度合計）

⑷ 環境家計簿事業

民生・家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を目的に，家庭における省エネ・省資源の取組の実践継続を促進するため，平成 10 年度から「環境家計簿推進事業」を展開している。

「環境家計簿」は，家庭におけるエネルギー消費量（電気，ガス，ガソリン）及び水道使用量を継続して記録し，省エネ・省資源の取組を進め，二酸化炭素の削減を図るツールである。

本市では，「入門版環境家計簿（家計のダイエット)」，「本格版環境家計簿（これで我が家も家計のダイエット)」，「子ども版環境家計簿（こどもエコライフチャレンジ)」のほか，平成 20 年度から，「普及版環境家計簿（家計のシェイプアップ)」，「インターネット版環境家計簿」を作成し，普及啓発に努めている。

	18 年度	**19 年度**	**20 年度**	**21 年度**	**22 年度**
環境家計簿取組数（世帯）	1,756 (10,006)	2,980 (12,986)	6,407 (19,393)	17,806 (37,199)	14,525 (51,724)

※平成 10～17 年度取組数：8,250 世帯
※（ ）内の数値は，累積値

⑺ こどもエコライフチャレンジ推進事業

次代を担う子ども達が地球環境問題について自ら考え体験する機会を通じて理解を深め，家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより，

子どもの視点からライフスタイルを見直し，地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図ることを目的として，平成 17 年度から実施している。

①地球温暖化問題に関する事前学習会の開催，②夏休み又は冬休み期間中に子ども版環境家計簿「こどもエコライフチャレンジ」を使った省エネ・省資源の取組，③夏休み又は冬休み後にエコライフの取組をフォローアップする事後学習会の開催，の 3 つのプログラムとなっている。

取組校数の拡大を図っており，平成 22 年度は全市立小学校 177 校で実施した。

	20 年度	21 年度	22 年度
取組学校数	50	101	177
こどもエコライフチャレンジ取組者数（世帯）	3,243	6,121	約 11,200

※（ ）内の数値は，累積値

㈠ 省エネ型家電製品の普及促進

省エネ型家電製品の普及を図るため，対象となる家電製品を販売する事業者に対して，省エネ性能が一目で分かる省エネラベルを店頭に表示し，消費者の求めに応じて説明することを義務付け，消費者が省エネ性能の高い商品を選んで購入することが可能となる仕組みを進める。

対象製品は，エアコン，テレビ，電気冷蔵庫に加え，平成 22 年度から電気便座，蛍光灯器具を追加した。

㈡ くらしの匠と進める「エコライフ・コミュニティ」づくり事業

省エネ・省資源に関する相談や助言等を行う「くらしの匠」の支援のもと，町内会や PTA，地域女性会や自治会連合会など地域的につながりのある団体が「省エネナビ」を使い，省エネの取組を実践し，さらに環境にやさしい暮らしを皆で考え，「エコアクション宣言」として発表，実践の輪を

広げ,「エコライフ・コミュニティ」の構築を目指す。

平成 22 年度は，14 地域 136 世帯が取り組み，住宅地域で電気使用量が平均 11.9%の削減となった。

⑷ ごみ減量化の推進

平成 18 年 10 月の家庭ごみの有料指定袋制の導入や平成 19 年 10 月のプラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大など，ごみ減量の取組を進めた結果, 平成 22 年度における本市クリーンセンター等廃棄物処理事業からの温室効果ガス排出量は，平成 16 年度と比べて 59,558 トン（33.0%）減少した。

平成 22 年 3 月には, 新たな京都市循環型社会推進基本計画「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」を策定し，平成 32 年度の本市が受け入れるごみ量を，ピーク時である平成 12 年度の半分以下の 39 万トンまで減らす目標を掲げた。

⑷ 平成の京町家の普及推進事業

「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議「平成の京町家」検討プロジェクトチームの報告に基づき，伝統的な京町家の知恵と現代的な技術が融合した，京都型の環境配慮住宅「平成の京町家」の普及推進を図り，もって「木の文化を大切にするまち・京都」の実現を図ることを目的として,「平成の京町家の普及推進事業」に取り組んでいる。平成 22 年度は,①産学官による「平成の京町家」の普及啓発を目的とした平成の京町家コンソーシアムの設立及び活動の支援, ②「平成の京町家」の認定の開始（平成 22 年度認定実績：2 件），③「平成の京町家（伝統型）」に対する建設費補助の開始（200 万円/件，先着 5 件）などを実施した。

⑷ 環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

平成 22 年 4 月に「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」か

ら提出された提言で示された，ライフスタイルの転換を進めるうえで大切にしたい「12 の視点」を実践に移す取組として，市民団体や民間企業等と連携しながら，ライフスタイルの転換につながるようなキャンペーン等を実施すること等により，「気づき」から「実践」，そして「定着」の流れを促進し，市民の具体的な行動と，社会や社会システムの変革につなげていく。

平成 22 年度は，①環境にやさしいライフスタイルを実践する団体への助成（16 件），②朝型生活を推奨する京朝スタイルの取組（朝講座参加者 147 名），③環境にやさしいライフスタイルの実践研究グループの設置（研究メンバー4 名），④着なくなった衣服を持ち込み持ち帰るイベント「Free Flea Market-捨てる神と拾う神-」の開催（参加者 1,726 名），⑤ライフスタイル転換に資する取組や京朝スタイルの取組結果などの報告会「ここから始まる　京都流ライフスタイル」の開催（参加者 80 名）を実施した。

ウ　関連取組状況

㈠ 家庭の省エネ相談所（京のアジェンダ 21 フォーラム）

京都市内の区役所・支所や商業施設，イベント会場において，相談員が省エネチェックシートをもとに診断シートを作成し，各家庭に合った取組をアドバイスする省エネ相談所を設置した。（20 回実施，980 名）

㈡ 京エコロジーセンターにおける取組

京都市環境保全活動センター（以下「センター」という。）は，「地球温暖化防止京都会議（COP3）」の開催を記念し，身近なごみ問題から地球規模の環境活動まで幅広い視点に立った環境意識の定着を図り，家庭，地域，職場，学校などあらゆる場所で環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として設立された。

センターにおいては，来館者に対して環境問題やその対策の啓発を行う（平成 22 年度入館者数 68,881 人）とともに館外へもその情報発信（平成 22 年度館外事業参加者数 15,720 人）を行っている。

また環境ボランティア「エコメイト（任期 3 年)」や任期を終了し地域等で環境保全活動を広げる「京エコサポーター」など人材養成の活動を行っている。

エ　施策実施状況のまとめと評価

家庭を対象とした地球温暖化対策の取組について，本市では環境家計簿事業を核として，事業を進めている。環境家計簿事業は平成 10 年度から実施しており，平成 22 年度までの 12 年間に延べ 51,724 世帯に取り組まれている。

平成 20 年度からは，家庭部門の対策を強化するため，「くらしの匠と進める「エコライフ・コミュニティ」づくり事業」，「「DO YOU KYOTO？」プロジェクト 147 万人推進事業」を開始するとともに,「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を拡大し，家庭における対策を多角的に推進している。

市民の取組を支援するこれらの対策を引き続き拡充していくほか，省エネルギー型製品を選択するため，事業者と連携して，情報提供の充実に努めるとともに，省エネ手法や助成制度などについての相談ができる「省エネ相談所」事業を今後も京のアジェンダ 21 フォーラム等と連携のうえ拡充していく必要がある。太陽光発電設備の設置や省エネ住宅の建設等の相当の設備投資が伴う対策については，国における政策の動向を踏まえ，省エネルギー志向の暮らしを実施する市民にメリットがある制度を検討していくこととする。

(5) 自動車交通対策の推進

ア　施策展開の背景

本市における運輸部門の二酸化炭素排出量は，1990（平成 2）年度の 197 万トンに対して，2009（平成 21）年度には 154 万トンと 22.1%の減少となっている。

本市の車種構成の推移の特徴としては，道路運送車両法における「普通乗用車」が大幅に増加するとともに，「軽自動車」も増加している。一方，「小型乗用車」と「小型貨物車」は減少している。また，本市における低公害車（電気，天然ガス，ハイブリッド自動車）の導入台数については，2010（平成 22）年度において 13,380 台となっている。

市内の交通状況については，パーソントリップ調査（市内の移動における）による交通分担率を見ると，1980（昭和 55）年から 2000（平成 12）年の 20 年間でバス，徒歩の割合が減少し，二輪，自動車，鉄道が増加している。2000（平成 12）年の交通分担率を京阪神 3 都市，東京都市圏などと比較すると，本市の特徴としては，鉄道の割合が低く，バス，二輪の占める割合が大きい。

本市への観光客の入洛交通手段をみると，乗用車の占める割合及び実数は 1990（平成 2）年の 38.7%から 2010（平成 22）年は 28.9%と減少しているものの，近年では，乗用車での入洛者の実数は横ばい傾向にある。

また，都心地区への交通手段調査をみると，平日に比べ休日の自動車利用が大きくなっていることが特徴として挙げられる。

地球温暖化対策計画においては，「エコドライブ推進者の拡大」，「地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸」について施策目標を定めており，削減目標量は合わせて 16,900 トンである。

■京都市地球温暖化対策計画における行動（施策）目標と削減目標

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
エコドライブ推進者の拡大	エコドライブ推進者を平成22年までに600人に拡大する。（平成22年度末894人。<推進者1人が5名を教育>）	8,500t-CO_2/年	エコドライブ推進者の認定数
地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）の延伸	平成19年度完成を目指す。 ＜マイカー使用者が地下鉄にシフト＞（平成20年1月に完成）	8,400t-CO_2/年	乗降客数の推移

イ　主要施策の状況

(ｱ) 自動車利用から公共交通等への転換促進

「『歩くまち・京都』総合交通戦略」の推進

人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し，平成22年1月に交通政策マスタープランとして策定した「『歩くまち・京都』総合交通戦略」及び，歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範として制定した「『歩くまち・京都』憲章」に基づき，さまざまな取組を進めている。

市バス，地下鉄等の利用促進

「『歩くまち・京都』公共交通ネットワークの連携強化」と題し，①阪急桂駅西口バスロータリーバス停留所施設の改善（平成22年6月），②洛西地域特別乗車制度の創設（平成22年12月），③電車・バスでまわる「歩くまち・京都」京都フリーパスの創設（平成22年12月），④阪急桂駅，JR桂駅でのわかりやすいバス乗換表示案内の表示（平成23年3月），⑤洛西地域においてバスのダイヤ改正による鉄道との接続向上について交通事業者と連携して実施（平成23年3月）するなどの取組を実施した。

また，バス停で市バスの接近情報を案内表示する「バスロケーションシステム」の設置を拡充するとともに（平成22年度末現在285基），1枚の定期券で，休日には本人のみならず同居家族も安価な料金で乗車することができる「環境定期券制度」，学校の夏休み期間中に保護者同伴で市バスに

乗車の場合，小学生 2 人までの小児運賃が無料となる「市バス eco（エコ）サマー」による市バス利用誘導などによって，公共交通機関の利用の促進に努めている。

平成 20 年 1 月 16 日の地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）延伸開通により，地下鉄事業による温室効果ガスの排出量は増加するものの，マイカー使用者が地下鉄に利用を切り替えることにより，全体としては年間 8,400 トンの削減を見込んでいる。

観光地における交通施策の実施

秋の観光ピーク期である 11 月を中心に，嵐山地区と東山地区において，京都府警等関係機関との連携の下，交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するための臨時交通規制等の交通対策を実施している。また，市内への自動車流入の抑制と環境負荷の軽減を目指し，近隣自治体や市周辺部の駐車場事業者等との連携の下，マイカーから公共交通に乗り換えて目的地まで移動する「パークアンドライド」に取り組んでいる。

平成22年度は，平成19年度から実施している取組を継続するとともに，東山地区では①東山五条交差点信号現示見直しによる交通の整流化，②高台寺南門参道の北行右折禁止，③清水門前駐車場内にタクシー乗場を設置，④東福寺周辺対策の実施（観光バス臨時待機場の設置と予約制の実施・待機場への誘導・本町通周辺臨時交通規制と迂回誘導の実施）といった取組を実施した。また，嵐山地区では，①長辻通の歩行者用道路規制，②観光バス部会による地区内駐車場事業者の連携，③阪急嵐山駅前駐車場の入庫制限などの取組を実施した。パークアンドライドについては，①臨時駐車場（市内 4 エリア 8 駐車場），既設駐車場（市内外 8 エリア 14 駐車場) の開設，②大型商業施設等を活用したパークアンドライド駐車場の開設の取組を実施した。

公共交通機関での入洛の促進

公共交通機関を利用した京都への観光客誘致を推進するため，京都市をはじめ，鉄道，バス会社等の交通事業者により「公共交通機関でおこしや

す・京都市協議会」を組織し，近畿，山陽，中部地方の主要駅や高速道路サービスエリアでのキャンペーンの実施など啓発活動に取り組んだ。

その他の取組（京都駅南口駅前広場の整備）

空港を持たない本市において，日本全国，さらには，世界に向けて開かれた貴重な玄関口である京都駅の南口駅前広場について，周辺道路の整備や大型商業施設の進出に伴う交通流動の変化を的確に捉え，交通結節機能の向上と，安心・安全で快適な歩行者空間の創出を図るため，京都駅南口駅前広場の整備計画を推進している。

平成 22 年度は，2 回の市民意見募集を経て，京都駅南口駅前広場整備計画を策定した。（平成 23 年 3 月）

自転車の利用促進

自転車の安全かつ快適な利用環境の整備と利用の促進を図るため，鉄道事業者等との協力・連携による自転車等駐車場の整備をはじめ，京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務により集客施設における自転車等駐車場の整備や，民間自転車等駐車場整備助成金を活用した民間駐輪場の整備を進めた。

平成 22 年度は，西賀茂自転車駐車場などの市関連施設の他，民間による整備を含め，計 7 か所において整備が行われた。また，民間自転車等駐車場整備助成金を活用した民間駐輪場の整備が 6 か所においてを進められた。

本市の自転車政策の推進に係る指標の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
自転車等駐車場の収容台数（台）	38,881	41,342	42,222
都市型レンタサイクルの設置台数（台）	570	799	1,423

※表中の値は累積値

⑷ 環境負荷の少ない自動車（エコカー）の普及支援

「京都市自動車公害防止計画～ひととまちにやさしい『くるまエコプラン』～」に基づき，市バスへの天然ガス自動車導入，その他公用車へのエコカー導入を推進するとともに，随時低公害車の展示を行うなど啓発を行っている。また，社団法人京都府トラック協会を通じて，低公害車（CNG車）をリースで導入する中小運送事業者に助成（3 年間）を行っている。

平成 22 年度は, 公用車車種指定制度及び京都市公用車購入等に係る車種選定要綱に基づき，公用車への低公害車等の導入促進を進めることによって，本市が所有するエコカーの保有台数は 590 台となった。また，社団法人京都府トラック協会を通じた助成件数は 1 台である。

さらに，電気自動車の普及促進のため，中小企業における乗用電気自動車と充電設備設置に対する融資制度の継続実施や，市内の公共施設を中心とした充電設備の設置（37 か所 44 基），タクシー・レンタカー業者への電気自動車等導入補助を行った。また, 公用車に電気自動車 7 台を導入した。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
本市が所有するエコカーの台数（台）	248	357	419	519	547	590
京都府トラック協会を通じた新規の助成件数（台）	8	8	6	8	3	1
市内低公害車台数（台）	2,809	3,617	4,522	5,516	9,483	13,380

※エコカー：低公害車に低排出ガスかつ低燃費車を加えたもの
※市内低公害車台数は,「自動車保有車両数統計」(財)自動車検査登録協力会）から算出した。

⑸ エコドライブの推進

同じ自動車で同じ距離を走行しても，1～2 割の燃費改善と，温室効果ガスの排出削減が可能となるエコドライブの実践を，事業者や市民に呼び掛けている。

京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会において，エコドライブ推進者の認定，配送の効率化の推進及び環境負荷の少ない自動車の普

及促進を図っている。平成 20 年度からは，市民を対象とする「京エコドライバーズ宣言者」制度，事業者を対象とする「エコドライブ推進事業所」制度を創設し，普及拡大を図っている。

平成 22 年度はエコドライブ教室を 5 回開催し,エコドライブ推進月間の 11 月には啓発キャンペーン「エコドライブ大行動」を実施したほか，エコドライブ宣伝隊派遣事業や自動車教習所によるエコドライブ講習の開催により，平成 22 年度末のエコドライバーズ宣言者数は 70,889 人，エコドライブ推進事業所数は 548 事業所となっている。

※京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会
市街地中心部の職住共存地区で，商業活動を抑制することなく，自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を低減することを目的とした，商店街振興組合等の地元事業者団体，運輸業界団体及び関係機関の参画による協議会

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
エコドライブ推進者（人）	361	627	719	808	851	894
京エコドライバーズ宣言者（人）	―		(3 月末創設)	13,248	50,331	70,889
エコドライブ推進事業所数（事業所数）	―			68	305	548

ウ　関連取組状況

【京のアジェンダ 21 フォーラムの取組】

平成 21 年度は,京都市内の路線で使える乗り放題乗車券等を提示すると，協力飲食店で代金割引などのサービスが受けられる「バスと電車で eco グルメ！」を実施し，市内公共交通機関の利用促進を図った。

なお，同フォーラムでは，過去に交通関係の取組として「歩くまち京都・都心のエコ交通プラン」の提案，臨時駐輪場等の社会実験実施，醍醐コミュニティバスの企画・立ち上げ支援，VELOTAXI の立ち上げ協力など様々な取組を行っている。

エ　施策実施状況のまとめと評価

「歩くまち・京都」総合交通戦略,「京都市自動車公害防止計画」などに

基づき，公共交通機関利用への転換や観光地における自動車利用の抑制，エコカーの普及支援，エコドライブの推進などに取り組んでいる。

今後は，公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向け，利用者の視点に立った公共交通のネットワーク化，環境に優しく利便性の高い未来の交通システム，更に大胆なマイカー抑制を市民ぐるみで進めるためのライフスタイルのあり方などを検討のうえ，市民，事業者，更には観光客も含めた取組をしていく必要がある。

(6) 森林吸収の促進

ア　施策展開の背景

京都議定書では，1990（平成 2）年以降適切な森林施業（植栽，下刈，間伐等）が行われ，法令に基づいて伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林については，各国の温室効果ガス排出削減目標値の中に二酸化炭素吸収量を算入することが認められている。

平成 20 年 3 月に全面改定された国の京都議定書目標達成計画では，これまでの水準で推移した場合の森林整備面積は，育成林 675 万ヘクタール，天然生林 660 万ヘクタールと見込み，森林吸収目標 4,767 万トン（国の基準年排出量の 3.8%）の確保のためには，毎年 20 万ヘクタールの追加的な間伐等の森林整備の確保が必要としている。その際に，森林吸収の算定方法についても見直され，育成林の吸収量が単位ヘクタール当たり二酸化炭素換算で，6.48 トンから 4.95 トン，天然生林の吸収量が 3.3 トンから 1.54 トンに変更された。

京都市地球温暖化対策計画では，1.9 万ヘクタールの育成林（人工林）を森林吸収の対象として森林整備事業の実績をもとに試算し，京都議定書目標達成計画改定前の係数を用いて 2010（平成 22）年時点での森林吸収量を 12 万トン（基準年排出量 772 万トンの 1.6%）と見込んでいる。

イ　主要施策の状況

(ｱ) 林業活性化を通じた森林整備の促進＜森林総合整備事業＞

森林所有者等が行う植林から保育（下刈り，枝打ち，間伐等）に至る一貫した森林施業に対し，その実施に必要な経費の一部補助を行っている。2010（平成 22）年において適正な整備・保全が必要な育成林（人工林）の面積は 1.9 万ヘクタールである。

適正な整備・保全が必要な育成林の維持のため，平成 22 年度は，植林 62 ヘクタール，保育 453 ヘクタールの森林整備を実施し，年度末現在で約 1.7 万ヘクタールの健全な育成林が維持され，二酸化炭素の森林吸収量は，

約 8.4 万トンである。

さらに，吸収源の対象となる天然生林が現状 1.31 万ヘクタールに達しており，これによる森林吸収量は 2.0 万トンとなり，育成林分と合わせると 10.4 万トンとなる。

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
植林面積（ha）	92	59	72	49	56	62
保育（下刈り，枝打ち，間伐等）面積（ha)）	941	764	646	594	527	453

⑷ 地域産材普及供給体制整備事業

地域内森林資源の普及や誰にでも分かる供給体制，情報提供の仕組を検討するとともに，原木生産から市場・製材・消費までの情報交換や，森林づくり・環境活動団体の活動支援など木材生産から消費に至る情報を集約する「プラットフォーム」の構築を検討する。

平成 22 年度は，「木の文化を大切にするまち・京都」の実現を目指し，木材利用の促進を検討する体制を整備するとともに，市内の木材流通の現状及びニーズ把握を行い，円滑なストックシステムの具体的な検討を行った。

ウ　関連取組状況

⑺「伝統文化の森」推進事業

国有林における企業や市民参画による森林整備については，平成 19 年度から「伝統文化の森」推進事業として，国との連携により，東山風景林（国有林 190 ヘクタール）を活動拠点とする京都伝統文化の森推進協議会を設置し，市民参加による森づくりに取り組んでいる。

⑷ 京の山杣人（そまびと）工房事業

木材資源の有効利用については，「京の山杣人工房事業」として，貴重な森林資源を有効に生かしたまちづくりを推進するために，市内産表示材供

給推進事業による市内産木材の普及啓発や公共施設への活用などの取組を進め，間伐の促進等，適正な森林整備に寄与することとしている。

エ　施策実施状況のまとめと評価

地球温暖化対策計画では，2010（平成 22）年における森林吸収量として 12 万トンを見込んでいるが，平成 22 年度末の吸収量は約 10.4 万トンであることから，目標達成に向け，市内産木材の活用や木質バイオマスエネルギーの活用などを通じた新たな森林の育成対策を検討する。

なお，森林整備の促進のためには，担い手の養成にとどまらず，事業者や市民団体等のボランティア活動も重要であることから，それらの活動を社会的,経済的側面から評価し,地球温暖化対策の面からの効果と併せて,取組を促進していく仕組みづくりが課題である。

4　率先的取組の推進（京都市役所 CO_2 削減アクションプランの取組状況）

⑴　施策展開の背景

京都市では，本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減することを目的に，平成 9 年 5 月に「京都市役所エコオフィスプラン」を策定し，その後継計画として，平成 12 年 3 月に「新京都市役所エコオフィスプラン」を策定しました。

これらのプランは，地球温暖化対策推進法の施行（平成 11 年 4 月）を受け，同法に基づく地方公共団体実行計画に位置づけられています。

さらに条例の施行を受け，「新京都市役所エコオフィスプラン」を全面的に見直し，平成 18 年 3 月に「京都市役所 CO_2 削減アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定しました。

このアクションプランにおいては，事務事業の性質によって３つの対象部門に分け，それぞれの部門ごとに温室効果ガス排出量の削減目標を設定し，取組を進めています。

なお，施設の建設等の請負工事や指定管理者制度の適用を受けた施設など，外部委託又は外郭団体等により実施される事務事業は，地球温暖化対策推進法の規定に基づき，対象から除外しています。

対象部門	事業範囲
事務系	事業系，市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業，市場運営事業，交通事業，上下水道事業
市民サービス系	病院事業，保育事業，文化事業，教育関係事業

⑵ 平成 22 年度の実績及び取組状況

アクションプランにおける計画期間は平成17～22年度までの6年間であり，平成 16 年度の排出量の実績を基準に置き，平成 22 年度を目標年として排出量の削減目標を設定しています。

削減目標：平成 22 年度までに，本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を，平成 16 年度を基準として，15.1%削減する。

（1）全体の排出量

2010（平成 22）年度における京都市役所からの温室効果ガス総排出量は，378,053 トンで，基準年度（2004（平成 16）年度）に比べて 58,372 トン（13.1%）減少しましたが，2010（平成 22）年度までの目標である，「2004（平成 16）年度比で 15.1%削減」を達成できませんでした。

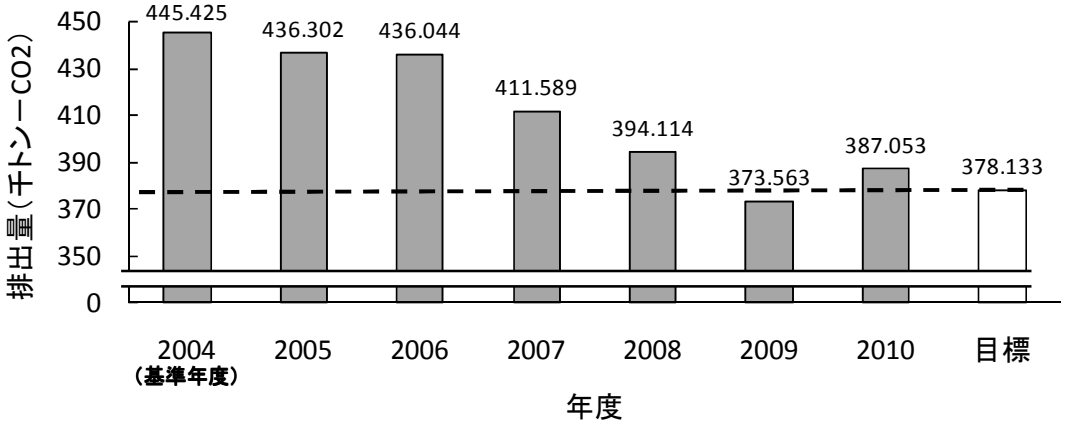

図 26　総排出量

（2）部門別排出量

部門別の対策にあたっては，事務系部門はエネルギーの種類別，事業系及び市民サービス系部門は事務事業の分野別に区分し，削減目標を定めています。総排出量の削減に対しては，事業系部門での排出量削減が大きな割合を占めています。部門別の排出状況は次のとおりです。

表 10　温室効果ガスの部門別排出量　（単位：トン - CO2）

部門		2004年度（基準年度）	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標
合計	排出量	445,425	436,302	436,044	411,589	394,114	373,563	387,053	378,133
	基準年度比	-	-2.0%	-2.1%	-7.6%	-11.5%	-16.1%	-13.1%	-15.1%
事務系	排出量	30,198	30,344	29,572	29,450	27,648	27,367	28,628	28,942
	基準年度比	-	0.5%	-2.1%	-2.5%	-8.4%	-9.4%	-5.2%	-4.2%
事業系	排出量	385,975	375,583	376,848	350,871	335,951	315,963	325,872	319,692
	基準年度比	-	-2.7%	-2.4%	-9.1%	-13.0%	-18.1%	-15.6%	-17.2%
市民サービス系	排出量	29,252	30,375	29,624	31,268	30,515	30,233	32,553	29,499
	基準年度比	-	3.8%	1.3%	6.9%	4.3%	3.4%	11.3%	0.8%

ア　事務系部門

事務系部門からの排出量は，総排出量の約 1 割を占めています。環境マネジメントシステムの認証取得・運用，公用車におけるエコカー導入などによる省エネ・省資源の取組推進により，基準年度から減少し，2008（平成 20）年度から 3 年連続目標を達成することができました。2010 年度（平成 22 年度）における前年度からの増加は，猛暑・厳冬により，電気及びガスの使用量が増加したためです。

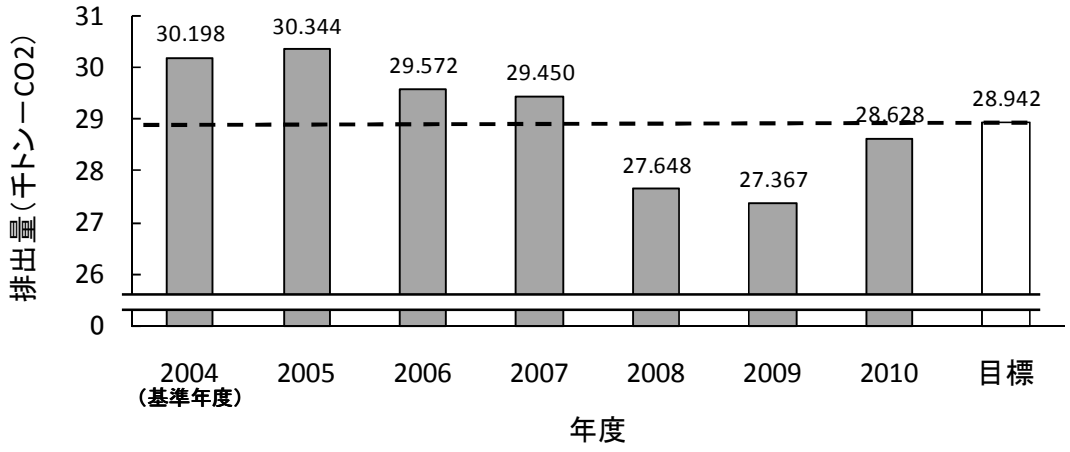

図 27　事務系部門からの排出量の推移

表 11　事務系部門からの温室効果ガス排出量

（単位：トン - CO2）

活動区分		2004年度（基準年度）	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標
合計	排出量	30,198	30,344	29,572	29,450	27,648	27,367	28,628	28,942
	基準年度比	-	0.5%	-2.1%	-2.5%	-8.4%	-9.4%	-5.2%	-4.2%
電気の使用	排出量	17,329	17,541	17,162	17,139	16,111	16,598	17,167	16,592
	基準年度比	-	1.2%	-1.0%	-1.1%	-7.0%	-4.2%	-0.9%	-4.3%
都市ガスの使用	排出量	9,349	9,464	8,974	9,050	8,463	7,730	8,220	8,939
	基準年度比	-	1.2%	-4.0%	-3.2%	-9.5%	-17.3%	-12.1%	-4.4%
自動車燃料の使用	排出量	2,467	2,379	2,647	2,503	2,346	2,316	2,582	2,336
	基準年度比	-	-3.6%	7.3%	1.5%	-4.9%	-6.1%	4.7%	-5.3%
その他	排出量	1,054	960	789	759	728	723	660	1,075
	基準年度比	-	-8.9%	-25.1%	-28.0%	-30.9%	-31.4%	-37.4%	2.0%

イ　事業系部門

事業系部門からの排出量は，総排出量の約 8 割を占めており，この部門での対策は総排出量削減への寄与が大きい一方で，都市基盤として市民生活に支障のない範囲で行われる必要があります。

事業系部門からの排出量は，基準年度から減少し，2009（平成 21）年度は 315,963 トンとなり目標を達成しましたが, 2010（平成 22）年度は 325,872 トンとなり，目標を達成できませんでした。

基準年度からの減少の主な要因は，事業系部門の排出量の約半分を占める廃棄物処理事業における排出量の減少です。

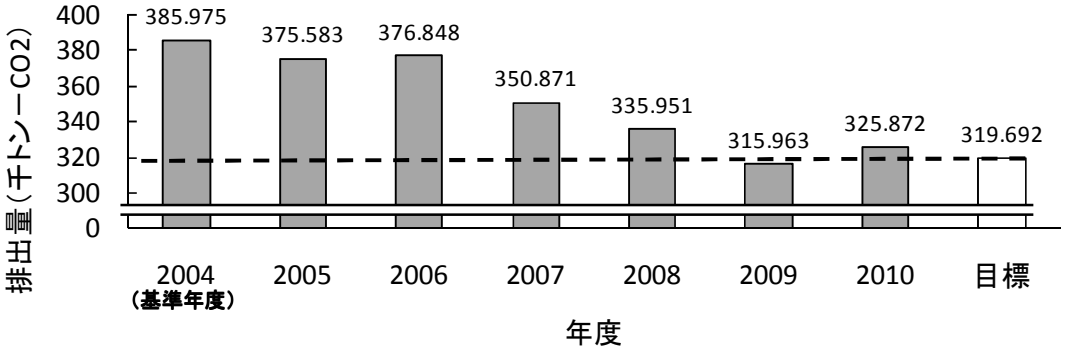

図 28　事業系部門からの排出量の推移

廃棄物処理事業からの排出量は, 基準年度から減少傾向にあり, 2009（平成 21）年度には 119,327 トンでしたが，2010（平成 22）年度は増加し，120,857 トンとなり，目標は達成できませんでした。基準年度から減少した原因は，2006（平成 18）年度からのごみ袋の有料化及び 2007（平成 19）年度からのプラスチック製容器包装の分別回収の全市拡大による, ごみ焼却量及びプラスチック焼却量の減少です。2010（平成 22）年度は, クリーンセンターにおけるごみ発電の余剰電力売却分が 3,943 トン減少したため，前年度から増加しました。

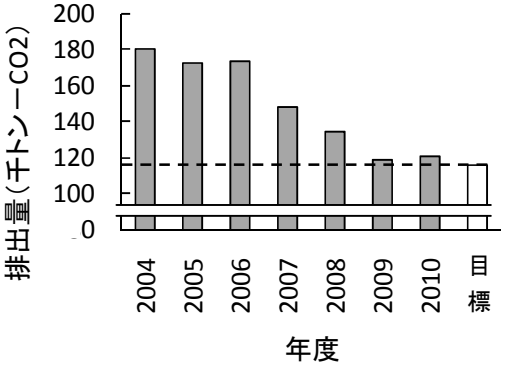

図 29　廃棄物処理事業における排出量の推移

交通事業からの排出量は, 事業系部門排出量の約 2 割を占めており, 基準年度から増加しています。2010（平成 22）年度においては 76,689 トンになり，目標を達成できませんでした。増加の主な原因は，増客対策の実施や，バス・地下鉄利用者数の増加が挙げられます。

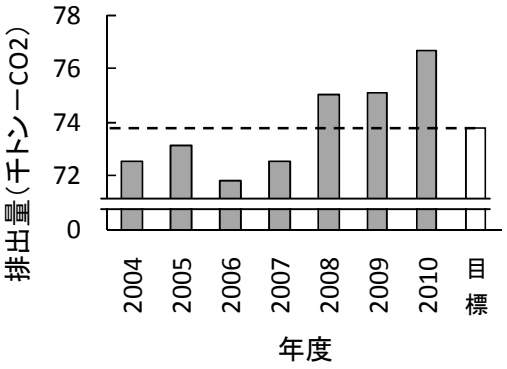

図 30　交通事業における排出量の推移

上下水道事業からの排出量は，事業系部門排出量の約 3 割を占め，基準年度から減少傾向にあります。2010（平成 22）年度には 119,393 トンとなり，目標を達成しました。減少傾向にあった理由は，関係施設における環境マネジメントシステムの取得に努め，省エネ・省資源の取組を推進したことが挙げられます。2010（平成 22）年度における前年度からの増加の主な原因は，降水量の増加に伴い下水処理量及び下水汚泥焼却量が増加したことです。

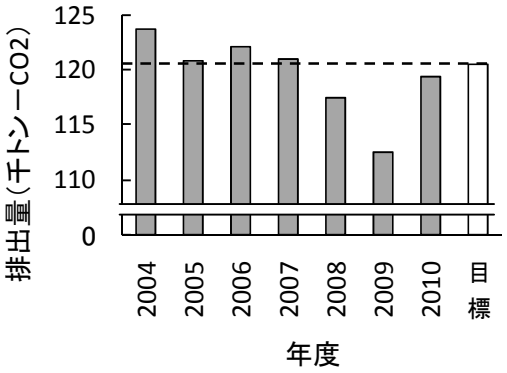

図 31　上下水道事業における排出量の推

表 12　事業系部門からの温室効果ガス排出量　（単位：トン - CO2）

事業区分		2004年度（基準年度）	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標
合計	排出量	385,975	375,583	376,848	350,871	335,951	315,963	325,872	319,692
	基準年度比	-	-2.7%	-2.4%	-9.1%	-13.0%	-18.1%	-15.6%	-17.2%
廃棄物処理事業※	排出量	180,415	172,602	173,758	148,001	134,405	119,327	120,857	116,352
	基準年度比	-	-4.3%	-3.7%	-18.0%	-25.5%	-33.9%	-33.0%	-35.5%
市場運営事業	排出量	9,228	9,110	9,185	9,366	9,133	8,970	8,933	9,108
	基準年度比	-	-1.3%	-0.5%	1.5%	-1.0%	-2.8%	-3.2%	-1.3%
交通事業	排出量	72,573	73,104	71,815	72,569	75,015	75,138	76,689	73,768
	基準年度比	-	0.7%	-1.0%	0.0%	3.4%	3.5%	5.7%	1.6%
上下水道事業	排出量	123,758	120,767	122,090	120,935	117,397	112,529	119,393	120,464
	基準年度比	-	-2.4%	-1.3%	-2.3%	-5.1%	-9.1%	-3.5%	-2.7%

※廃棄物処理事業からの排出量は，各年度ともごみ発電による余剰電力売却分を差し引いている。

ウ　市民サービス系部門

市民サービス系部門からの排出量は総排出量の約 1 割を占めています。当部門は市民の健康や教育・生活環境を守る役割を担っているため，サービスの質を維持・向上しながら対策を講じる必要があります。

市民サービス系部門からの排出量は，基準年度から増加し，2010（平成 22）年度には 32,553 トンとなり，目標を達成できませんでした。排出量の主な増減は，当部門からの排出量の大部分を占める病院事業及び教育関係事業によるものです。

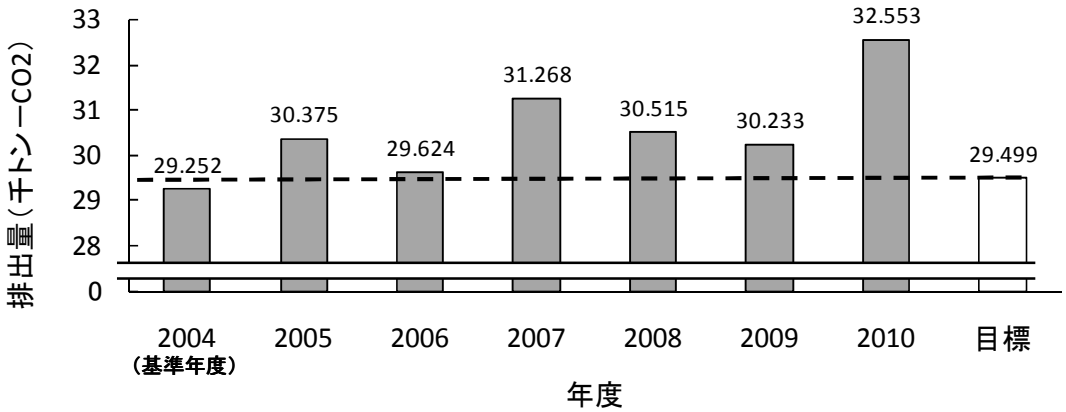

図 32　市民サービス系部門からの排出量の推移

病院事業からの排出量は，基準年から増減を繰り返しており，2010（平成 22）年度は 7,040 トンとなり,目標を達成することはできませんでした。2010（平成 22）年度の増加は，猛暑・厳寒による空調設備の使用の増加，麻酔剤として使用される笑気ガス（一酸化窒素）量の増加等が原因として挙げられます。

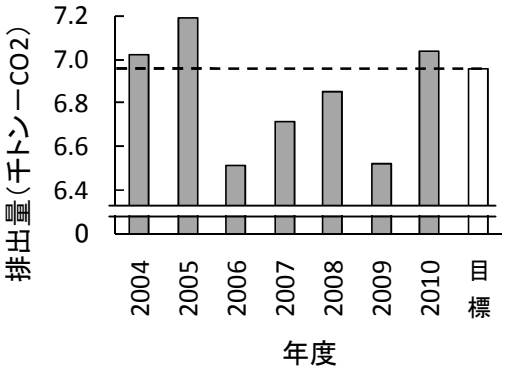

図 33　病院事業における排出量の推移

教育関係事業からの排出量は，基準年度から増加し，2010（平成 22）年度には 22,511 トンで，目標を達成できませんでした。増加の原因は，2005（平成 17）年度からの校舎の冷房化に伴う使用電力量の増加です。2006（平成 18）年度からは，デマンド（電力）測定機器の設置による使用電力量の削減等を行っていますが，2010（平成 22）年度は，猛暑・厳冬による電気及びガスの使用量が増加したため，前年度から増加しました。

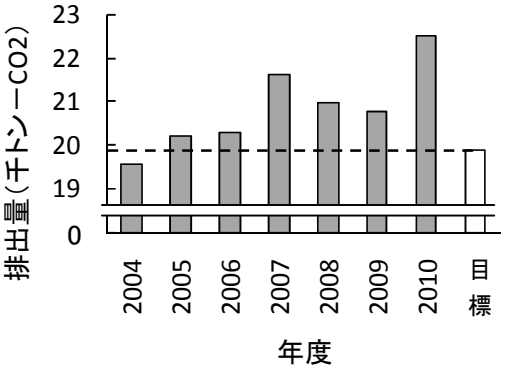

図 34　教育関係事業における排出量の推

表 13　市民サービス系部門からの温室効果ガス排出量

（単位：トン - CO2）

事業区分		2004年度（基準年度）	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標
合計	排出量	29,252	30,375	29,624	31,268	30,515	30,233	32,553	29,499
	基準年度比	-	3.8%	1.3%	6.9%	4.3%	3.4%	11.3%	0.8%
病院事業	排出量	7,020	7,194	6,510	6,718	6,851	6,523	7,040	6,961
	基準年度比	-	2.5%	-7.3%	-4.3%	-2.4%	-7.1%	0.3%	-0.8%
保育事業	排出量	1,061	1,108	1,086	1,113	1,026	1,018	1,208	1,061
	基準年度比	-	4.4%	2.4%	4.9%	-3.3%	-4.0%	13.9%	0.0%
文化事業	排出量	1,604	1,856	1,722	1,819	1,650	1,909	1,794	1,604
	基準年度比	-	15.7%	7.4%	13.4%	2.9%	19.0%	11.9%	0.0%
教育関係事業	排出量	19,566	20,218	20,307	21,619	20,988	20,783	22,511	19,874
	基準年度比	-	3.3%	3.8%	10.5%	7.3%	6.2%	15.1%	1.6%

5　国際的な地球温暖化対策の推進

（1）イクレイ（ICLEI）を通じた情報発信

○　イクレイ（ICLEI－International Council for Local Environmental Initiative）は，持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国際的な連合組織で，世界 70 箇国，1,227 団体（平成 22 年 7 月現在）が加盟しています。京都市は，世界の自治体と連携し，地球温暖化対策を積極的に推進することを目的に，平成 8 年から加盟し，現在まで京都市長が世界理事を務めています。

平成 22 年 10 月 3 日（日），4 日（月）の日程で，韓国・仁川（インチョン）市で開催されたイクレイ世界理事会に，副市長が市長の代理で出席し，「DO YOU KYOTO？」の取組や「リセ・Kyoto」の紹介，条例改正や新計画の策定などについて説明しました。

また，イクレイ世界理事会に続いて，平成 22 年 10 月 5 日（火）～7 日（木）の日程で，韓国・仁川市で開催されたイクレイ創立 20 周年世界大会に参加し，「グリーンエコノミー」をテーマに発表を行い，条例改正や，市民・事業者・環境 NPO などと取り組んできたこれまでの成果などを，世界の自治体に向けて発信しました。

（2）グアダラハラ市との姉妹都市提携 30 周年における京都市代表団の派遣

○　2010（平成22）年8月，京都市はグアダラハラ市（メキシコ合衆国）との姉妹都市提携30周年を迎えるにあたり，門川市長を団長とする京都市代表団を，姉妹都市グアダラハラ市と首都メキシコ市に派遣しました。

メキシコ市役所を表敬訪問した門川市長は，首都メキシコ市のエブラル市長と会談し，温室効果ガス削減に向け，公共交通優先のまちづくりを目指す方向で一致し，今後，情報交換などを通じて，環境面の協力を進めることを確認しました。

（３）世界の国や地域からの来訪の受け入れ

○　京都議定書発効の地として先進的な取組を進める京都市は，環境問題に関心の高い国や地域から，毎年多くの訪問を受けています。京都市の施策の説明や，京（みやこ）エコロジーセンターにおける活動の紹介などを通して，世界の自治体が連携し，ともに行動することの重要性を積極的に発信しています。

【来訪実績】

英国（ロンドン市），ウクライナ（ホルリフカ市），中国（政府・香港特別行政区），韓国（慶尚北道庁，ソウル特別市，ミリャン市），マレーシア（政府），タイ（政府）　など

6　「環境モデル都市・京都」に向けた取組

(1) 環境モデル都市行動計画の策定

京都議定書の第 1 約束期間(2008 年～2012 年)に入り，気候変動枠組条約締約国会合を中心に，次期枠組みについて国際的な議論が進展する中，国においては，温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げ，先駆的な取組にチャレンジする都市「環境モデル都市」を選定し，その行動計画の実施に伴い必要となる予算等の支援を優先かつ重点的に行い，成果を世界に向けて情報発信することを目的に，平成 20 年 4 月に全国の自治体からの提案を募集した。

全国から 82 件(合同提案があるため 89 自治体)の応募があり，13 都市が選定され，本市は平成 21 年 1 月に「環境モデル都市」に選定された。一覧を表 14 に示す。

表 14　環境モデル都市一覧

大　都　市	横浜市 (神奈川県)	京都市 (京都府)	堺市 (大阪府)	北九州市 (福岡県)
地方中心都市	帯広市 (北海道)	富山市 (富山県)	飯田市 (長野県)	豊田市 (愛知県)
小規模市町村	下川町 (北海道)	檮原町 (高知県)	水俣市 (熊本県)	宮古島市 (沖縄県)
東京特別区	千代田区 (東京都)			

平成 21 年 3 月には，本市における低炭素社会の実現に向けた取組を定める，「京都市環境モデル都市行動計画」を策定しました。行動計画の概要を図 35 に示します。

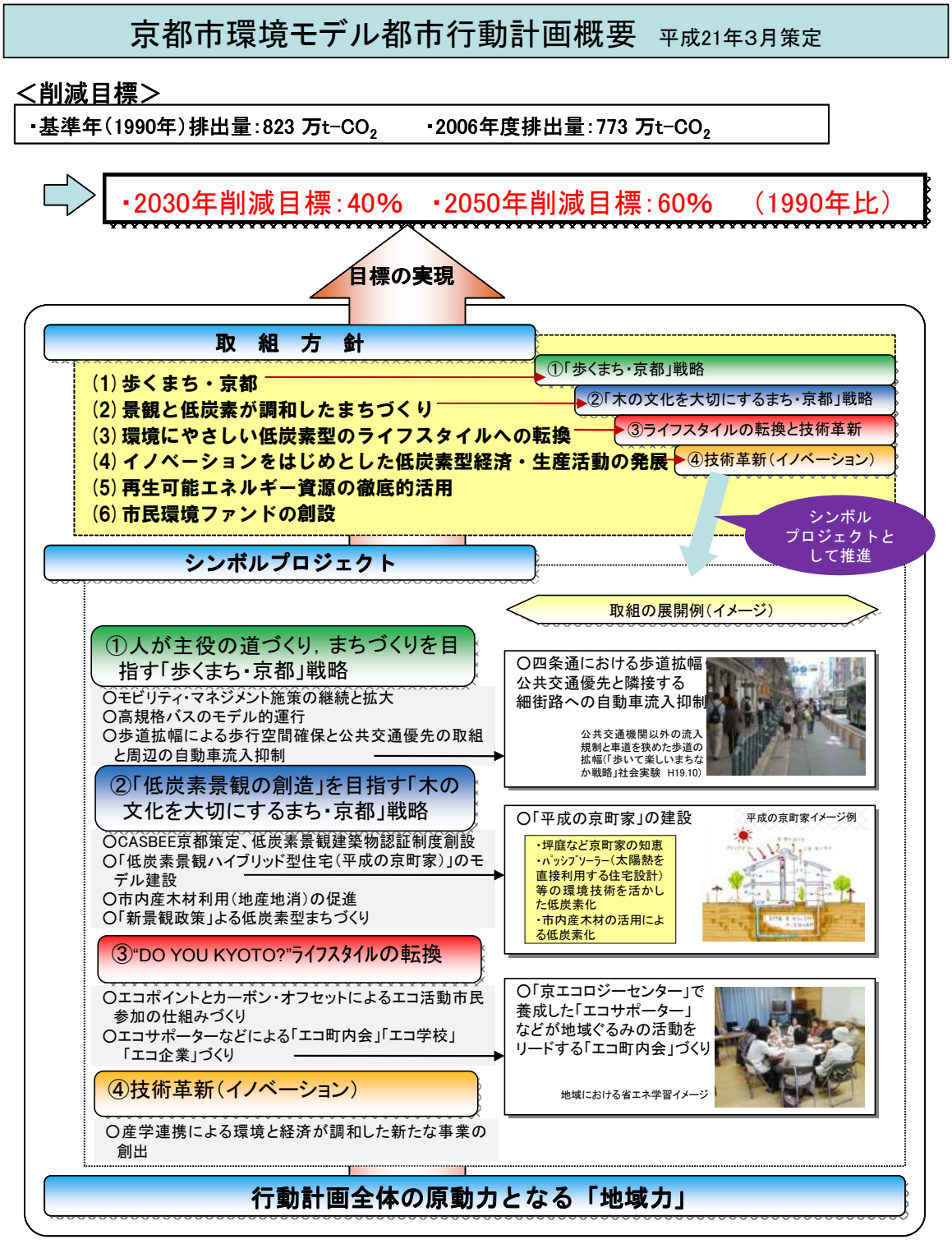

図 35　環境モデル都市行動計画の概要

(2) 環境モデル都市行動計画の推進

大幅な削減を達成するためには，温室効果ガスを「削減する」のではなく，「排出しない」という観点に立ち，「歩くまち・京都」市民会議，「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議，環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議の 3 つの市民会議を設置し，市民事業者の皆様と共に考え，具体的な提言をいただき，行動につなげていく取組を進めてきました。

その結果，2009（平成 21）年度の事業進捗状況について，内閣官房地域活性化統合事務局より，「計画を前倒しして先進的な事業を実施するなど，進捗状況が優れている」として「A評価」（ＳＡＢＣの４段階評価，Ｓ評価取得都市なし）を取得しました。

(3) 低炭素都市推進協議会への参画

低炭素社会づくりに向けて行動する都市・地域とそれを支援する関係行政機関等で構成される「低炭素都市推進協議会」が平成 20 年 12 月に設立されました。本市は幹事に就任し，低炭素社会づくりを目指す全国の自治体などと連携を図るとともに，環境モデル都市行動計画に掲げる先進的な取組を全国へ発信するなど，環境モデル都市として，更なるリーダーシップを発揮していくこととしています。

データ集

1　（旧）京都市地球温暖化対策計画

(1) 計画の位置付け

地球温暖化対策計画は，条例第 9 条の規定に基づき，従前の「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）」（平成 9 年 7 月策定，平成 15 年 6 月改定）を見直すことにより策定したものであり，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である（平成 18 年 8 月策定）。

平成 23 年 3 月に、改正条例に基づく新たな地球温暖化対策計画を策定したが、以下では平成 18 年 8 月策定の旧計画について説明する。

(2) 計画期間

計画期間は，平成 18 年から平成 22 年（温室効果ガス排出削減の当面の目標年として条例に掲げる年）までの 5 年間とし，3 年程度経過した時点で見直しを行うこととしている。

(3) 計画の特徴

温室効果ガスの排出量削減を確実なものにするために，排出動向や将来見通しを踏まえ，産業部門，運輸部門等の部門ごとに二酸化炭素の排出量の削減目標を定めた。目標の設定に当たっては，現時点から各部門が等しく排出削減に取り組むことが，分かりやすく，かつ，妥当であると考え，部門ごとの削減目標を 2002（平成 14）年の排出量から各々10%とした。

また，気候変動枠組条約第 7 回締約国会議（COP7）において採択された「マラケシュ合意」により，森林吸収源として計算できる対象範囲が定められるとともに，京都議定書発効後に開催された京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）において，森林による二酸化炭素の吸収量を算定するルールが正式にスタートしたため，本計画では新たに，森林による二酸化炭素の吸収量として 12 万トンを見込んだ。

(4) 計画の進行管理

取組の進ちょく状況について，適切な点検評価を行い，いち早く実効あ

る施策を検討するため，京都市環境審議会の下に，市民，事業者団体，環境保全活動団体の代表，学識経験者等で構成する「地球温暖化対策推進委員会」を設置している。

(5) 計画の施策体系

地球温暖化対策計画では，図 36 に掲げる施策体系に沿って，48 施策，163 項目の事業を進めることとしており，特に温室効果ガスの排出削減に効果的であると考えられる 24 施策を重点施策と位置づけている。

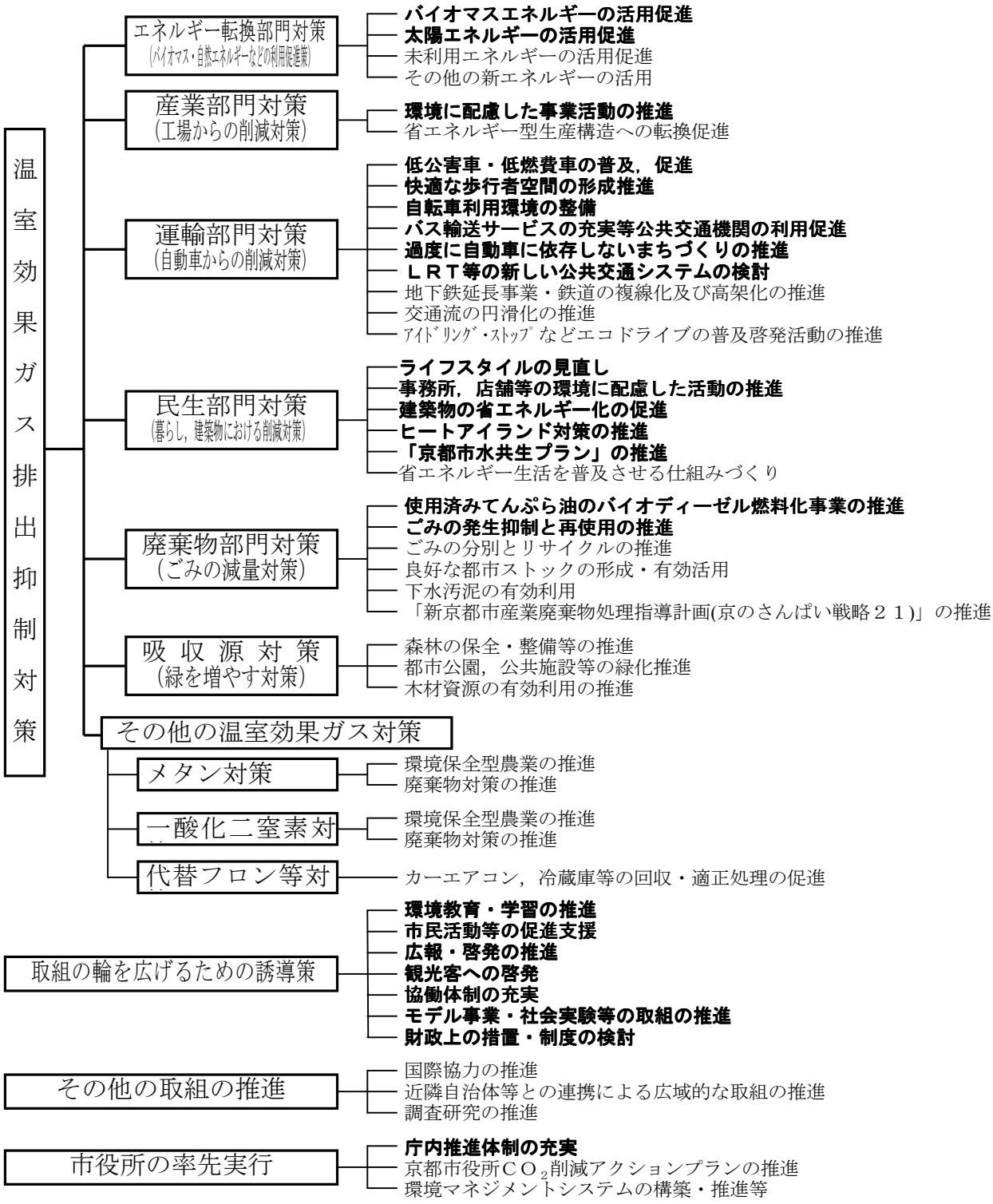

※**太字ゴシック**は重点施策を示す。

注 上記以外に「計画の進行管理と公表」に係る(1)取組実績の把握，(2)点検評価のための第三者機関の整備，(3)結果の公表の 3 施策が重点施策となっている。

図 36　地球温暖化対策計画の施策体系

2　温室効果ガスの種類及び地球温暖化係数

温室効果ガスの種類				地球温暖化係数
(i)　二酸化炭素（CO_2）				1
その他の温室効果ガス	(ii)　メタン（CH_4）			21
	(iii)　一酸化二窒素（N_2O）			310
	代替フロン等	(iv)　ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）（13 種類）	トリフルオロメタン（HFC-23）	11,700
			ジフルオロメタン（HFC-32）	650
			フルオロメタン（HFC-41）	150
			1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン（HFC-125）	2,800
			1,1,2,2-テトラフルオロエタン（HFC-134）	1,000
			1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）	1,300
			1,1,2-トリフルオロエタン（HFC-143）	300
			1,1,1-トリフルオロエタン（HFC-143a）	3,800
			1,1-ジフルオロエタン（HFC-152a）	140
			1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン（HFC-227ea）	2,900
			1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン（HFC-236fa）	6,300
			1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（HFC-245ca）	560
			1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（HFC-43-10mee）	1,300
		(v)　パーフルオロカーボン類（PFCs）（7 種類）	パーフルオロメタン（PFC-14）	6,500
			パーフルオロエタン（PFC-116）	9,200
			パーフルオロプロパン（PFC-218）	7,000
			パーフルオロブタン（PFC-31-10）	7,000
			パーフルオロシクロブタン（PFC-c318）	8,700
			パーフルオロペンタン（PFC-41-12）	7,500
			パーフルオロヘキサン（PFC-51-14）	7,400
		(vi)　六ふっ化硫黄（SF_6）		23,900

3　基準年からの推移

（1）温室効果ガス排出量

単位：万トン-CO_2

	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
二酸化炭素	725	725	710	692	674	734	732	732	701	685	705
メタン	2.3	2.3	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0
一酸化二窒素	11.7	11.7	12.0	12.0	12.0	12.0	12.2	12.0	11.8	11.6	11.3
ハイドロフルオロカーボン類	2.9						2.9	4.0	4.9	5.6	5.7
パーフルオロカーボン類	27.4						27.4	26.8	26.4	23.2	19.6
六フッ化硫黄	2.8						2.8	3.1	3.2	2.7	2.2
合　計	772	739	724	706	688	748	780	780	750	730	746
対基準年比		-4.3%	-6.2%	-8.6%	-10.8%	-3.1%	1.0%	1.0%	-2.9%	-5.4%	-3.4%

	基準年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
二酸化炭素	725	693	667	655	640	720	724	682	705	661	585
メタン	2.3	1.9	1.9	1.8	1.8	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7
一酸化二窒素	11.7	11.2	11.1	11.1	10.5	10.3	9.8	9.6	9.2	8.8	8.4
ハイドロフルオロカーボン類	2.9	6.4	6.6	7.4	8.8	9.9	10.7	12.3	14.8	17.3	20.6
パーフルオロカーボン類	27.4	17.9	14.7	12.0	9.5	9.7	10.2	7.4	4.9	2.9	1.6
六フッ化硫黄	2.8	1.9	2.7	3.4	2.3	2.7	2.2	3.0	2.0	2.0	1.1
合　計	772	732	704	691	673	754	759	716	726	682	608
対基準年比		-5.1%	-8.8%	-10.5%	-12.8%	-2.3%	-1.7%	-7.3%	-6.0%	-11.6%	-21.3%

※表示している数値は端数を四捨五入しているため，表中の合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。
※電気の使用に伴う排出係数は地域係数を使用している。
※2007 年度～2009 年度は、削減効果量を含んでいる。

（2）二酸化炭素排出量

単位：万トン-CO_2

	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
産業部門	195	195	189	173	170	184	173	167	157	146	138
運輸部門	197	197	205	207	207	207	213	217	214	210	208
民生・家庭部門	155	155	151	148	142	163	165	164	150	146	158
民生・業務部門	152	152	138	135	127	149	148	150	146	147	162
廃棄物部門	25.8	25.8	27.0	28.5	28.7	31.9	32.4	33.1	34.8	37.0	37.8
合　計	725	725	710	692	674	734	732	732	701	685	705

	基準年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
産業部門	195	131	119	117	116	130	125	114	117	108	94
運輸部門	197	204	198	195	188	188	183	178	176	165	154
民生・家庭部門	155	158	155	154	155	188	197	186	200	189	164
民生・業務部門	152	161	159	155	155	186	192	177	187	176	154
廃棄物部門	25.8	39.2	36.3	33.5	26.1	29.0	27.5	27.8	24.0	21.8	18.8
合　計	725	693	667	655	640	720	724	682	705	661	585

※表示している数値は端数を四捨五入しているため，表中の合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。
※電気の使用に伴う排出係数は地域係数を使用している。
※エネルギー転換部門は，民生・業務部門に組み込んでいる。

4. 本市公共施設等における新エネルギーの導入状況（平成22年度末時点）

分類		施設名	能力(kW)	完成年度
太陽光発電 ※外灯を除くものが対象です	庁舎	東山区総合庁舎	72.0	平成12
		京都市庁舎（市庁舎前広場）	1.7	平成14
		サンサ右京	98.0	平成19
		伏見区総合庁舎	40.0	平成21
		山科区総合庁舎（電気自動車充電設備専用）	1.3	平成22
	文化施設等	勧業館（みやこめっせ）	30.0	平成 7
		子育て支援総合センター（こどもみらい館）	10.0	平成11
		大学のまち交流センター	20.0	平成12
		右京ふれあい文化会館	10.0	平成13
		環境保全活動センター（京エコロジーセンター）	20.0	平成13
		西京極総合運動公園プール棟（京都アクアリーナ）	70.0	平成14
		ひと・まち交流館京都	10.0	平成14
		教育相談総合センター（パトナ）	3.0	平成14
		京都御池中学校・複合施設（京都御池創生館）	3.0	平成17
		うるおい館（崇仁ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等合築施設）	3.0	平成19
		宇多野ユースホステル	29.1	平成20
		横大路体育館	10.0	平成22
		動物園	1.44	平成22
		京都市生涯学習総合センター（電気自動車充電設備専用）	1.3	平成22
		下鳥羽公園球技場（電気自動車充電設備専用）	1.3	平成22
	老人ホーム等	本能特別養護老人ホーム	3.0	平成17
		葛野老人デイサービスセンター・児童館	0.6	平成17
		高瀬川南市営住宅	5.0	平成15
	クリーンセンター等	御室仁和寺東公衆トイレ	2.4	平成10
		荒神橋西詰公衆トイレ	1.1	平成17
		北部クリーンセンター	230.0	平成18
		魚アラリサイクルセンター	7.5	平成19
		焼却灰溶融施設	40.0	平成21
	消防施設	災害物資搬送センター	10.0	平成9
		上京消防署	10.0	平成10
		御室消防職員待機宿舎	20.0	平成10
		下京消防署中堂寺出張所	5.0	平成11
		伏見消防署	10.0	平成17
		下京消防署	10.0	平成20
		消防活動総合センター活動支援施設	10.0	平成20
		塩小路消防出張所	3.7	平成22

4. 本市公共施設等における新エネルギーの導入状況（平成22年度末時点）

分類		施設名	能力(kW)	完成年度
太陽光発電 ※外灯を除くものが対象です	教育施設	京都市野外活動施設花背山の家（第一キャンプ場）	0.3	平成6
		京都市青少年科学センター	1.25	平成21
		新町小学校	10.0	平成 8
		二条城北小学校	10.0	平成10
		仁和小学校	10.0	平成12
		京北第二小学校	20.0	平成12
		乾隆小学校	3.0	平成13
		朱雀第三小学校	3.0	平成13
		大枝小学校	3.0	平成13
		桂東小学校	3.0	平成13
		岩倉南小学校	3.0	平成14
		柊野小学校	3.0	平成14
		常磐野小学校	3.0	平成14
		深草小学校	3.0	平成14
		桂川小学校	3.0	平成15
		桂徳小学校	3.0	平成16
		松ヶ崎小学校	3.0	平成16
		白川小学校	3.0	平成16
		久我の杜小学校	3.0	平成19
		市原野小学校	3.0	平成18
		日野小学校	3.0	平成20
		西京極中学校	3.0	平成13
		月輪中学校	3.0	平成14
		大枝中学校	3.0	平成14
		神川中学校	3.0	平成15
		上京中学校	3.0	平成15
		高雄中学校	3.0	平成15
		下京中学校	20.0	平成18
		堀川高等学校	20.0	平成10
		西京高等学校	10.0	平成16
		北総合支援学校	3.0	平成15
		洛陽工業高等学校	0.4	平成20
		開睛小中	3.0	平成22
		桂坂小	5.0	平成22
		養徳小	10.0	平成22
		修学院小	10.0	平成22
		小栗栖宮山小	10.0	平成22
		池田東小	10.0	平成22

４．本市公共施設等における新エネルギーの導入状況（平成22年度末時点）

分類		施設名	能力(kW)	完成年度
		下鳥羽小	10.0	平成22
		納所小	10.0	平成22
		向島藤の木小	10.0	平成22
		向島南小	10.0	平成22
		向島二の丸小	10.0	平成22
		美豆小	10.0	平成22
		久世中	10.0	平成22
		大宅中	10.0	平成22
		嵯峨中	10.0	平成22
		四条中	10.0	平成22
		大原野中	10.0	平成22
		藤森中	10.0	平成22
		春日丘中	10.0	平成22
		向島東中	10.0	平成22
		洛水中	10.0	平成22
		呉竹総合支援	10.0	平成22
	上下水道施設	鳥羽水環境保全センター（GH系列水処理電気棟）	10.0	平成13
		松ヶ崎浄水場	20.0	平成18
		蹴上浄水場	20.0	平成20
		新山科浄水場	20.0	平成21
太陽熱利用		桃陽病院		昭和57
		障害者スポーツセンター		平成2
		大塚消防出張所		平成12
		神川消防出張所		平成13
		西京極総合運動公園プール棟（京都アクアリーナ）		平成14
		高速鉄道烏丸線竹田総合事務所		昭和60
		鳥羽水環境保全センター（管理棟）		昭和56
		伏見水環境保全センター（機械棟）		昭和57
		南浜消防出張所		平成16
		葛野老人デイサービスセンター・児童館		平成17
		うるおい館（崇仁ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ等合築施設）		平成19
		下京消防署		平成20
		消防活動総合センター活動支援施設		平成20
		産業技術研究所	16.2	平成22
風力発電		京都市野外活動施設花背山の家（第二キャンプ場）	1.5	平成13
		下京中学校	1	平成18
		洛陽工業高等学校	0.3	平成20年
		市立小学校　環境教育用　141校（うち太陽光発電併用139校）		
		市立中学校　環境教育用　35校（うち太陽光発電併用24校）		
		市立総合支援学校　環境教育用　3校（うち太陽光発電併用3校）		

４．本市公共施設等における新エネルギーの導入状況（平成22年度末時点）

分類	施設名	能力（kW）	完成年度
バイオマス熱利用，燃料製造	廃食用油燃料化施設（バイオディーゼル燃料生産規模：5,000L／日）		平成16
	鳥羽水環境保全センター（下水処理過程で生じるメタンを熱源として有効利用）		平成17
	魚アラリサイクルセンター（魚アラ処理過程で生じる熱や油を所内で有効利用）		平成19
木質ペレットストーブ	宇津峡公園	28.0	平成21
	京北合同庁舎	8.1	平成21
	京都市地域特産物需要拡大センター	12.5	平成21
	京都市森林文化交流センター	12.5	平成21
	北部農業振興センター	4.7	平成21
	西部農業振興センター	8.1	平成21
	東部農業振興センター	8.1	平成21
	産業観光局農林振興室	4.7	平成21
	花背山の家	1.5	平成22
木質ペレットボイラー	京北病院	200.0	平成22
コージェネレーション	健康増進センター（ヘルスピア21）	192.0	平成 5
	久世特別養護老人ホーム	17.0	平成10
	桂川園特別養護老人ホーム	17.0	平成10
	修徳特別養護老人ホーム	17.0	平成13
	小川特別養護老人ホーム	9.6	平成13
	大原野の杜更生園	9.8	平成13
	西京極総合運動公園プール棟（京都アクアリーナ）	280.0	平成14
	伏見水環境保全センター	1,200.0	平成17
	本能特別養護老人ホーム	10.0	平成17
	サンサ右京	110.0	平成19
	伏見区総合庁舎	6.0	平成21
廃棄物発電・熱利用	東部クリーンセンター	8000.0	昭和54
	南部クリーンセンター	8800.0	昭和60
	東北部クリーンセンター	15000.0	平成12
	北部クリーンセンター	8500.0	平成18
燃料電池	京都御池中学校・複合施設（京都御池創生館）	1.0	平成18
水力発電	石田水環境保全センター	9.0	平成18
温度差エネルギー	環境保全活動センター（京エコロジーセンター）		平成13
クリーンエネルギー自動車	市バス，公用車の電気自動車，ハイブリッド車，天然ガス車　164台		
	ハイブリッド車（市バス９両），天然ガス車（市バス４１両）		

5　平成 22 年度における京都市の施策・事業に係る指標の状況

（1）事務事業化指標

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	施策別実施状況 △未着手	施策別実施状況 排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A 算定可能	実施事務事業数 区分別 B 削減支援	実施事務事業数 区分別 C 直接削減	実施事務事業数 区分別 D 啓発連携	実施合計
(1) エネルギー転換部門対策									
ア バイオマスエネルギーの活用促進	★								
家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とＢＤＦ化の推進		○		*					
木質バイオマスの有効利用の検討		○			2	0	2	0	4
生ごみを利用した水素ガス生成の有効利用の検討		○							
農林業での副産物や廃棄物の有効活用の検討		○							
イ 太陽エネルギーの活用促進	★								
公共施設への太陽光発電，太陽熱利用の導入の推進		○		*	5	0	0	0	5
住宅用太陽光発電システム助成制度等による自然エネルギーの普及		○		*					
ウ 未利用エネルギーの活用促進									
小水力発電の導入		○			0	0	1	0	1
下水処理水等の熱エネルギーの活用方策の検討		○							
エ その他の新エネルギーの活用									
コージェネレーションシステム等の導入促進		○			1	0	1	0	2
ごみ発電の推進		○		*					
合計					8	0	4	0	12
(2) 産業部門対策									
ア 環境に配慮した事業活動の推進	★								
(ｱ) 環境管理・監視等の普及									
KES等，環境マネジメントシステムの導入促進		○							
(ｲ) 特定事業者排出量削減計画書の公表									
特定事業者排出量削減計画書等の公表		○		*	1	3	0	1	5
(ｳ) グリーン購入・グリーン調達の促進									
京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進		○							
(ｴ) 中小企業の取組の支援									
ESCO事業や省エネルギー診断の活用の支援対策の推進		○							
省エネアドバイザー派遣等の支援対策の推進		○							
経営者向け環境経営セミナーや従業員への環境教育の促進		○							
イ 省エネルギー型生産構造への転換促進									
(ｱ) 工場・事業場でのエネルギー使用合理化の徹底									
ESCO事業の活用による省エネルギー型生産工程の普及		○			0	2	0	0	2
事業所における省エネルギー対策の推進		○							
(ｲ) 農林水産業者における省エネルギー型生産の促進									
地場産の旬の農作物の消費拡大による省エネルギー型生産の促進		○							
合計					1	5	0	1	7

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	△未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	D 啓発連携	実施合計
(3)運輸部門対策									
ア 低公害車・低燃費車の普及，促進	★				0	2	1	2	5
市バス，公用車への低公害車・低燃費車の導入推進		○							
バイオディーゼル燃料の利用促進		○							
京都府トラック協会への低公害車導入に対する補助		○							
低公害車購入事業者に対する優遇措置の検討		○							
事業者におけるエコドライブなど，グリーン配送の取組の推進		○							
市役所におけるグリーン配送の導入検討		○							
低公害車の駐車料金割引制度の促進			△						
イ 快適な歩行者空間の形成推進	★				0	1	2	1	4
「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」との協働による取組の推進		○							
都心部でのトランジットモールの検討		○							
安全で快適な歩道の整備		○							
バリアフリー化の推進による徒歩移動の促進		○							
交通安全施設の適切な整備の推進		○							
ウ 自転車利用環境の整備	★				0	1	0	0	1
「京都市自転車総合計画」に基づく自転車利用環境の整備		○							
都市型レンタサイクルの導入促進		○							
自転車等駐車場の整備		○							
自転車走行空間の整備		○							
エ バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進	★				0	3	0	1	4
ＰＴＰＳの拡充		○							
鉄道網と連結したバス路線網の整備		○							
公共交通と自転車の乗継による通勤の普及		○							
公共交通機関を利用した観光客誘致の推進		○							
環境定期券を活用した公共交通機関の利用促進		○							
100円循環バスの運行等による公共交通機関の利用促進		○							
オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進	★				0	3	0	0	3
自動車利用から自転車・徒歩・公共交通機関への転換		○							
ＴＤＭ施策の推進		○							
観光地における交通社会実験を踏まえた施策化の推進		○							
交通環境の改善についての検討		○							
カ ＬＲＴ等の新しい公共交通システムの検討	★				0	1	0	0	1
ＬＲＴ導入のあり方の検討		○							
キ 地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び効果化の推進					0	0	4	0	4
地下鉄東西線（二条～天神川間）の延伸		○							
ＪＲ山陰線の複線化及び一部高架化		○							
京阪本線淀駅付近の高架化		○							
阪急京都線桂駅以南の高架化		○							
ク 交通流の円滑化の推進					0	1	0	0	1
道路交通網の整備促進		○							
観光地におけるパーク＆ライドシステムの普及		○							
ケ ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ･ｽﾄｯﾌﾟなどエコドライブの普及啓発活動の推進					0	0	0	4	4
アイドリングストップの普及		○							
エコドライブ推進者認定制度によるエコドライブ推進者の養成推進		○							
合計					0	12	7	8	27

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	△未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A算定可能	B削減支援	C直接削減	D啓発連携	実施合計
(4) 民生部門対策									
ア ライフスタイルの見直し	★				0	2	0	2	4
(ｱ) 家庭における排出量把握の推進									
環境家計簿の普及		○							
(ｲ) 温暖化対策診断の促進									
専門家による温暖化対策診断の促進		○							
(ｳ) 環境配慮型商品等の優先購入（グリーン購入）等の推進									
エコショップの紹介等を通じたグリーン購入の普及		○							
省エネルギー機器の情報提供を通じた機器の普及		○							
省エネラベルを通じた情報の提供		○							
省エネルギー型機器の普及促進策の検討		○							
(ｴ) 自転車の利用促進									
徒歩や自転車利用のための施設整備の推進		○							
イ 事務所，店舗等の環境に配慮した活動の推進	★				1	4	0	3	8
(ｱ) 環境管理・監視等の普及（再掲）									
KES等，環境マネジメントシステムの導入促進（再掲）		○							
(ｲ) 特定事業者排出量削減計画書の提出（再掲）									
特定事業者排出量削減計画書等の公表（再掲）		○		*					
(ｳ) グリーン購入・グリーン調達の促進（再掲）									
京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進（再掲）		○							
(ｴ) 商店街等の取組の支援									
モデル地域での地域全体の排出量削減を推進		○							
ESCO事業や省エネルギー診断の活用の支援対策の推進（再掲）		○							
省エネアドバイザー派遣等の支援対策の推進（再掲）		○							
(ｵ) 旅館・ホテルの取組支援									
都市型エコツーリズムの取組の促進		○							
(ｶ) 自動販売機による電力消費を削減する方策の検討									
自動販売機による電力消費を削減する方策の検討		○							
(ｷ) 24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討									
24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討		○							
ウ 建築物の省エネルギー化の促進	★				0	1	0	0	1
特定建築物排出量削減計画書等の運用		○							
ESCO事業の紹介等		○							
エ ヒートアイランド対策の推進	★				0	1	3	0	4
敷地緑化，屋上緑化等によるヒートアイランド現象の緩和		○							
水面や非舗装面の確保，通風に配慮した都市構造の促進		○							
オ 「京都水共生プラン」の推進	★				0	1	4	0	5
透水性舗装の活用等，雨水浸透性の向上		○							
雨水タンクの整備		○							
カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり					0	0	0	3	3
家庭へのKESの普及		○							
省エネルギーコンサルタント等を活用しやすい仕組みの構築		○							
省エネルギー対策に関して相談できる体制の検討		○							
地球温暖化防止リーダー養成講座の実施		○							
チャレンジエコライフコンテストの実施		○							
環境にやさしい生活をする人にメリットのある制度の検討		○							
住宅の環境ラベリング制度の検討		○							
合計					1	9	7	8	25

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	△未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A 算定可能	B 削減支援	C 直接削減	D 啓発連携	実施合計
(5) 廃棄物部門対策									
ア 使用済みてんぷら油のﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料化事業の推進（再掲）★					2	0	0	0	2
家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とＢＤＦ化の推進（再掲）		○		*					
イ ごみの発生抑制と再使用の推進 ★					0	4	0	4	8
「京都市循環型社会推進基本計画」に基づくごみの発生抑制と減量化		○							
家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入		○							
「京都市ごみ減量推進会議」を中心としたごみの発生抑制と減量化		○							
ウ ごみの分別とリサイクルの推進					0	1	3	1	5
プラスチック製容器包装の分別回収の拡充		○							
家電リサイクル法の施行に伴う市民啓発，不法投棄対策の徹底等		○							
学校における分別収集，リサイクルの取組の推進		○							
エ 良好な都市ストックの形成・有効利用					0	0	0	0	0
良好で寿命の長い建築物等，既存の都市ストックの有効活用		○							
オ 下水汚泥の有効利用					0	0	1	0	1
溶融スラグ等を建設資材として有効利用		○							
カ 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」の推進					0	0	0	1	1
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進		○							
合計					2	5	4	6	17
(6) 吸収源対策									
ア 森林の保全・整備等の推進					0	1	7	4	12
(ｱ) 森林の適切な保全整備									
植林，下刈り，除伐，間伐等の森林整備		○							
人と自然の共生を目指す森作りを民有林に拡大		○							
森林整備の担い手の育成，確保		○							
(ｲ) 里山空間など多様な森林の整備									
里山空間など多様な森林の整備		○							
(ｳ) 緑化技術の導入									
道路や橋等の建設に際し，緑化技術の採用に努める		○							
(ｴ) 緑化の推進									
緑化団体との連携による普及啓発の推進		○							
空き地，屋上，壁面の緑化の推進		○							
イ 都市公園，公共施設等の緑化推進					0	0	7	0	7
(ｱ) 都市公園の整備									
緑豊かな都市公園の整備		○							
(ｲ) 工場・産業団地の緑化推進									
工業・産業団地の緑化推進		○							
(ｳ) 公共施設等の緑化									
道路や河川，官公庁等における緑化の推進		○							
学校，公園等におけるビオトープ事業の推進		○							
ウ 木材資源の有効利用の推進					0	1	1	5	7
京の山杣人工房事業などを核とした普及啓発		○							
市内産木材の利用促進		○							
市内産木材の安定的な供給体制の整備		○							
森林資源の新たな活用方法の確立		○							
合計					0	2	15	9	26

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	施策別実施状況 △未着手	施策別実施状況 排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A 算定可能	実施事務事業数 区分別 B 削減支援	実施事務事業数 区分別 C 直接削減	実施事務事業数 区分別 D 啓発連携	実施事務事業数 実施合計
(7) その他の温室効果ガス対策									
ア メタン対策					0	0	2	2	4
環境保全型農業の推進									
有機物資材施用等，水管理の適正化		○							
家畜ふん尿の適正処理		○							
廃棄物対策の推進									
有機物埋立抑制		○							
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進（再掲）		○							
イ 一酸化二窒素対策					0	0	1	2	3
環境保全型農業の推進									
施肥管理の適正化		○							
家畜ふん尿の適正処理（再掲）		○							
廃棄物対策の推進									
「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進（再掲）		○							
ウ 代替フロン等対策					0	2	0	0	2
カーエアコン，冷蔵庫等の回収・適正処理の促進									
回収装置等の整備に対する支援		○							
関係業界との連携による廃棄時における回収・適正処理		○							
合計					0	2	3	4	9

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	△未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A算定可能	B削減支援	C直接削減	D啓発連携	実施合計
(8) 取組の輪を広げるための誘導策									
ア 環境教育・学習の推進	★				0	0	0	5	5
(ｱ) 環境教育の推進									
学校における環境教育の推進		○							
家庭や地域における取組につながる仕組みの検討		○							
教員への環境教育		○							
KES学校版等，環境教育の実践活動の強化		○							
雨水タンク，太陽光発電設備等の活用		○							
(ｲ) 京都市環境保全活動ｾﾝﾀｰ(京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ)における環境学習の推進									
施設内展示を通じた普及啓発		○							
青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進		○							
環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施		○							
イ 市民活動等の促進支援	★				0	1	0	4	5
(ｱ) 市民活動の展開・促進									
「京のアジェンダ２１」の推進		○							
京のアジェンダ21フォーラム等を通じた取組の推進		○							
自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援		○							
地球温暖化防止活動推進員等，リーダー育成の推進		○							
京都市ごみ減量推進会議を通じた取組の推進		○							
地域ごみ減量推進会議の活動支援		○							
(ｲ) 京都市環境保全活動ｾﾝﾀｰ(京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ)における環境活動支援の推進									
環境リーダー等の育成		○							
環境関連図書の収集及び情報提供の促進		○							
自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援（再掲）		○							
(ｳ) 中小企業の取組の支援									
環境マネジメントシステム導入説明会の開催等		○							
(ｴ) 地域参加型環境保全の推進									
地域における環境改善活動の推進		○							
大学におけるグリーン購入等の取組への支援		○							
ウ 広報・啓発の推進	★				0	0	0	22	22
啓発イベント等の開催		○							
環境保全に貢献した市民等の表彰		○							
マスコミとの共同キャンペーンの実施		○							
効果的な広報，啓発活動の促進		○							
エ 観光客への啓発	★				0	0	0	4	4
環境配慮型宿泊施設の取組の促進		○							
環境配慮型宿泊施設等を通じた観光客への啓発		○							
オ 協働体制の充実	★				0	0	0	2	2
京のアジェンダ21フォーラム等の活動推進		○							
カ モデル事業・社会実験等の取組の推進	★				0	0	0	1	1
モデル事業・社会実験等の取組推進		○							
キ 財政上の措置・制度の検討	★				0	0	0	0	0
地球温暖化に資する取組に対する補助制度，税制度等の検討		○							
合計					0	1	0	38	39

計画の施策	重点施策	施策別実施状況 ◎着手済	△未着手	排出量算定可能な事業を含む施策	実施事務事業数 区分別 A算定可能	B削減支援	C直接削減	D啓発連携	実施合計
(9) その他の取組の推進									
ア 国際協力の推進					0	0	0	1	1
各国の更なる地球温暖化対策の推進に向けた活動		○							
ＩＣＬＥＩを通じた環境分野における国際協力		○							
WMCCCを通じた自治体リーダー間のネットワーク化		○							
イ 近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進					0	0	0	2	2
国や府との連携，近隣市町村との情報交換		○							
総合地球環境学研究所との連携		○							
ウ 調査研究の推進					0	0	0	0	0
地球温暖化に関する調査研究の推進		○							
省エネルギー等に関する技術開発研究の推進		○							
合計					0	0	0	3	3
(10) 市役所の率先実行									
ア 庁内推進体制の充実	★				0	0	0	1	1
京都市地球温暖化対策推進本部における全庁的な取組の推進		○							
イ 京都市役所CO2削減アクションプログラムの推進					1	0	2	0	3
京都市CO2削減アクションプランの推進		○		*					
ウ 環境マネジメントシステムの構築・推進等					0	1	8	0	9
ISO14001及びKES取得事業所の拡大		○							
ゼロエミッションの取組の推進，拡大		○							
戦略的環境アセスメントの実施		○							
行政評価システムにおける環境負荷の観点の追加		○							
環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札制度の導入		○							
グリーン入札制度の検討		○							
指定管理者の選定に当たって，環境への配慮の観点の追加		○							
環境会計の手法の活用		○							
合計					1	1	10	1	13

※　太字ゴシックは重点施策を示す。

（2）成果指標

(1/4)

施策・事業		指標名	（参考）各種計画での目標値（目標達成年度）	実績 平成16年度（2004年度）	平成17年度（2005年度）	平成18年度（2006年度）	平成19年度（2007年度）	平成20年度（2008年度）	平成21年度（2009年度）	平成22年度（2010年度）	増減状況（※）
エネルギー転換部門											
(1)ア	廃食用油燃料化事業										
	累	廃食用油回収拠点数	1,500箇所（22年度）	864箇所	956箇所	1,013箇所	1,202箇所	1,352箇所	1,447箇所	1,577箇所	◎
	累	廃食用油回収実施学区数	—	143学区	156学区	162学区	186学区	205学区	215学区	220学区	○
	単	廃食用油回収量	—	125,276 L	127,158 L	149,382 L	160,897 L	178,528 L	189,006 L	193,172 L	◎
	単	精製燃料が化石燃料を代替することによる温室効果ガス削減量	4,000 t-CO2（22年度）	3,583 t-CO2	4,358 t-CO2	4,244 t-CO2	3,969 t-CO2	3,988 t-CO2	4,090t-CO2	3,683t-CO2	○
(1)イ	公共施設における新エネルギー導入										
	累	公共施設における太陽光発電システム導入量	—	446.4 kW	464 kW	737 kW	848.5 kW	920.6 kW	1002.3 kW	1249.3 kW	◎
	累	公共施設における太陽光発電システム導入量による温室効果ガス削減量	—	169 t-CO2	175 t-CO2	279 t-CO2	321 t-CO2	348 t-CO2	379 t-CO2	472 t-CO2	◎
	単	京都市公共建築デザイン指針に基づく公共施設における新エネルギー導入施設数	—	5件	5件	3件	3件	4件	8件	29件	◎
	太陽光発電普及促進事業										
	単	住宅用太陽光発電設置助成件数	—	155件	172件	224件	189件	103件	431件	857件	◎
	単	住宅用太陽光発電設備容量	—	527 kW	581 kW	740 kW	555 kW	317 kW	1,472 kW	3,056 kW	◎
	単	当該年度設置太陽光システムによる温室効果ガス削減量	—	188 t-CO2	208 t-CO2	250 t-CO2	203 t-CO2	113 t-CO2	433 t-CO2	899 t-CO2	◎
	累	助成により設置した太陽光システムによる累積温室効果ガス削減量	1,500 t-CO2（22年度）	393 t-CO2	602 t-CO2	819 t-CO2	1,090 t-CO2	1,170 t-CO2	1,401 t-CO2	2,300 t-CO2	◎
	ごみ発電										
	単	廃棄物発電による発電量	—	176,582千kWh	196,533千kWh	212,872千kWh	213,578千kWh	184,139千kWh	171,120千kWh	154,761千kWh	○
	単	廃棄物発電による温室効果ガス削減効果	78,000 t-CO2	66,748 t-CO2	74,289 t-CO2	80,466 t-CO2	80,732 t-CO2	69,604 t-CO2	64,713 t-CO2	58,500 t-CO2	○
産業部門											
(2)ア	特定事業者排出量削減制度										
	状	平成20年度特定事業者温室効果ガス排出量	16.0万t-CO2削減（22年度）	—	—	—	200.73万t-CO2	188.62万t-CO2	179.17万t-CO2	186.77万t-CO2	△
	状	平成21年度特定事業者温室効果ガス排出量		—	—	—	—	0.87万t-CO2	0.90万t-CO2	0.93万t-CO2	△
	状	平成22年度特定事業者温室効果ガス排出量		—	—	—	—	—	3.10万t-CO2	3.10万t-CO2	◎
	KES認証取得事業所の拡大										
	累	KES市内事業所認証取得件数	850件（平成22年	171件	264件	439件	521件	610件	659件	930件	◎
	ISO14001推進事業										
	単	EMSに対する相談件数	—	61件	79件	89件	82件	61件	41件	18件	○
	グリーン購入の促進										
	累	京都グリーン購入ネットワーク会員数	500人・団体（20年度，府下）	79件	115件	130件	143件	151件	160件	149件	×
(2)イ	地場産の旬の農作物の消費拡大										
	状	「京の旬野菜」生産割合	30%（22年度）	29%	30%	31%	32%	34%	34%	34%	○
	累	京の旬野菜生産農家として京都市が認定している農家の数	—	553戸	560戸	583戸	613戸	640戸	657戸	672戸	○

※増減状況は，指標のもつ性質により，以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。
- ◎：前年度を上回る実績がある
- ○：実績がある
- △：実績なし（0件）

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。
- ◎：前年度増分を超えて増加している
- ○：増加している
- △：増減なし
- ×：減少

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。
- ◎：状態の改善が図られたもの
- ○：状態に変化なし
- △：状態が悪化したもの

施策・事業			（参考）各種計画での目標値（目標達成年度）	実績							
		指標名		平成16年度（2004年度）	平成17年度（2005年度）	平成18年度（2006年度）	平成19年度（2007年度）	平成20年度（2008年度）	平成21年度（2009年度）	平成22年度（2010年度）	増減状況（※）
運輸部門											
(3)ア	低公害車の導入推進・促進										
	累	市内低公害車台数	—	2,228台	2,809台	3,617台	4,522台	5,516台	9,483台	13,380台	○
	累	公用車の低公害車等保有台数	—	178台	248台	352台	419台	519台	547台	590台	◎
	単	京都府トラック協会を通じた低公害車導入助成件数（新規）	—	8台	8台	8台	6台	8台	3台	1台	○
	環境保全資金融資制度										
	単	融資件数	—	2件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	△
	単	融資相談件数	—	24件	30件	30件	24件	18件	31件	12件	○
	京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会										
	累	エコカー普及台数	—	331台	433台	577台	861台	1,015台	1,095台	－	－
(3)イ	快適な歩行者空間の形成推進										
	単	歩道の整備延長	—	—	3.15km	7.81km	7.40km	11.15km	13.98km	13.16km	○
	単	通行支障柱移設件数	—	41本	37本	34本	35本	110本	41本	73本	◎
(3)ウ	自転車利用環境の整備										
	累	自転車等保管能力	—	8,800台	9,100台	8,800台	10,600台	10,360台	－	－	－
	単	駐輪場利用目標台数	—	1,601,738台	1,734,838台	1,763,379台	1,765,488台	1,715,854台	－	－	－
	単	駐輪場利用目標達成状況	—	105.5%	100.4%	105.9%	103.3%	100.4%	－	－	－
	累	都市型レンタサイクルの設置台数	—	558台	579台	570台	570台	570台	799台	1,423台	◎
(3)エ	観光客の公共交通機関利用の促進										
	状	観光客の入洛時乗用車利用率	—	30.3%	29.6%	29.3%	29.0%	29.0%	30.0%	28.9%	◎
(3)オ	自動車利用から自転車・徒歩・公共交通機関への転換										
	状	公共交通機関利用者数	—	515.6百万人	516.0百万人	515.9百万人	525.2百万人			－	－
	観光地等交通対策										
	単	パーク＆ライドの利用台数（市内分）	—	1,524台	1,353台	1,615台	1,997台	1,442台	1,657台	2,339台	◎
	単	パーク＆ライドの利用台数（市外分）	—	—	548台	1,128台	2,078台	2,449台	3,362台	3,238台	○
	状	アンケートによるパーク＆ライドの利用者満足度	—	95.7%	96.0%	96.7%	97.6%	96.1%	97.5%	86.6%	△
(3)ケ	京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会										
	累	エコドライブ推進者認定数	—	10人	330人	627人	719人	808人	851人	894人	◎
	アイドリング・ストップ運動の推進										
	単	啓発実施回数	—	14回	17回	48回	47回	－	－	－	－
	単	チラシ等配布枚数	—	10,200枚	13,900枚	15,300枚	9,350枚	－	－	－	－

※増減状況は，指標のもつ性質により，以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。
- ◎：前年度を上回る実績がある
- ○：実績がある
- △：実績なし（0件）

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。
- ◎：前年度増分を超えて増加している
- ○：増加している
- △：増減なし
- ×：減少

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。
- ◎：状態の改善が図られたもの
- ○：状態に変化なし
- △：状態が悪化したもの

施策・事業		指標名	（参考）各種計画での目標値（目標達成年度）	実績 平成16年度（2004年度）	平成17年度（2005年度）	平成18年度（2006年度）	平成19年度（2007年度）	平成20年度（2008年度）	平成21年度（2009年度）	平成22年度（2010年度）	増減状況（※）
民生部門											
(4)ア	「DO YOU KYOTO？」プロジェクトの推進										
	累	ライトダウン実施箇所数	—	—	—	—	—	605箇所	613箇所	626箇所	◎
	累	京灯ディナー実施箇所数	—	—	—	—	—	23箇所	30箇所	25箇所	×
	単	イベント参加合計人数	—	—	—	—	—	68,000人	239,900人	78,100人	○
	環境家計簿の普及										
	単	入門版環境家計簿（家計のダイエット等）取組数	—	1,012世帯	570世帯	1,425世帯	1,906世帯	1,906世帯	1,876世帯	2,418世帯	◎
	単	普及版環境家計簿（家計のシェイプアップ）取組数	—	—	—	—	—	863世帯	9,380世帯	473世帯	○
	単	本格版環境家計簿（これで我が家も家計のダイエット）取組数	—	33世帯	124世帯	81世帯	174世帯	293世帯	274世帯	241世帯	○
	単	インターネット版環境家計簿取組数	—	—	—	—	—	102世帯	155世帯	85世帯	○
	単	こどもエコライフチャレンジ取組校数	—	—	1校	3校	11校	50校	101校	177校	◎
	単	こども版環境家計簿（こどもエコライフチャレンジ）取組数	—	—	130世帯	250世帯	900世帯	3,243世帯	6,121世帯	11,200世帯	◎
(4)ウ	既存建築物の省エネ対策										
	単	特定建築物排出量削減計画書による届出件数	—	—	21件	104件	93件	68件	63件	68件	◎
(4)エ	緑化等によるヒートアイランド現象の緩和										
	状	1人あたりの公園面積	10㎡／人以上	4.57㎡／人	4.56㎡／人	4.57㎡／人	4.67㎡／人	4.68㎡／人	4.69㎡／人		
	累	市内公園面積	—	6,671,222㎡	6,702,231㎡	6,710,101㎡	6,837,258㎡	6,858,172㎡	6,863,748㎡	6,912,843㎡	◎
	累	市内公園箇所数	—	789箇所	799箇所	814箇所	839箇所	861箇所	872箇所	877箇所	○
	累	市街化区域の緑被率	37%（平成37年	—	35.0%	—	—	—	35.0%	—	
(4)オ	透水性舗装整備の推進										
	単	透水性舗装延長	約10kmの整備	10,061m	8,051m	8,377m	15,524m	18,673m	12,234m	15,639m	◎
	雨水貯留施設設置助成金制度										
	単	雨水貯留施設設置助成件数	年間100件	—	72件	58件	72件	95件	138件	156件	◎
廃棄物部門											
(5)イ	ごみの発生抑制と減量化										
	状	一般廃棄物総排出量	803.5千ｔ（27年度）	818,418ｔ	807,917ｔ	792,752t	746,907t	732,280t	643,479t	603,571t	◎
	状	産業廃棄物総排出量	2,744千ｔ（22年度）	2,579千ｔ	平成13年度以降5年ごとに数値把握	—	—	—	—	—	-
	地域ごみ減量推進会議										
	累	地域ごみ減量推進会議数	—	73団体	77団体	82団体	91団体	115団体	132団体	145団体	○
	累	京都市ごみ減量推進会議会員数	—	295団体	297団体	317団体	332団体	357団体	382団体	407団体	○
	リターナブルびんの回収										
	累	リターナブルびん回収拠点数	—	22箇所	44箇所	47箇所	79箇所	79箇所	104箇所	-	-
	単	リターナブルびん回収量	—	6t	32t	58t	74t	76t	76t	-	-
	不用品リサイクル情報案内システム運用										
	単	不用品交換成立数	—	71件	62件	107件	24件	132件	138件	103件	○
	単	不用品情報新規登録件数	—	941件	638件	751件	705件	1,041件	965件	787件	○
	ごみ減量・リサイクル推進店「めぐるくんの店」推奨										
	累	めぐるくんの店認定件数	—	174件	141件	150件	150件	156件	146件	-	-
	コミュニティ回収										
	累	回収実施団体数	—	26団体	105団体	535団体	1,264団体	1,499団体	1,750団体	-	-

※増減状況は，指標のもつ性質により，以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。
◎：前年度を上回る実績がある
○：実績がある
△：実績なし（0件）

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。
◎：前年度増分を超えて増加している
○：増加している
△：増減なし
×：減少

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。
◎：状態の改善が図られたもの
○：状態に変化なし
△：状態が悪化したもの

施策・事業			（参考）各種計画での目標値（目標達成年度）	実績							
		指標名		平成16年度（2004年度）	平成17年度（2005年度）	平成18年度（2006年度）	平成19年度（2007年度）	平成20年度（2008年度）	平成21年度（2009年度）	平成22年度（2010年度）	増減状況（※）
吸収源対策											
(6)ア	植林，下刈り，除伐，間伐等の森林整備										
	状	森林面積	—	40,744 ha	60,907 ha	61,108ha	61,017ha	61,017ha	－	－	－
	単	植林（再造林）面積	—	53 ha	92 ha	59 ha	72ha	49ha	56ha	62ha	◎
	単	保育（下刈り，枝打ち，間伐等）面積	—	874 ha	941 ha	764 ha	646ha	594ha	527ha	453ha	○
	山村都市交流の森運営管理										
	単	自然体験学習の場利用者数	—	36,068人	37,272人	31,717人	25,829人	23,716人	21,127人	27,880人	◎
(6)イ	都市公園，公共施設等の緑化推進										
	累	保全樹・保存樹林数	—	33件	40件	39件	39件	39件	39件	38件	×
(6)ウ	市内産木材の利用促進										
	単	林産物需要拡大センター（ウッディー京北）入館者数	—	79,959人	92,287人	112,326人	149,615人	209,404人	253,426人	363,722人	◎
	京の山仙人工房事業などを核とした普及啓発										
	単	林業活性化対策（京の山仙人工房事業）モデル工房設置箇所数	—	—	3箇所	3箇所	3箇所	2箇所	－	－	－
	単	林業活性化対策（京の山仙人工房事業）モデル工房来訪者数	—	—	570人	5,625人	6,783人	7,216人	7,997人	9,670人	◎
	単	林業活性化対策（京の山仙人工房事業）リフォーム材供給箇所数	—	—	—	19箇所	20箇所	21箇所	20箇所	19箇所	○
取組の輪を広げるための誘導策											
(8)ア	京エコロジーセンターにおける環境教育・普及啓発										
	単	京エコロジーセンター入館者と館外事業参加者数	—	89,263人	97,261人	79,307人	94,242人	93,161人	105,247人	84,601人	○
	学校における環境教育の推進										
	累	KES学校版の取得数	—	—	—	176校	206校	242校	260校	257校	○
(8)イ	市民活動等の促進支援										
	状	京エコロジーセンターエコメイト・エコサポーター合計数	—	105名	118名	132名	161名	171名	161名	148名	△
	累	京のアジェンダ21フォーラム会員数	—	491人・団体	539人・団体	650人・団体	563人・団体	558人・団体	525人・団体	503人・団体	×
(8)ウ	環境保全に貢献した市民等の表彰制度										
	単	京都環境賞の応募件数	—	9件	16件	29件	30件	23件	29件	50件	◎
	単	チャレンジエコライフコンテストの応募件数	—	—	21件	46件	34件	－	－	－	－
市役所の率先実行											
(10)イ	京都市役所CO2削減アクションプランの推進										
	状	京都市役所事務系の温室効果ガス排出量	28,942t-CO2（22年度）	30,198t-CO2	30,344t-CO2	29,572t-CO2	29,450t-CO2	27,648t-CO2	27,367t-CO2	28,628t-CO2	△
	状	京都市役所事業系の温室効果ガス排出量	319,692t-CO2	385,975t-CO2	375,583t-CO2	376,848t-CO2	350,871t-CO2	335,951t-CO2	315,963t-CO2	325,872t-CO2	△
	状	京都市役所市民サービス系の温室効果ガス排出量	29,499t-CO2（22年度）	29,252t-CO2	30,375t-CO2	29,624t-CO2	31,268t-CO2	30,515t-CO2	30,233t-CO2	32,553t-CO2	△
	公共施設・省エネルギー(ESCO事業)の推進										
	単	ESCO事業件数	—	—	—	1件	0件	0件	0件	0件	△

※増減状況は，指標のもつ性質により，以下のように整理している。

単 …単年度値。毎年度0から積み上げるもの。
- ◎：前年度を上回る実績がある
- ○：実績がある
- △：実績なし（0件）

累 …累積値。前年度値に加えていくもの。
- ◎：前年度増分を超えて増加している
- ○：増加している
- △：増減なし
- ×：減少

状 …状態値。働きかけを行う対象の状態を表すもの。
- ◎：状態の改善が図られたもの
- ○：状態に変化なし
- △：状態が悪化したもの

6　平成22年度京都市の施策・事業の実施状況

※事務事業の区分
・各部署から報告された事務事業を，以下のように区分している。（区分は事務局で実施）
＊区分A：温室効果ガスを削減する効果があり削減量を算定可能な事務事業
　＋区分A1：市民・事業者等の排出量を計測し，削減を図るもの
　＋区分A2：市の排出量の削減を図るもの
　＋区分A3：波及効果をねらうモデル的事業
＊区分B：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で各主体の削減行動の支援・誘導を図るもの
＊区分C：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で公共施設，公共事業等での具体的整備・導入
（※区分B，Cで温室効果ガスの削減効果を算定可能な取組は区分Aに。）
＊区分D：普及啓発・連携強化を図る事業，温室効果ガスの計測そのものや計画推進等の取組

京都市の取り組む施策

事務事業名 ＜所管＞	事業区分 （※）	地球温暖化防止に係る効果・目標値 及び進ちょく状況・削減実績
(1)エネルギー転換部門対策		
ア バイオマスエネルギーの活用促進（重点施策）		
		＜区分別事業数　A:2 B:0 C:2 D:0 未:0 ＞
着手済施策	家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とＢＤＦ化の推進	
	木質バイオマスの有効利用の検討	
	生ごみを利用した水素ガス生成の有効活用の検討	
	農林業での副産物や廃棄物の有効活用の検討	
①	廃食用油燃料化事業（企画部門） ＜環境政策局＞	バイオディーゼル燃料化事業の一層の促進にあたり，使用済みてんぷら油回収拠点の拡大を図る。
	A_2	*回収拠点数　⑲1,202，⑳1,352，(21)1,447，(22)1,577* *回収実施学区数　⑲186学区，⑳205学区，(21)215学区，(22)220学区* *回収量 ⑲161kL，⑳179kL，(21)189kL，(22)193kL* *平成19年9月から回収に係る助成金制度を創設した。* ***※CO2削減効果は「②廃食用油燃料化事業（BDF製造）」に含む***
②	廃食用油燃料化事業（BDF製造） ＜環境政策局＞	回収した使用済みてんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し，ごみ収集車や市バスの燃料として使用する。 目標値：4,000t-CO_2/年
	A_2	*製造量　⑲1,515kL，⑳1,522kL，(21)1,561kL，(22)1,406kL* *使用車両　ごみ収集車147台　市バス93台* *CO2排出量削減効果 ⑲3,969トン，⑳3,988トン，(21)4,090トン，(22)3,683トン* ***3,683t-CO_2/年***
③	バイオマス利活用の推進 ＜環境政策局＞	バイオマスエネルギーの活用促進において，生ごみを利用した水素ガス生成について，有効活用を検討する。
	C	*生ごみ等からのバイオガス化技術実証研究を平成11年度から行っており，平成18年度からは市庁舎ゼロエミッション活動と連携し，この活動で発生する生ごみや雑紙からバイオガスを取り出す実験を実施。* *平成20年度は，市庁舎等の生ごみを活用したエネルギー回収拡大及び高効率化実証研究を行い，　京都市バイオマス利活用基本構想懇話会開催した。また，バイオディーゼル燃料化事業技術検討会開催及びBDFの普及促進に向けた「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」の取組を行った。* *平成21年度は，市庁舎等の生ごみを活用したエネルギー回収拡大及び高効率化実証研究を行った。* *平成22年度は，市庁舎等の生ごみ利用によるエネルギー回収を行うとともに，京都市バイオマス活用推進計画の策定イオマス活用推進計画の策定を行った。*
④	バイオマス資源の有効活用 ＜産業観光局＞	グリーンコンポスト生産施設において剪定枝や食品加工残さを原料として肥料を生産し，コンポスト化による循環型社会を指向するライフスタイルの醸成を図る。
	C	*製品出荷量　⑲3,200㎥　⑳3,199㎥　(21)3,341㎥，(22)3,243㎥*

イ　太陽エネルギーの活用促進（重点施策）

＜区分別事業数　A:5 B:0 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	公共施設への太陽光発電，太陽熱利用の導入の推進		
	住宅用太陽光発電システム助成制度等による自然エネルギーの普及		
①	京都市公共建築デザイン指針の推進 ＜都市計画局,その他＞	A_2	環境にやさしい公共建築づくりとして，構想・計画段階から自然エネルギーの導入を施設所管局へ提案することで，公共施設の環境負荷低減を図る。 *⑲4施設，計111.5kW，⑳6施設，計72.5kW，(21)4施設，計101.3kW，(22)28施設，計227.0kW* *累積出力は1,249.3kW(CO2排出量削減効果472トン)）* *472t-CO_2/年*
②	太秦東部地区第一種市街地再開発事業 ＜建設局＞	A_2	地下鉄東西線天神川駅(仮称)周辺地域で，右京区総合庁舎等の太秦東部地区市街地再開発施設を整備するに当たり，太陽光発電等を導入する。 *⑲98kW(導入完了)* ***※CO2削減効果は「①京都市公共建築デザイン指針の推進」に含む***
③	公共施設への太陽光発電等の導入の推進(消防局施設への導入推進) ＜消防局＞	A_2	消防庁舎の整備に合わせた太陽光発電設備等の導入により，温室効果ガスの抑制に寄与している。 *消防活動総合センター第二次整備，下京消防署整備* ***※CO2削減効果は「①京都市公共建築デザイン指針の推進」に含む***
④	公共施設への太陽光発電等の導入の推進(上下水道局施設への導入推進) ＜上下水道局＞	A_2	上下水道施設に太陽光発電設備を導入することにより，CO2削減に寄与する。 *⑱松ヶ崎浄水場に20kW設備導入* *⑲ー，⑳畷上浄水場に20kW設備導入* *(21)新山科浄水場に20kW設備導入* ***※CO2削減効果は「①京都市公共建築デザイン指針の推進」に含む***
⑤	太陽光発電普及促進事業 ＜環境政策局＞	A_1	住宅用太陽光発電システムの設置助成金交付制度を実施し，太陽光発電の普及促進を図る。 目標値：1，500t-CO_2/年 *助成件数　⑲189件，⑳103件，(21)431件，(22)857件* *発電容量　⑲555kW，⑳317kW，(21)1,472kW，(22)3,056kW* *平成22年度におけるCO2削減量　2,300t-CO2(平成15年度からの累計値)* *2,300t-CO_2/年*

ウ　未利用エネルギーの活用促進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:1 D:0 未:0 ＞

着手済施策	小水力発電の導入		
	下水処理水等の熱エネルギーの活用方策の検討		
①	未利用エネルギーの活用促進(小水力発電) ＜上下水道局＞	C	水道施設内で未利用の水力エネルギーを利用する小水力発電の導入により，CO2削減に寄与する。 *⑱石田水環境保全センターに設備導入・試運転調整(出力約10kW，落差2m)* *⑲発電電力量　79,390kWh，(21)発電電力量　78,990Wh，* *(22)発電電力量　70,210kWh*

エ　その他の新エネルギーの活用

＜区分別事業数　A:1 B:0 C:1 D:0 未:0 ＞

着手済施策	コージェネレーションシステム等の導入促進		
	ごみ発電の推進		
①	京都市公共建築デザイン指針の推進(再掲) ＜都市計画局＞	C	環境にやさしい公共建築づくりとして，構想・計画段階から自然エネルギーの導入を施設所管局へ提案することで，公共施設の環境負荷低減を図る。 *⑰御池創生館に燃料電池(1kW)を導入*
②	ごみ焼却熱の発電利用 ＜環境政策局＞	A_2	ごみ焼却余熱の発電利用によって，化石燃料使用の抑制を図る。 昭和55年：東部クリーンセンター(4,000kW×2基) 昭和61年：南部クリーンセンター(8,800kW) 平成13年：東北部クリーンセンター(15,000kW) 平成18年：北部クリーンセンター(8,500kW) 目標値：78,000t-CO_2/年 *発電量　⑲213,579千kWh，⑳184,139千kWh，(21)171,120千kWh，(22)154,761千kWh* *発電によるCO2削減効果　⑲80,732トン，⑳69,604トン，(21)64,713トン，(22)58,500トン* ***58,500t-CO_2/年***

(2)産業部門対策（工場からの削減対策）

ア 環境に配慮した事業活動の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:1 B:3 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	KES等，環境マネジメントシステムの導入促進		
	特定事業者排出量削減計画書等の公表		
	京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進		
	経営者向け環境経営セミナーや従業員への環境教育の促進		
①	KES認証取得事業所の拡大 ＜環境政策局＞	B	中小企業でも容易に取り組めるEMSであるKESの導入を図る。一つの事業所が新たにKESを認証取得した場合，その効果として約10トンCO2／年(近年の調査では約17トン)の削減が見込めることから，22年までに850件に拡大することを目標とする。 目標値：8,500t-CO_2/年 *市内KES取得事業所数　⑲521件，⑳610件，(21)659件，(22)930件* *中小企業向け説明会の開催回数　⑲3回(79名)，⑳3回(125名)，(21)1回(33名)　※平成22年度は，東日本大震災の影響により開催せず。*
②	事業者におけるISO14001取得に対する支援 ＜環境政策局＞	B	ISO14001を事業者が認証取得，維持するにあたっての相談に応じている。認証取得した事業所が増加することにより，温室効果ガス削減が推進される。 *ISO14001取得に係る相談件数　⑲82件，⑳61件，(21)41件，(22)18件*
③	地球温暖化対策条例の推進 (特定事業者排出量支援事業) ＜環境政策局＞	A_1	条例に基づく特定事業者排出量削減計画書及び特定事業者排出量削減報告書の提出を求め，公表を行い，事業者の温室効果ガス排出抑制を推進する。 目標値：160,000t-CO_2/年 *20年度特定事業者：基準年(平成19年度)から13.96万t-CO2削減* *21年度特定事業者：基準年(平成20年度)から0.06万t-CO2増加* *22年度特定事業者：基準年(平成21年度)から0t-CO2削減* *※17～19年度特定事業者：基準年から13.96万t-CO2削減*
④	グリーン購入促進事業 ＜環境政策局＞	D	「京都グリーン購入ネットワーク(KGPN)」の活動を通じて，生産等に係るCO2排出量の少ない商品などのグリーン購入の普及促進を図ることで，CO2削減に寄与する。 *KGPN会員数　⑲143，⑳151，(21)160，(22)149*
⑤	中小事業者省エネ総合サポート事業 ＜環境政策局＞	B	市内の中小事業者及び京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者に対して，本市が省エネに関する専門的な知識及び経験を有するコンサルタント事業者を無料で派遣し，エネルギー使用の改善策を提案する「省エネ診断事業」を行い，事業者に省エネ効果を示したうえで効果的な省エネの取組を促し，エネルギー使用量の合理化に伴う温室効果ガス排出量の削減を図る。 *⑳省エネ相談件数：11件，省エネ設備導入補助件数：1件* *(21)省エネ診断件数：22件，省エネ設備導入補助件数：3件* *(22)省エネ診断件数：30件，省エネ設備導入補助件数：5件*

イ　省エネルギー型生産構造への転換促進

＜区分別事業数　A:0 B:2 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	地場産の旬の農作物の消費拡大による省エネルギー型生産の促進		
	ESCO事業の活用による省エネルギー型生産工程の普及		
①	京の旬野菜推奨事業(園芸振興) ＜産業観光局＞	B	栽培に余分なエネルギーが掛からず，運搬に伴うエネルギー消費も抑えられる旬の時期の京野菜の生産振興を図る。 *販売促進キャンペーン，農薬使用の安全性確認などの実施* *京の旬野菜の生産割合⑰30%，⑱31%，⑲32%，⑳34%，(21)34%，(22)34%* *京の旬野菜認定生産者数⑰560戸，⑱583戸，⑲613戸，⑳640戸，(21)657戸，(22)672戸*
②	中小事業者省エネ総合サポート事業（再掲） ＜環境政策局＞	B	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。

(3)運輸部門対策（自動車からの削減対策）

ア 低公害車・低燃費車の普及，促進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:2 C:1 D:2 未:1 ＞

着手済施策	市バス，公用車への低公害車・低燃費車の導入推進		
	バイオディーゼル燃料の利用促進		
	京都府トラック協会への低公害車導入に対する補助		
	低公害車購入事業者に対する優遇措置の検討		
	事業者におけるエコドライブなど，グリーン配送の取組の推進		
	市役所におけるグリーン配送の導入検討		
①	市バス，公用車への低公害車・低燃費車の導入推進 ＜環境政策局＞	C	市バスへの天然ガス自動車等導入や公用車への低公害車等の導入によりCO2削減に寄与する。 *本市が所有するエコカーの台数　⑲419台，⑳519台，(21)547台，(22)590台* *市内の低公害車の登録台数　⑲4,522台，⑳5,516台，(21)9,483台，(22)13,380台*
②	低公害車導入に対する補助 ＜環境政策局＞	B	京都府トラック協会を通じ，低公害車(CNG車)をリース(3年間)で導入する中小運送業者に助成を行う。 *CNG車助成件数（新規）　⑲6台，⑳8台，(21)3台，(22)1台*
③	環境保全資金融資制度 ＜環境政策局＞	B	中小企業者が事業活動に伴う環境負荷低減のため，低公害車の購入等について，必要な資金を融資する。 *融資件数　⑲1件，⑳0件，(21)0件，(22)0件* *融資相談件数　⑲24件，⑳18件，(21)31件，(22)12件*
④	京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会 ＜環境政策局＞	D	市街地中心部の職住共存地区でのエコドライブの推進，配送の効率化の推進及び環境負荷の低い自動車の普及促進を図る。 目標値:8,500t-CO_2/年，エコドライブ認定者数600名 *エコドライブ推進者認定数⑰330名，⑱627名，⑲719名，⑳808名，(21)851名，(22)894名* *エコカー普及台数⑰433台，⑱577台，⑲861台，⑳976台，(21)1,095台*
⑤	市民版エコドライブ推進事業 ＜環境政策局＞	D	事業者のみならず，一般ドライバーへのエコドライブの普及を図るため，市民を対象としたエコドライブ教室の開催，「京エコドライバーズ」登録事業等を実施する。 *(22)「京エコドライバーズ」宣言登録事業（平成23年3月末　70,889名），「エコドライブ推進事業所」登録事業の創設（平成23年3月末　548事業所），エコドライブ教室の開催（5回：市民向け3回，事業者向け2回），「エコドライブ大行動」の実施（平成22年11月 エコドライブ大行動期間中の宣言者数382人），「エコドライブ宣伝隊派遣事業」の実施(2回，受講者数63人)，自動車教習所によるエコドライブ講習（研修1,546回，宣言者数14,816人），エコドライブホームページの作成（アクセス数18,772件，メールマガジン登録者数1,893名）*
未着手施策	低公害車の駐車料金割引制度の促進		

イ 快適な歩行者空間の形成推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:2 D:1 未:0 ＞

着手済施策	「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」との協働による取組の推進		
	都心部でのトランジットモールの検討		
	安全で快適な歩道の整備		
	バリアフリー化の推進による徒歩移動の促進		
	交通安全施設の適切な整備の推進		
①	歩いて楽しいまちなか戦略の推進 ＜都市計画局＞	B	京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通，河原町通，御池通，烏丸通に囲まれた地区）において，自動車渋滞や放置自転車などの様々な交通問題を解決し，歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す。 *⑲協議会2回，幹事会3回の実施，交通社会実験の実施（平成19年10月）* *⑳協議会1回，幹事会2回の実施，「まちかど駐輪場」の設置，情報誌「京なか歩く」の発行，交通実態調査等* *(21)幹事会1回の実施，「人が主役のまちなか道路」ワークショップの開催，四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた関係者協議* *(22)「歩いて楽しいまちなか戦略」推進プロジェクトの開催，「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」の開催，「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議の開催，・「人が主役のまちなか道路」ワークショップの開催（平成22年10月～平成23年3月，2地区で合計5回），四条通の総合的な交通社会実験の実施（平成22年11月～平成23年3月），四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた関係者協議*
②	歩いて暮らせるまちづくり推進会議 ＜都市計画局＞	D	「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」による「まちなかを歩く日」の開催等，「歩くまち・京都」の実現に向けたまちづくりを推進する。 *⑰～⑳「まちなかを歩く日」の開催* *(21「まちなかを歩くウィーク」の開催)* *(22)「まちなかを歩く日」の開催*
③	通行支障柱移設事業 ＜建設局＞	C	歩道を確保するため，通行支障柱（歩道の有効幅員80㎝未満とする電柱等）を順次移設し，徒歩移動を促進する。 *移設　⑲35本，⑳110本，(21)41本，(22)73本*
④	交通安全施設等整備 ＜建設局＞	C	歩行者の安全確保のための歩道新設，交差点改良等，交通安全施設の整備拡充を図り，徒歩移動を促進する。 *歩道等整備延長　⑲7.40km，⑳11.15km，(21)13.98km，(22)13.16km* *交差点改良　⑲9箇所，⑳8箇所，(21)6箇所，(22)3箇所*

ウ　自転車利用環境の整備（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	「京都市自転車総合計画」に基づく自転車利用環境の整備		
	都市型レンタサイクルの導入促進		
	自転車等駐車場の整備		
	自転車走行空間の整備		
①	自転車利用環境の整備 ＜建設局＞	B	自動車交通に過度に依存せず，自転車の利用環境の整備と利用の促進を図り，CO2削減に寄与する。 *自転車等駐輪場設置　⑲6箇所，増設2箇所，⑳6箇所，(21)4箇所，(22)7箇所* *都市型レンタサイクルの設置台数　⑲570台，⑳570台，(21)799台，(22)1,423台*

エ　バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:3 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	PTPSの拡充		
	鉄道網と連結したバス路線網の整備		
	公共交通と自転車の乗継による通勤の普及		
	公共交通機関を利用した観光客誘致の推進		
	環境定期券を活用した公共交通機関の利用促進		
	100円循環バスの運行等による公共交通機関の利用促進		
①	公共車両優先システム（PTPS）の導入 ＜交通局＞	B	市バス走行において一定の時間短縮効果が得られ，定時性向上につながるPTPSの導入により，バス利用を促進する。 *(21)北大路バスターミナル～京都市役所前までPTPSを導入* *府警に対しPTPS区間拡大の要望中*
②	バス路線網の見直し ＜交通局＞	B	鉄道駅結節の強化を図るとともに，利便性の向上及び効率性の観点から市バス系統の見直しを行い，マイカー利用者のバス利用を促進する。 *(21)河原町通（今出川～京都駅間）の昼間時間帯において，3～4分の等間隔運行を実施し，利便性の向上を図った。また，洛西地域において，民間バス事業者とダイヤ調整を行い，鉄道との乗継利便性の向上を図った。* *(22)地下鉄をはじめとする鉄道との乗継利便性向上（地下鉄北大路駅・JR京都駅など）及び堀川通での利便性向上，東山通からの京都駅への運行充実*
③	脱クルマ観光推進事業 ＜産業観光局＞	D	公共交通機関を利用した観光客誘致の推進のため，春と秋の観光シーズンに啓発活動に取り組み，地球温暖化防止に寄与する。 *⑲昨年度と同様，上記10駅での啓発活動等* *⑳春・秋の観光シーズン前に近畿，山陽，中部地方の駅に加え，中国自動車道西宮名塩サービスエリアで啓発活動を展開* *(21)伊勢湾岸自動車道刈谷ハイウェイオアシスにおいてリーフレットを配布，近畿及び山陽地方の8駅において啓発活動を実施* *(22)伊勢湾岸自動車道刈谷ハイウェイオアシスにおいてリーフレットを配布*
④	バスロケーションシステムの拡充 ＜交通局＞	B	バスロケーションシステムの設置を進めることにより，市バスの利便性を高め，マイカー利用者のバス利用を促進する。 *⑲8基（計264基），⑳8基（計272基），(21)8基（計280基），(22)5基（計285基）*

オ　過度に自動車に依存しないまちづくりの推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:3 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	自動車利用から自転車・徒歩・公共交通機関への転換		
	ＴＤＭ施策の推進		
	観光地における交通社会実験を踏まえた施策化の推進		
	交通環境の改善についての検討		
①	歩いて楽しいまちなか戦略の推進（再掲） ＜都市計画局＞	B	「(3)イ 快適な歩行者空間の形成推進」参照。
②	LRT等新しい公共交通システムの検討（再掲） ＜都市計画局＞	B	「(3)カ LRT等の新しい公共交通システムの検討」参照。
③	観光地等交通対策 ＜都市計画局＞	B	秋の観光ピーク期である11月に，嵐山地区と東山地区において，京都府警等関係機関との連携の下，交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するための臨時交通規制等の交通対策を実施している。また，市内への自動車流入の抑制と環境負荷の軽減を目指し，近隣自治体や市周辺部の駐車場事業者等との連携の下，マイカーから公共交通に乗り換えて目的地まで移動する「パークアンドライド」に取り組んでいる。 *【東山地区】* *⑲交通対策（清水寺周辺の2駐車場のタクシー専用化等）* *⑳交通対策（清水門前駐車場内にタクシー乗り場を設置，東福寺に観光バス待機場を開設）* *(21)交通対策（東福寺周辺対策の実施など）* *(22)交通対策（東山五条交差点信号現示見直しによる交通の整流化など）* *【嵐山地区】* *⑲交通対策（上記に加え，歩行者を分散誘導するマップの作成等）* *⑳交通対策（上記に加え，車両流入規制の実施）* *(21)交通対策（観光バス部会による地区内駐車場事業者の連携など）* *(22)交通対策（長辻通の歩行者用道路規制など）* *【パークアンドライド】⑭～*

カ　ＬＲＴ等の新しい公共交通システムの検討（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	ＬＲＴ導入のあり方の検討			
①	LRT等新しい公共交通システムの検討 ＜都市計画局＞	B	「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき，未来の公共交通の充実について検討するための体制を整え，それぞれの地域特性を踏まえた新しい公共交通(LRT,BRT)の実現に向けた検討を進める。	
			⑲平成18年度の交通社会実験結果等を踏まえた検討 ⑳審議会及び3つの検討部会を設置し，公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向けたライフスタイルの在り方などの検討を行った。 (21)「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定，「歩くまち・京都」憲章の制定 (22)副市長を本部長とした全局，区の局長級で構成する「歩くまち・京都」推進本部の設置，運営（平成22年4月～），学識経験者，関係団体，国，府などで構成する「歩くまち・京都」推進会議の設置，運営（平成22年8月～），戦略の実施プロジェクトを具体的に推進する「公共交通ネットワーク推進会議」「未来の公共交通推進会議」「「スローライフ京都」推進会議」の設置，運営（平成22年9月～），「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発（市政広報板ポスターの掲出（平成22年5月，平成23年1月），各局区でのイベントへの参加（平成22年9月～），商店街等でのアナウンス及び未来のイメージ映像の放映（平成22年11月～），「歩くまち・京都」シンポジウムの開催（平成23年3月）等）	

キ　地下鉄延長事業・鉄道の複線化及び高架化の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:4 D:0 未:0 ＞

着手済施策	地下鉄東西線（二条～天神川間）の延伸		
	JR山陰線の複線化及び一部高架化		
	京阪本線淀駅付近の高架化		
	阪急京都線桂駅以南の高架化		
①	地下鉄の整備促進 ＜交通局＞	C	東西線の延伸開通に伴う自動車利用から地下鉄利用への転換を図る。 目標値：8，400t-CO_2/年
			⑱土木工事全体の進捗率97% ⑲平成20年1月16日，地下鉄東西線（二条～太秦天神川間）が延伸開通 （平成19年度で事業終了）
②	JR山陰本線複線高架化事業 ＜建設局＞	C	鉄道を高架化して踏切を除却することにより，慢性的な交通渋滞の解消を図り，CO2削減に寄与する。
			平成22年3月の完成に向け，「京都～二条駅間」，「花園～嵯峨嵐山駅間」の複線高架化工事を実施。 ⑲「花園～太秦駅間」の高架化（単線）完成，⑳「太秦～嵯峨嵐山駅間」の高架化（単線）完成， (21)平成22年3月供用開始
③	京阪本線淀駅周辺整備事業 ＜建設局＞	C	鉄道を高架化して踏切を除却することにより，慢性的な交通渋滞の解消を図り，CO2削減に寄与する。
			平成25年完成に向け，平成22年度は上り線高架工事等を実施。
④	阪急京都線連続立体交差化事業 ＜建設局＞	C	鉄道を高架化して踏切を除却することにより，慢性的な交通渋滞の解消を図り，CO2削減に寄与する。
			平成27年完成に向け，平成22年度は仮線切替を行った後，現在線の撤去及び高架橋基礎工の準備工事を実施。

ク　交通流の円滑化の推進

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	道路交通網の整備促進		
	観光地におけるパーク＆ライドシステムの普及		
①	観光地等交通対策（再掲） ＜都市計画局＞	B	「(3)オ 過度に自動車に依存しないまちづくりの推進」参照。

ケ　アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発活動の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:4 未:0 ＞

着手済施策	アイドリング・ストップの普及		
	エコドライブ推進者認定制度によるエコドライブ推進者の養成推進		
①	アイドリング・ストップ運動の推進 ＜環境政策局＞	D	観光駐車場，大規模店舗の駐車場等でのアイドリング・ストップ運動の普及啓発を図る。 *啓発チラシ等の配布⑰17回，⑱48回，⑲47回* *⑱シンポジウム開催，⑲「京都・秋のアイドリングストップ・エコドライブキャンペーン」の実施* *⑳エコドライブ推進事業に統合されたため，実績なし。*
②	京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会（再掲） ＜環境局＞	D	「(3)ア 低公害車・低燃費車の普及，促進」参照。
③	京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会 ＜環境政策局＞	D	京都府，大阪府，兵庫県，大阪市，堺市，神戸市と共同で，環境にやさしい自動車の指定を行い，技術的調査研究，イベント出展等による普及啓発を行う。 *指定車種⑰3,112形式指定，⑱2,951形式指定，⑲3,378形式指定*
④	京都市自動車公害防止計画の推進 ＜環境政策局＞	D	自動車公害防止計画の推進を図るため，協議会において関係機関の連携を図り，CO2削減を目指す。 *京都市自動車公害防止協議会開催* *⑲1回，⑳1回，(21)3回，(22)3回*

(4) 民生部門対策（暮らし，建築物における削減対策）

ア ライフスタイルの見直し（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:3 C:0 D:3 未:0 ＞

着手済施策	環境家計簿の普及			
	エコショップの紹介等を通じたグリーン購入の普及			
	省エネルギー機器の情報提供を通じた機器の普及			
	省エネラベルを通じた情報の提供			
	徒歩や自転車利用のための施設整備の推進			
	省エネルギー型機器の普及促進策の検討			
①	「DO YOU KYOTO？」プロジェクト147万人推進事業 ＜環境政策局＞	D	世界では「DO YOU KYOTO ?」が「環境にいいことしていますか」という意味で使われていることを背景に，京都議定書が発効した2月16日を記念し，毎月16日を「DO YOU KYOTO？デー」と定め，この日を中心に「ライトダウン」や「京灯ディナー」などの環境にやさしい取組を市民や事業者の皆様と共に実践している。 *(22)ライトダウン実施箇所数 626箇所（平成23年3月末現在） 京灯ディナー実施箇所数 25箇所（平成23年3月末現在） イベント参加者合計人数　78,100人（平成23年3月末現在）*
②	環境家計簿推進事業 ＜環境政策局＞	B	「家計のダイエット（入門版環境家計簿）」，「京都市エコライフチャレンジ（環境家計簿冊子）」及び「こどもエコライフチャレンジ」を作成し，家庭での消費エネルギー量を記録し，CO2排出量を把握する環境家計簿運動を展開している。 *⑳「普及版環境家計簿」及び「インターネット版環境家計簿作成」 入門版取組数　⑲1,906, ⑳1,906, (21)1,876, (22)2,418 普及版取組数　⑳863, (21)9,380, (22)473 本格版取組数　⑲174, ⑳293, (21)274, (22)241 インターネット版　⑳102, (21)155, (22)85 こども版取組校　⑲11校, ⑳50校, (21)101校, (22)177校*
③	京都市エコライフチャレンジの活用 ＜右京区＞	B	「うきょうエコライフチャレンジメイト」を募集し，環境家計簿に取り組んでいる。 *⑰13人，⑱11人*
④	省エネラベル制度 ＜環境政策局＞	D	条例に基づく特定排出機器の省エネラベル表示を規定し，省エネルギー型家電製品の普及を図る。 *特定排出機器の規定　※平成23年度から2項目追加される予定。 ⑲エアコン，電気冷蔵庫，テレビ ⑳エアコン，電気冷蔵庫，テレビ (21)エアコン，電気冷蔵庫，テレビ (22)エアコン，電気冷蔵庫，テレビ*
⑤	CO2排出量10%削減モデル事業 ＜環境政策局＞	D	地域ぐるみで省エネに取り組む活動を促進するため，省エネナビを活用し，省エネ学習会，省エネ生活の意見交換会を開催し，家庭における温室効果ガス排出量削減の取組の効果について検証する。 *⑲市内3地域（北区大宮，右京区御室学区，山科区勧修学区　計46世帯）で事業を実施。 ⑳市内3地域（北区大宮，中京区三条会商店街，伏見区藤ノ森学区　計42世帯）で事業を実施。*
⑥	くらしの匠と進めるエコライフコミュニティづくり ＜環境政策局＞	B	地域において，一人一人の市民が家庭での省エネ活動に地域ぐるみで取り組むとともに，地域の特性を活かした環境にやさしい暮らしのあり方を考え，「エコライフ・コミュニティ」を構築することによって，温暖化防止に向けた取組を実践する人々の「点から面」への拡大を図るため，省エネに関する相談や助言を行う専門家（くらしの匠）による「エコサポートチーム」の支援のもと，区役所と連携して，地域ぐるみで省エネの取組を進めるとともに，地域の特性を活かした環境にやさしい暮らしのあり方をみんなで考え，「エコライフ・コミュニティ」の構築を目指す。 *(22)14地域136世帯が参加。省エネナビを使った省エネの取組により，電気使用量が住宅地域で平均11.9%削減。*

イ　事務所，店舗等の環境に配慮した活動の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:1 B:4 C:0 D:3 未:0 ＞

着手済施策	KES等，環境マネジメントシステムの導入促進（再掲）		
	特定事業者排出量削減計画書等の公表（再掲）		
	京都グリーン購入ネットワークとの連携によるグリーン購入の促進（再掲）		
	都市型エコツーリズムの取組の促進		
	自動販売機による電力消費を削減する方策の検討		
	24時間営業を行う店舗等による電力消費を削減する方策の検討		
①	KES認証取得事業所の拡大(再掲) ＜環境政策局＞	B	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
②	地球温暖化対策条例の推進(特定事業者排出量支援事業)(再掲)	A_1	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
③	省エネラベル制度(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(4)ア ライフスタイルの見直し」参照。
④	グリーン購入促進事業(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
⑤	おいでやす京の商い ～京都市商業ビジョン2004～ 総合推進事業 ＜産業観光局＞	B	合同会社きょうと情報カードシステム(KICS－LLC)等と協力して公共交通機関の利用促進による商業振興と二酸化炭素の削減を図る。 *⑰～実験についての取組を支援* *⑱5月，10月に社会実験を実施。⑲10月に社会実験を実施。* *⑳4～9月に京都市営地下鉄と連携し，事業の本格実施を開始，10～11月には京都市営地下鉄，JR西日本，阪急電鉄，京阪電車の4社と連携した事業を実施*
⑥	商店街等支援事業 ＜産業観光局＞	B	商店街，小売市場等が実施する環境を大切にした買い物環境づくりに対して補助する。 *⑲天神御旅商店街によるエコバッグの配布，小学生に対する環境問題啓発授業の実施等に対し補助* *⑳京都駅近鉄名店街商店街(振)による生ゴミ処理機設置(総事業費:22,424千円，市補助額:3,559千円)，上桂駅前センター事業協同組合による小規模駐車場・ゴミ置場設置(総事業費:556千円，市補助額:185千円)* *(22)出町エコ地域創出事業(商店街を地域におけるエコ活動の拠点として位置付け，エコスタンプ数に応じた値引きや景品提供等のインセンティブにより商店街へ誘客を図る事業)*
⑦	エコツーリズムの取組の促進 ＜環境政策局＞	D	宿泊施設における，宿泊客への食事や旅行用品の提供方法の工夫などによる廃棄物の発生抑制，快適で適正な冷暖房を行うことによる省エネルギーの実践，都市型エコツーリズムへの取組を促進することにより，環境にやさしい観光の振興を図る。 *京のアジェンダ21フォーラムのエコツーリズムWGを通じて，セミナー，シンポジウムの実施，HPの運営，エコツアーの開催，エコ修学旅行への誘致活動を行った。*
⑧	中小事業者省エネ総合サポート事業(再掲) ＜環境政策局＞	B	「(2)ア 環境に配慮した事業者活動の推進」参照。

ウ　建築物の省エネルギー化の促進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	特定建築物排出量削減計画書等の運用		
	ESCO事業の紹介等		
①	京都市地球温暖化対策条例の推進(建築物の省エネ) ＜環境政策局＞	B	新築建築物については条例に基づく「特定建築物排出量削減計画書」の届出を義務付け，既存建築物については省エネルギー化事例集の作成・配布を行うこと等により，建築物の省エネルギー化促進を図る。 *⑰条例に基づく「特定建築物排出量削減計画書」制度の運用開始，省エネルギー化事例集の作成・配布* *⑱CASBEE地域版の活用に向けた事前調査* *⑲⑳事業者排出量削減支援事業(省エネ診断)の実施* *特定建築物排出量削減計画書提出数　⑲93件，⑳68件，(21)63件，(22)68件*

エ　ヒートアイランド対策の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:3 D:0 未:0 ＞

着手済施策	敷地緑化，屋上緑化等によるヒートアイランド現象の緩和		
	水面や非舗装面の確保，通風に配慮した都市構造の促進		
①	緑の基本計画に基づく緑化推進事業 ＜建設局＞	B	「京都市緑の基本計画」に基づき，緑あふれる良好な生活環境の整備を目指し，都市公園の整備，建築物緑化（屋上・壁面）助成事業，生け垣緑化助成事業，保存樹等の指定，京都市緑化推進協議会の運営等を実施し，緑化を推進する。 *(21)新たな「緑の基本計画」の策定* *京のまちなか緑化助成事業の助成件数と総面積　⑳21件・538㎡，(21)22件・609㎡，(22)15件・274㎡* *緑化助成により創出した緑化面積（累計）　⑲2,202㎡，⑳2,740㎡，(21)3,349㎡，(22)3,623㎡* *保存樹・保存樹林数　⑲～(21)39件，(22)38件*
②	都市公園整備事業 ＜建設局＞	C	公園緑地を整備し，都市の緑化を推進することにより，ヒートアイランド現象の抑止やCO2吸収源対策に寄与する。 *公園整備⑰7，⑱14，⑲7，⑳8，(21)8，(22)6* *公園面積⑰4.56㎡／人，⑱4.57㎡／人，⑲4.67㎡／人，⑳4.69㎡／人* *【目標：平成37年度　10㎡／人】*
③	公園緑地維持管理 ＜建設局＞	C	公園樹木等の維持管理を行うとともに，事業に伴い発生する剪定枝をリサイクルし，緑を確保する。 *管理公園数　⑲819，⑳841，(21)852，(22)857*
④	街路樹の維持管理 ＜建設局＞	C	街路樹里親制度の運用により，市民とともに既存の街路樹の維持管理を充実させるとともに，清掃した落ち葉を堆肥としてリサイクルし，緑化推進に役立てる。 *街路樹管理本数 ⑲891千本，⑳903千本，(21)906千本，(22)914千本*

オ　「京都市水共生プラン」の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:4 D:0 未:0 ＞

着手済施策	透水性舗装の活用等，雨水浸透性の向上		
	雨水タンクの整備		
①	透水性舗装整備の推進 ＜建設局＞	C	水循環に優れた透水性舗装を実施し，都市部の熱環境改善に寄与する。 *⑲15,524m，⑳18,637m，(21)12,234m，(22)15,639m*
②	雨水貯留施設設置助成金制度 ＜上下水道局＞	B	雨水貯留施設の設置者に対して助成することで，配水量当たりに掛かるCO2削減に寄与する。 *助成件数　⑲72件，⑳95件，(21)138件，(22)156件*
③	市立小学校等への雨水貯蔵タンクの設置 ＜教育委員会＞	C	水環境のあり方や水資源の確保などを身近な問題として捉えることができるよう，平成14年度から市立小学校等へ雨水タンクを設置し，花壇への散水やタンクの水位による降雨量調査等の活動を行っている。 *～⑱設置校小学校176校，中学校27校，高等学校1校，総合支援学校2校* *⑲設置数　小学校1校，中学校1校，総合支援学校1校* *⑳設置数　小学校1校，(21)(22)0校*
④	公営住宅建設事業 ＜都市計画局＞	C	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき，総合的に各種の整備手法を比較・検討し，透水性舗装や雨水貯留槽の設置等，また住戸内における節水型洋風便器の使用等により，環境共生に寄与する市営住宅の整備を進める。 *⑱東天王町市営住宅における透水性舗装や雨水貯留槽の設置* *⑳・(22)山科市営住宅で，透水性舗装を実施*
⑤	改良住宅等改善事業 ＜都市計画局＞	C	「環境共生を主眼とした市営住宅整備指針」に基づき，総合的に各種の整備手法を比較・検討し，透水性舗装や雨水貯留槽の設置等，また住戸内における節水型洋風便器の使用等により，環境共生に寄与する市営住宅の整備を進める。 *透水性舗装　⑲1箇所，⑳0箇所，(21)1箇所，(22)3箇所* *雨水貯留槽　⑲2箇所，⑳0箇所，(21)1箇所，(22)3箇所*

カ　省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:5 未:0 ＞

着手済施策	地球温暖化防止リーダーの養成講座の実施		
	チャレンジ・エコライフ・コンテストの実施		
	家庭へのKESの普及		
	環境にやさしい生活をする人にメリットのある制度の検討		
	住宅の環境ラベリング制度の検討		
①	チャレンジ・エコライフ・コンテスト ＜環境政策局＞	D	市民からの家庭生活における取組の提案により，温室効果ガス削減効果の高いユニークな取組を表彰する市民参加型の「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」を実施し，環境負荷の少ない生活への転換を図る。 *応募件数⑰21件，⑱46件，⑲34件*
②	CO2排出量10%削減モデル事業（再掲） ＜環境政策局＞	D	地域ぐるみで省エネに取り組む活動を促進するため，省エネナビを活用し，省エネ学習会，省エネ生活の意見交換会を開催し，家庭における温室効果ガス排出量削減の取組の効果について検証する。 *⑲市内3地域（北区大宮，山科区勧修，右京区御室　計46世帯）で事業を実施。* *⑳市内3地域（北区大宮，中京区三条会商店街，伏見区藤ノ森学区　計42世帯）で事業を実施。*
③	省エネ相談所の開設 ＜環境政策局＞	D	脱温暖化行動キャンペーン（平成20年2月）の取組として，区役所，商業施設等において省エネ相談所を開設。 *⑲区役所，支所及び商業施設4箇所において開設* *⑳制度内容見直しに伴い省エネ診断へ一元化*
④	京からエコライフ宣言 ＜環境政策局＞	D	一人一人の行動の機会となるよう，日常生活での具体的な省エネルギー行動などの取組を宣言し実践することを広く市民に呼びかける。 *⑲119,105人，⑳127,533人*
⑤	学校における環境教育の推進（再掲） ＜教育委員会＞	D	環境教育の基本方針として名称・内容とも全市立学校・幼稚園における各学校が地域の特色を生かした独自の「環境宣言」を策定するとともに，児童・生徒自らが考え行動し，実践から環境の大切さについて学ぶ「環境にやさしい学校」づくりを図るKES学校版の全校の認証取得を目指した取組を推進する。 *⑰全市立学校・幼稚園で「環境宣言」実施* *⑲KES学校版「環境にやさしい学校」として計242校が認定* *⑳KES学校版「環境にやさしい学校」として全260校が認定* *(21)KES学校版「環境にやさしい学校」として全260校が認定* *(22)KES学校版「環境にやさしい学校」として全257校が認定* *環境宣言を家庭や地域に知らせ，話し合っている。*

(5)廃棄物部門対策（ごみの減量対策）

ア 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進（再掲）（重点施策）

＜区分別事業数　A:2 B:0 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	家庭用廃食用油の回収拠点の拡大とＢＤＦ化の推進（再掲）		
①	廃食用油燃料化事業（企画部門）（再掲） ＜環境政策局＞	A_2	「(1)ア バイオマスエネルギーの活用促進」参照。
②	廃食用油燃料化事業（BDF製造）（再掲） ＜環境政策局＞	A_2	「(1)ア バイオマスエネルギーの活用促進」参照。

イ　ごみの発生抑制と再使用の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:4 C:0 D:4 未:0 ＞

着手済施策	「京都市循環型社会推進基本計画」に基づくごみの発生抑制と減量化		
	家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入		
	「京都市ごみ減量推進会議」を中心としたごみの発生抑制と減量化		
①	「京のごみ戦略21」推進に係る調査 ＜環境政策局＞	D	「京都市循環型社会推進基本計画（京のごみ戦略21）」に掲げる主要施策を展開するに当たり，時機に応じた必要な調査を行い，調査結果を踏まえ，各種ごみ減量施策を実施する。 *⑰有害・危険物廃棄物対策及び指定袋制導入に関する調査* *⑱京のごみ戦略21に掲げる施策や数値目標の進捗状況の把握，公表するための調査* *⑲事業系ごみの減量に向けた抜本的な対策を検討するための基礎調査*
②	不用品リサイクル情報案内システム運用 ＜環境政策局＞	B	不用品リサイクル情報をタッチパネル等により提供している。不用品の有効利用を図ることで，ごみとして処分される量を減らすことができる。 *不用品交換成立件数　⑲24件，⑳132件，(21)138件，(22)103件* *不用品情報新規登録件数　⑲705件，⑳1,041件，(21)965件，(22)787件*
③	ごみ減量・リサイクル推進店「めぐるくんの店」推奨 ＜環境政策局＞	D	リユースを推進している店など，認定し推奨することで，環境意識の高い店を増やし，市民に紹介することにより，その利用を促進して環境にやさしい経済活動を図る。 *認定件数　⑲150件，⑳158件，(21)146件，(22)145件*
④	コミュニティ回収 ＜環境政策局＞	B	地域団体等に古紙類，古布などを自主的・継続的に分別・リサイクルできるよう支援を行う。 *回収実施団体数　⑰105団体，⑱535団体，⑲1,264団体，⑳1,499団体，* *(21)1750団体，(22)1856団体* *⑱から定額制による助成制度を導入*
⑤	リターナブルびん（生きびん）等の拠点回収 ＜環境政策局＞	B	スーパー，小売店等のリターナブルびんを持参できる回収拠点の拡大。リターナブルびんの使用により，ワンウェイびんをリサイクルした場合より，二酸化炭素排出量を約1／4に抑制できる。（目標200拠点（H25年度）） *回収拠点数* *⑰44拠点，⑱47拠点，⑲79拠点，⑳79拠点，(21)104拠点，(22)127拠点*
⑥	家庭ごみ有料指定袋制 ＜環境局＞	B	ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施する。 *⑱10月実施。9箇月間で前年比，家庭ごみ15%，資源ごみ20%減* *⑲10月からプラスチック製容器包装の分別収集も開始され，⑲下半期では有料化実施前の⑰から約20%減*
⑦	ごみ減量推進会議運営 ＜環境政策局＞	D	市民，事業者，行政のパートナーシップにより設立された「ごみ減量推進会議」において，4つの実行委員会を中心にごみ減量，リサイクルを進める。京都市のごみを減らし環境を大切にしたまちと暮らしの実現に寄与する活動は，単なる啓発活動に留まらず，広く実践活動を行って，地球温暖化防止に貢献している。 *会員数は順調に増加しており，407団体（22年度末）となった。エコ商店街事業では，レジ袋削減につながるエコスタンプ事業を出町商店街が独自で運営するなど取組が定着し，北野商店街では，イベントのエコ化（リユース食器の導入）など新たな展開を見せている。京のお直し屋さんサイト「もっぺん」の掲載店舗数は183店舗と増加しており，サイトの自立運営を目指し，バナー広告事業も始めた。地域のごみ減量活動の核となる地域ごみ減量推進会議は145団体（22年度末）に増え，その活動メニューも落ち葉をたい肥化し，カブトムシを育てるといった新たな取組も始まっている。*
⑧	ごみ減量推進員制度 ＜環境政策局＞	D	地域でのごみ減量の取組におけるリーダー，指導員として活動できる人材育成を図るため，公募，委嘱し，研修会を開催する。 *⑰研修会の実施（新規委嘱を休止）* *⑱活動報告書の作成* *⑲推進員経験者の会である「めぐるくん推進友の会」への入会促進，情報提供*

ウ　ごみの分別とリサイクルの推進

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:3 D:0 未:0 ＞

着手済施策	プラスチック製容器包装の分別回収の拡充		
	家電リサイクル法の施行に伴う市民啓発，不法投棄対策の徹底等		
	学校における分別収集，リサイクルの取組の推進		
①	資源ごみ分別収集 ＜環境政策局＞	B	市内の各家庭から排出される資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を週1回，小型金属を月1回）を収集する。 *⑯から全世帯の約1割の対象地区でモデル収集の実施* *⑲10月よりプラスチック製容器包装及びスプレー缶の分別収集を全市に拡大して実施* *⑳～(22)各種資源ごみ収集を継続して実施するとともに，ごみの正しい排出方法についての啓発を行っている*
②	家電リサイクル等の推進 ＜環境政策局＞	D	家電リサイクル法の普及啓発，家電4品目のうち小売店に引取義務のないものの収集，不法投棄対策を行う。 *不法投棄された家電の収集とリサイクルの実施*
③	学校における分別収集，リサイクルの取組の推進 ＜教育委員会＞	C	「環境宣言」の策定や学校版KESの導入などを援用して，学校における分別収集，リサイクルの取組を推進する。 *⑰全市立学校・幼稚園で「環境宣言」実施* *⑲KES学校版「環境にやさしい学校」として計242校が認定* *⑳KES学校版「環境にやさしい学校」として全260校が認定* *(21)KES学校版「環境にやさしい学校」として全260校が認定* *(22)KES学校版「環境にやさしい学校」として全257校が認定* *環境宣言を家庭や地域に知らせ，話し合っている。*
④	個性あふれる区づくり推進事業 ＜深草支所＞	C	深草ふれあいプラザの模擬店で利ユース食器の利用及びごみの分別収集を実施した。 *参加者数　⑲15千人，⑳15千人，(21)15千人，(22)15千人*

エ　良好な都市ストックの形成・有効活用

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	良好で寿命の長い建築物等，既存の都市ストックの有効活用		
①	最適維持管理（アセットマネジメント）推進事業の取組 ＜都市計画局＞	B	市有建築物のうち，アセットマネジメント対象施設（概ね1,000㎡以上の主要施設）177棟について，劣化度調査を実施し，当該調査の結果を踏まえ，施設ごとの中長期的な修繕整備計画を策定し，計画的に修繕工事を実施することで，施設の長寿命化と省エネルギー化を図る。 また，京都市建築物耐震改修促進計画の対象施設で耐震診断未実施の施設について，平成24年度までの4箇年に耐震診断を実施する。 アセットマネジメント会議の実施， 劣化度調査の実施⑳82棟，(21)95棟， 耐震診断の実施⑳20棟，(21)20棟，(22)20棟

オ　下水汚泥の有効利用

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:1 D:0 未:0 ＞

着手済施策	溶融スラグ等を建設資材として有効活用		
①	下水汚泥の減量化と有効利用（下水汚泥溶融石材化） ＜上下水道局＞	C	下水汚泥焼却灰から溶融スラグを製造し，透水性ブロック等の原材料，工事の埋め戻し材等として全量有効利用している。 *⑰流動炉焼却設備（1号炉）を完成* *焼却温度を850℃以上で運転管理* *溶融スラグ製造・利用量⑰2,513トン，⑱1,500トン，⑲1,127トン，⑳952トン*

カ　「新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんぱい戦略２１）」の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進		
①	京都市産業廃棄物処理指導計画推進 ＜環境政策局＞	D	1）排出事業者に対する指導を通じ，産業廃棄物の発生量を抑制し，再生利用を促進する。 2）処理業者に対する指導や自主行動計画書の提出を通じ，再生利用の促進や適正処理の推進を図る。 3）市民への啓発事業を実施し，ライフスタイルの改善などの社会意識の高揚を図る。 *1）産業廃棄物排出量⑰257.9万トン（内　減量化量164.2万トン，再生利用量81.3万トン，埋立処分量12.4万トン）* *2）自主行動計画提出処理業者数⑱8社，⑲9社，⑳10社，(21)13社，(22)18社* *3）夏休み産廃親子講座参加者⑰34名，⑱41名，⑲21名，⑳26名，(21)41名，(22)22名* *産廃市民講座施設見学会参加者⑰80名，⑱79名，⑲79名，⑳77名，(21)77名，(22)33名* *環境フォーラムきょうと参加者⑰438名，⑱397名，⑲466名，⑳557名，(21)428名，(22)490名*

(6)吸収源対策（緑を増やす対策）

ア　森林の保全・整備等の推進

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:7 D:4 未:0 ＞

着手済施策	植林，下刈り，除伐，間伐等の森林整備		
	人と自然の共生を目指す森作りを民有林に拡大		
	森林整備の担い手の育成，確保		
	里山空間など多様な森林の整備		
	緑化団体との連携による普及啓発の促進		
	空き地，屋上，壁面の緑化の推進		
①	森林総合整備事業 ＜産業観光局＞	D	森林整備計画に基づき，森林の面的整備を行うとともに，地域林業の振興を図る。 *森林面積　⑲・⑳61,017ha* *森林整備面積(植林)　⑲72ha，⑳49ha，(21)56ha，(22)62ha* *森林整備面積(保育)　⑲646ha，⑳594ha，(21)527ha，(22)453ha*
②	森林整備地域活動支援交付金 ＜産業観光局＞	B	森林所有者が市との間で協定を締結し，適正な地域活動が実施された場合に森林所有者に45年生以下の人工林面積に対する交付金を交付することで，森林整備，管理を促す。 *人工林面積での現況調査* *⑲9,920ha，⑳9,920ha，(21)9,894ha，(22)9,849ha*
③	市有林管理 ＜産業観光局＞	C	市所有森林の必要な森林整備や管理を行い，森林の適正管理を行うことにより，吸収源機能の維持増進を図る。 *⑲間伐6ha，⑳間伐5ha，(21)間伐30ha，(22)間伐3ha*
④	「合併記念の森」創設事業 ＜産業観光局＞	D	京北地域にある市有林を中心に，生態系保存型森づくりシステムを構築し，環境学習や森林整備を行い，そのシステムを民有林全体に推進することにより，森林・林業の活性化を図る。 *⑱企業・大学・市民参画によるシステムの全体構想案の検討* *⑲全体構想(自然と文明のかけはし百年の森づくり)を策定* *⑳～(22)森林整備を行うための資金提供を企業や市民団体等に説明し，募集活動の推進と管理道の改修などの条件整備を実施*
⑤	林業・木材産業構造改革事業 ＜産業観光局＞	C	森林組合の経営基盤を強化するとともに，林業生産基盤の整備，林業の担い手の確保等の対策を総合的に実施し，森林・林業の活性化を図る。 *⑲間伐材利用の促進，コスト削減のための高性能林業機械等の導入* *⑳健全な森林の育成と山村の活性化を図り，林業生産基盤の整備，林業の担い手確保等の対策を目的とする平成21年度以降の林業・木材産業構造改革事業計画を策定するため，林業者や林業関係団体等への意向調査事務を行った。* *(21)・(22)間伐材の有効利用の促進とコストを削減する高性能機械等の導入に向けて，新たに地元と協議を行った。*
⑥	林業担い手対策事業 ＜産業観光局＞	D	後継者活動や林業労働者の長期就労を促進するため実施する長期事業に対して助成を行うことにより，林業の担い手を確保し，森林整備に必要な体制整備を図る。 *林業労働者長期就労日数　⑲14,179人日，⑳13,944人日，(21)12,155人日，(22)11,627人日*
⑦	山村都市交流の森運営管理 ＜産業観光局＞	D	山村都市交流の森における各種イベント開催を通じた普及啓発とともに，エリア内の健全な森林管理を行うことにより，吸収源機能の維持増進を図る。 *自然体験学習の場利用者数* *⑲25,829人，⑳23,716人，(21)21,127人，(22)27,880人*
⑧	古都保存事業 ＜都市計画局＞	C	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区における現状変更行為を制限し，土地の買入れ及び買入地の施設整備や維持管理により緑などの自然の保全を行う。 *⑲18.7ha買入，整備，維持管理* *⑳18.7ha買入，整備，維持管理* *(21)13.1ha買入，整備，維持管理* *(22)5.9ha買入，整備，維持管理*
⑨	自然風景保全事業 ＜都市計画局＞	C	自然風景保全地区における現状変更行為を規制し，緑などの自然の保全を行う。 *現状変更行為の許可，協議，届出の受理等* *風致保全緑地の維持管理　⑲88,800m2，⑳96,000m2，(21)103,300m2，(22)100,200m2*
⑩	風致地区規制指導等業務 ＜都市計画局＞	C	風致地区での現状変更行為を規制し，市有地の風致保全緑地の維持管理など，緑化保全を行う。 *現状変更行為の許可，協議，届出の受理等*

⑪	緑地保全事業 ＜都市計画局＞	C	特別緑地保全地区，近郊緑地保全区域内等の現状変更行為を規制し，土地の買入れ及び買入地の維持管理により緑地保全を行う。 *⑲0.3ha買入，維持管理* *⑳0.3ha買入，維持管理* *(21)0.3ha買入，維持管理* *(22)0.2ha買入，維持管理*
⑫	国道162号　道路改良事業(川東工区) ＜建設局＞	C	道路改良事業に伴い，山間部の切土斜面を安定させるための法面工について，植生吹きつけを行う。 *⑲トンネル坑口部の法面工に植生吹き付けを実施した(施工面積　約1,200m2)*

イ　都市公園，公共施設等の緑化推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:7 D:0 未:0 ＞

着手済施策	緑豊かな都市公園の整備		
	工業・産業団地の緑化推進		
	道路や河川，官公庁等における緑化の推進		
	学校，公園等におけるビオトープ事業の推進		
①	都市公園整備事業(再掲) ＜建設局＞	C	「(4)エ ヒートアイランド対策の推進」参照。
②	公園緑地維持管理(再掲) ＜建設局＞	C	「(4)エ ヒートアイランド対策の推進」参照。
③	京都市公共建築デザイン指針の推進(再掲) ＜都市計画局＞	C	「(1)イ 太陽エネルギーの活用促進」参照。
④	まちなかの緑化推進事業 ＜中京区＞	C	庁舎の屋上や外周の緑化を行い，屋上ガーデンにおけるイベント開催や緑のマップづくりを通じて，緑化を推進している。 *⑰庁舎の緑化* *⑱イベント開催，緑のマップづくり* *⑲区民ボランティア「中京・花とみどりの会」とともに屋上庭園等の維持管理を実施。* *⑳区民ボランティア組織「中京・花とみどりの会」とともに屋上庭園及び区役所周辺花壇の維持管理を引き続き行うとともに，中京区内の緑化の推進を図るための活動を行った。* *(21)「中京・花とみどりの会」とともに屋上庭園及び区役所周辺花壇の維持管理を引き続き行うとともに，中京区内の緑化の推進を図るための活動を行った。また，中京区制80周年を記念して，区役所庁舎に花文字を設置した。* *(22)「花とみどりの会」とともに屋上庭園及び区役所周辺花壇の維持管理を行うとともに，中京区内の緑化の推進を図るための活動を行った。区役所総合庁舎の壁面にゴーヤによるグリーンカーテンを設置した。(6月16日)，区民参加の屋上庭園の見学会を開催(6月22日)*
⑤	街路樹の維持管理(再掲) ＜建設局＞	C	「(4)エ ヒートアイランド対策の推進」参照。
⑥	ビオトープ事業の推進 ＜教育委員会＞	C	学校敷地内に自然生態系を復元・創造する学校ビオトープを整備し，環境保全の大切さを実感できる場の創出を図る。 *⑰小学校41校，中学校2校，高等学校1校，総合養護学校1校* *⑱小学校1校，⑳中学校1校，(21)0校，(22)0校*
⑦	屋上緑化・壁面緑化・「緑のカーテン」の整備 ＜教育委員会＞	C	子どもたちが植物に親しみながら、緑のもたらす涼しさを体感するなど，環境教育を実践する場となる「緑のカーテン」の整備を図る。 *○整備校(⑲新規)幼稚園5園，小学校79校，中学校25校，総合支援学校5校* *○整備校(⑳新規)幼稚園11園，小学校26校，中学校9校，総合支援学校0校* *(21)幼稚園16園，小学校180校，中学校76校，総合支援学校7校* *(22)幼稚園16園，小学校145校，中学校50校，総合支援学校5校*

ウ　木材資源の有効利用の推進

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:1 D:5 未:0 ＞

着手済施策	京の山杣人工房事業などを核とした普及啓発		
	市内産木材の利用促進		
	市内産木材の安定的な供給体制の整備		
	森林資源の新たな活用方法の確立		
①	林業活性化対策 （京の山杣人工房事業） ＜産業観光局＞	B	森林・林業を活性化させるため，市内産材の需要拡大を図るもので，モデル工房を各行政区に設置し，市民等による森林ワークショップ活動を行うとともに，一般リフォームに対し市内産材の供給対策を実施する。 *モデル工房　⑲3箇所設置，⑳2箇所設置* *モデル工房来訪者数　⑲6,783人，⑳7216人，(21)7,997人，(22)9,670人* *ワークショップ活動　⑲9団体，⑳～(22)11団体* *供給対策　⑲・⑳21件，(21)20件，(22)19件*
②	モデルハウス事業 ＜産業観光局＞	D	「京北のいえ」等を市内産材を使ったモデルハウスとして適正に管理し，需要拡大に資する普及啓発を実施する。 *⑲「京北のいえ」，「りぶら二条センターハウス」の管理* *⑳「京北のいえ」，「りぶら二条センターハウス」の管理* *(21)・(22)京北のいえの管理，市内産木材の普及啓発セミナーの実施*
③	林産物需要拡大センター ＜産業観光局＞	D	林産物需要拡大センター（ウッディー京北）において，地域で生産される木材等の展示販売，北山ブランドの普及啓発を行い，森林資源の利用を図る。 *入館者数　⑲149,615人，⑳209,404人，(21)253,426人，(22)363,722人*
④	林業・木材産業構造改革事業（再掲） ＜産業観光局＞	C	「(6)ア　森林の保全・整備等の推進」参照。
⑤	北山振興（北山杉の里） ＜産業観光局＞	D	北山林業の活性化を図るため，担い手対策や林業活動拠点施設整備等を実施する。 *⑰北山杉の里整備計画素案策定* *⑱北山杉普及啓発施設1箇所設置* *⑲北山林業活動拠点施設整備に係る協議会の開催* *⑳平成21年度（平成20年度繰越）に取り組む北山林業活動拠点施設等の整備に係る協議会の開催*
⑥	京北森林公園 ＜産業観光局＞	D	約2ヘクタールの森林を活用して，森林及び林業に対する市民の理解を深める活動や林産業の生産活動を通じて，森林資源の活用を図る。 *利用者数　⑲6,004人，⑳6,144人，(21)7,599人，(22)10,211人*
⑦	北部振興拠点イベント実施 ＜産業観光局＞	D	左京区北部農林業地域における「ふるさと森都市（しんとし）フェスティバル」にて市民啓発，都市住民との交流による地域発展を図る。 *参加人数⑰約3,000名，⑱約1,300名，⑲約2,700名，⑳約3,200名*

(7)その他の温室効果ガス対策

ア　メタン対策

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:2 D:2 未:0 ＞

着手済施策	家畜ふん尿の適正処理		
	有機物埋立抑制		
	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進		
	有機物資材施用等，水管理の適正化		
①	畜産振興（畜産廃棄物の適正処理・メタン対策） ＜産業観光局＞	D	家畜ふん尿の好気性発酵を主とした対策を推進する。
②	一般廃棄物の適正処理 ＜環境政策局＞	C	廃棄物の処理において，有機物の埋立処理を可能な限り抑制するとともに，メタンの排出の少ない埋立（準好気性埋立：埋立地の中に集水管を設け，ごみ内部に空気を確保して好気性にする埋立）方法を指導する。 *可燃性一般廃棄物のうち，資源化するもの以外については，本市クリーンセンターで適正に焼却処分し，焼却灰は埋立地にて最終処分を行っている。*
③	京都市産業廃棄物処理指導計画推進（再掲） ＜環境政策局＞	D	「(5)カ『新京都市産業廃棄物処理指導計画（京のさんぱい戦略21）』の推進」参照。
④	下水汚泥の減量化と有効利用（下水汚泥溶融石材化） ＜上下水道局＞	C	「(5)オ 下水汚泥の有効利用」参照。

イ　一酸化二窒素対策

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:1 D:2 未:0 ＞

着手済施策	家畜ふん尿の適正処理（再掲）		
	「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づくごみ減量化の推進（再掲）		
	施肥管理の適正化		
①	畜産振興(畜産廃棄物の適正処理･メタン対策)(再掲) ＜産業観光局＞	D	「(7)ア メタン対策」参照。
②	京都市産業廃棄物処理指導計画推進(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(5)カ『新京都市産業廃棄物処理指導計画(京のさんぱい戦略21)』の推進」参照。
③	下水汚泥の減量化と有効利用(下水汚泥溶融石材化) ＜上下水道局＞	C	「(5)オ 下水汚泥の有効利用」参照。

ウ　代替フロン等対策

＜区分別事業数　A:0 B:2 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	回収装置等の整備に対する支援		
	関係業界との連携による廃棄時における回収・適正処理		
①	環境保全資金融資制度(再掲) ＜環境政策局＞	B	「(3)ア 低公害車･低燃費車の普及，促進」参照。
②	自動車リサイクル法等に基づく代替フロンの回収･適正処理 ＜環境政策局＞	B	自動車リサイクル法，フロン回収破壊法，家電リサイクル法に基づく回収･適正処理を促進する。 *自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録，許可，指導監督*

(8)取組の輪を広げるための誘導策

ア　環境教育・学習の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:5 未:0 ＞

着手済施策	学校における環境教育の推進		
	家庭や地域における取組につながる仕組みの検討		
	教員への環境教育		
	KES学校版等，環境教育の実践活動の強化		
	雨水タンク等の活用		
	太陽光発電設備等の活用		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける施設内展示を通じた普及啓発		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施		
①	学校における環境教育の推進(再掲) ＜教育委員会＞	D	「(4)カ　省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり」参照。
②	学校教員の環境教育研修 ＜教育委員会＞	D	環境教育教材の開発･提供を推進するとともに，環境教育指導資料の活用方法，環境教育の取組の実践例の紹介など，各種講座や研修会を通して，教員の指導力向上のための取組を推進する。 *⑰京都教育大学坂東忠司助教授による講演「木のない大陸　－自然から学ぶ環境教育－」，実技（ネイチャーゲーム）* *⑱富士常葉大学杉山恵一教授による講演「自然から学ぶことの重要性－学校ビオトープ－」，研究協議を実施* *⑲京都教育大学広木正紀教授による講演「身近なものも見方を育むことから始まる環境教育」，研究協議を実施* *⑳京都教育大学水山光春教授による講演「環境教育カリキュラムを再考する」，実践協議を実施* *(21)京都教育大学水山光春教授による講演「京都環境教育ミーティングへようこそ」，実践協議　他* *(22)京都教育大学水山光春教授による講演「場と人をつなぐ環境教育」，* *実践発表（分散会），「こどもエコライフチャレンジ」発表団体:NPO気候ネットワーク，「おひさま発電所環境学」発表団体:NPOきょうとグリーンファンド，「地域と進めるごみ減量学習プログラム」発表団体:京都市ごみ減量推進会議，「温暖化観測プログラム」発表団体:総合地球環境学研究所*

③	自然エネルギー設備の設置 （風力発電システムの設置など） ＜教育委員会＞	D	自然環境や自然エネルギーについての学習に資する「風力発電装置」を小・中学校に設置する。 *～⑱小学校111校，中学校24校，総合養護学校1校* *⑲小学校30校，中学校9校，総合支援学校2校* *⑳～(22)実施校なし*
④	地球環境問題連続セミナーの開催 ＜環境政策局＞	D	財団法人大学コンソーシアム京都が提供する生涯学習プログラムである「プラザカレッジ」として，「地球温暖化」をテーマとした講座を開設し，事業者，市民の環境学習の推進を図る。 *年3回開催，参加者⑰273名，⑱360名，⑲371名（19年度で終了）*
⑤	京エコロジーセンターにおける環境学習の推進 ＜環境政策局＞	D	「環境意識」の定着を図り，環境にやさしい実践活動の環を広げるための拠点施設として運用しており，環境学習事業，環境活動支援事業等を進めている。 *施設内展示を通じた普及啓発，青少年科学センターとの連携による環境教育事業の推進，環境ボランティア等との協働による普及啓発行事等の実施* *入館者及び館外事業参加者数　⑲94,242人，⑳93,161人，(21)105,247人，(22)84,601人*

イ　市民活動等の促進支援（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:0 D:5 未:0 ＞

着手済施策	「京のアジェンダ21」の推進		
	京のアジェンダ21フォーラム等を通じた取組の推進		
	地球温暖化防止活動推進員等，リーダー育成の推進		
	京都市ごみ減量推進会議を通じた取組の推進		
	地域ごみ減量推進会議の活動支援		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける環境リーダー等の育成		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける環境関連図書の収集及び情報提供の促進		
	京ｴｺﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰにおける自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援（再掲）		
	環境マネジメントシステム導入説明会の開催等		
	自然エネルギー導入等を進める市民団体等の活動支援		
	地域における環境改善活動の推進		
	大学におけるグリーン購入等の取組への支援		
①	京エコロジーセンターにおける環境活動支援の推進 ＜環境政策局＞	D	「環境意識」の定着を図り，環境にやさしい実践活動の環を広げるための拠点施設として運用しており，環境学習事業，環境活動支援事業等を進めている。 *人材育成事業（新規エコメイト養成講座，環境保全活動人材養成事業，地域リーダー養成講座），環境関連図書の収集，環境保全活動団体支援事業，環境先進モデル調査研究事業を実施* *エコメイト・エコサポーターの合計数　⑲161人，⑳171人，(21)161人，(22)148人*
②	京のアジェンダ21推進事業 ＜環境政策局＞	D	地球環境保全行動計画「京のアジェンダ21」の普及啓発，実践活動の推進を行うため，市民・事業者参加のパートナーシップ型推進組織「京のアジェンダ21フォーラム」の運営，同組織の活動による三者協働での広報活動，その他事業推進に係る調査研究を行う。 *企業ワーキンググループ等，8つのワーキンググループ活動を進めている。* *⑱京都議定書発効2周年事業として「脱温暖化行動キャンペーン」を行政，事業者団体等と連携して実施した。* *会員数　⑲563，⑳558，(21)525，(22)503*
③	ごみ減量推進会議運営(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(5)イ ごみの発生抑制と再使用の推進」参照。
④	個性あふれる区づくり推進事業 （伏見区まちづくり支援事業） ＜伏見区＞	D	環境保全団体等に，事業経費の1／2（上限10万円）の助成をしている。 *⑰新規5事業，継続4事業* *⑱新規5事業，継続4事業* *⑲新規5事業，継続5事業* *⑳新規5事業，継続5事業*
⑤	事業者におけるISO14001取得に対する支援 ＜環境政策局＞	B	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。
⑥	グリーン購入促進事業（再掲） ＜環境政策局＞	D	「(2)ア 環境に配慮した事業活動の推進」参照。

ウ　広報・啓発の推進（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:26 未:0 ＞

着手済施策	啓発イベント等の開催		
	環境保全に貢献した市民等の表彰		
	マスコミとの共同キャンペーンの実施		
	効果的な広報，啓発活動の促進		
①	普及啓発事業 ＜環境政策局＞	D	市民向け情報誌「京都市環境情報」を発行し，毎年6月の環境月間では市内全域でのポスター掲示やチラシの配布を行っている。 *環境月間ポスター印刷部数⑰11,000部，⑱11,000部，⑲11,000部* *環境情報発行部数（年3回）⑰15,000部，⑱11,000部，⑲12,000部*
②	京都環境賞 ＜環境政策局＞	D	地球温暖化防止等に貢献する活動を実践している個人，団体を表彰することにより，市民，事業者の積極的な地球温暖化対策の取組を促進する。 *応募件数　⑲30件，⑳23件，(21)29件，(22)57件*
③	チャレンジ・エコライフ・コンテスト（再掲） ＜環境政策局＞	D	「(4)カ 省エネルギー生活を普及させる仕組みづくり」参照。
④	マスコミとの共同キャンペーンの実施 ＜環境政策局＞	D	マスコミとの共同キャンペーン活動を展開する。 *⑱脱温暖化キャンペーン，WMCCCにおけるマスコミとの共同キャンペーンの実施* *⑲脱温暖化キャンペーンにおけるマスコミとの共同キャンペーンの実施*
⑤	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜総合企画局＞	D	市民しんぶん・テレビ・ラジオ等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *(21)市民しんぶん・テレビ・ラジオ・電光掲示板　6月の環境月間にちなんだテーマ「家庭ごみ有料指定袋制から広がるごみ減量・環境保全」等の特集を設けるなど，重点的に周知啓発。「DO YOU KYOTO？プロジェクト」など市の重要施策やイベントについてもタイムリーに提供，広報誌　「きょうとシティグラフ」　及び「京都市生活ガイドブック暮らしのてびき」で地球温暖化防止の取組などを掲載，京都市ホームページ「京都市情報館」トップページ上に「DO　YOU　KYOTO？キャンペーン」のバナーを設置。「市政トピックス」で環境保全施策を広報* *(22)市民しんぶん・テレビ・ラジオ・電光掲示板　6月の環境月間にちなんだテーマ「ごみ半減へ　みんなで環境にええことしましょ！」等の特集を設けるなど，重点的に周知啓発。その他の市の重要施策やイベントについてもタイムリーに提供，広報誌　「きょうとシティグラフ」　及び「京都市生活ガイドブック暮らしのてびき」で地球温暖化防止の取組などを掲載，京都市ホームページ「京都市情報館」　トップページ上に「DO　YOU　KYOTO？キャンペーン」のバナーを設置。「市政トピックス」で環境保全施策を広報*
⑥	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜北区＞	D	市民しんぶん北区版で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰2回，⑱3回，⑲3回，⑳9回，(21)9回，(22)12回*
⑦	個性あふれる区づくり推進事業（北区民環境セミナー他） ＜北区＞	D	北区において地球温暖化防止に関する連続講座，講演会などを通じた様々な普及啓発を行った。 *⑱連続講座参加者50人，講演会参加者約210人* *⑲講座・見学会等を年間3回開催（参加者121人）* *⑳講座・見学会等を年間3回開催（参加者133人）* *地球環境保全をテーマにした映画上映会と講演を実施（参加者約450人）* *(21)講座・見学会等を年間3回開催（参加者136人）* *(22)講座・見学会等を年間3回開催（参加者125人）*
⑧	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜上京区＞	D	市民しんぶん上京区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰3回，⑱4回，⑲3回，⑳4回，(21)3回，(22)4回*
⑨	個性あふれる区づくり推進事業 ＜上京区＞	D	上京区民ふれあいまつりにおいて，環境問題に取り組む団体に啓発・PRの場を提供し，区民の環境問題に対する意識の向上につなげた。 ***参加人数⑲約3,000名，⑳約3,600名，(21)約4,000名，(22)約7,000名***
⑩	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜左京区＞	D	市民しんぶん左京区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰6回，⑱11回，⑲1回，⑳12回，(21)12回，(22)7回*
⑪	個性あふれる区づくり推進事業 ＜左京区＞	D	左京区民ふれあいまつり会場に環境コーナーを設け，環境啓発を行うと共に，模擬店コーナーではリユース食器を使用し，ゴミの排出量の削減に努めた。 *参加人数⑱約5,000人，⑲約5,000人，⑳約10,000人*
⑫	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜中京区＞	D	市民しんぶん中京区版で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑱4回，⑲2回，⑳4回，(21)6回，(22)4回*

⑬	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜東山区＞	D	市民しんぶん東山区版で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑱4回，⑲4回，⑳4回，(21)4回，(22)4回*
⑭	個性あふれる区づくり推進事業 ＜東山区＞	D	東山区民ふれあいひろばの啓発・PRコーナーにおいて，京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会と京・エコロジーセンターの出展による環境コーナーを設けた。また，NPO・学生の協力を得て，模擬店コーナーで使用するリユース食器の活用も継続して実施した。（平成20年6月1日事業実施） *参加人数⑱約10,000名，⑲～(22)約10,000名*
⑮	個性あふれる区づくり推進事業 ＜山科区＞（山科区2万人まち美化作戦）	D	「山科区2万人まち美化作戦」と銘打ち，環境にやさしいまちづくりを推進していくため，区内13学区の自治連合会が中心となって，地域住民が自らの手で一斉にまちの美化活動を展開する。 ①各学区，各種団体による河川や道路の一斉清掃　②各家庭や町内会などによる門掃き　③違反広告物の撤去　を実施。 *参加人数⑱約20,000人，⑲18,310人，⑳16,389人，(21)17,013人，(22)17,977人* *ごみ集積量⑱25t，⑲20.5t，⑳16.8t，(21)16.3t，(22)17.34t*
⑯	個性あふれる区づくり推進事業 ＜山科区＞（山科区エコアクションNo.1宣言2009」	D	「山科区エコアクションNo.1宣言」と銘打ち，各学区自治連合会を中心とする区民により，地球にやさしい環境共生のまちづくりを目指して，2R（Reduce，Reuse）推進の実践活動を行うとともに，最も大きな環境問題である地球温暖化防止対策のため，「環境家計簿」を活用し，各家庭において無駄なエネルギー消費の見直しと実践を行う。 （平成18～19年度には「山科区ごみ出しマナーNo.1宣言」として地域における環境点検を行ってきたが，20年度からは各家庭に対象を移し，本取組を通じて草の根的なエコアクションが最も進んだまちづくりを目指す。） *⑳「キックオフ・イベント」の開催…区民代表によるエコアクション宣言，環境に関する講演等（参加者約130名），「環境家計簿」の取組938世帯，「我が家のエコアクション！」の募集…各家庭におけるエネルギー節約及び2R等の取組を募集（応募数29点）* *(21)「環境イベント」の開催…パネルディスカッション，環境啓発映画の上映等（参加者約460名），「環境家計簿」の取組1,649世帯，「我が家のエコアクション！」の募集…各家庭におけるエネルギー節約及び2R等の取組を募集（応募数18点）* *(22)「環境イベント」の開催…かえっこバザール，環境啓発ブース，環境啓発映画の上映等（参加者約600名），「環境家計簿」の取組2,203世帯，「我が家のエコアクション！」の募集…家庭及び地域におけるエネルギー節約及び2R等の取組を募集（応募数23点）*
⑯	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜山科区＞	D	市民しんぶん山科区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑱18回，⑲14回，⑳8回，(21)8回，(22)12回*
⑰	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜下京区＞	D	市民しんぶん下京区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰3回，⑱5回，⑲4回，⑳5回，(21)5回，(22)6回*
⑱	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜南区＞	D	市民しんぶん南区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰6回，⑱6回，⑲6回，⑳6回，(21)15回，(22)16回*
⑲	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜右京区＞	D	市民しんぶん右京区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰3回，⑱3回，⑲3回，⑳7回，(21)8回，(22)11回*
⑳	個性あふれる区づくり推進事業 ＜右京区＞	D	右京区において地球温暖化防止に関する講演会，啓発展示，施設見学会，環境啓発ショーなどを通じた様々な普及啓発を行った。 *⑰講演会，啓発展示* *⑱施設見学会，環境啓発ショー実施* *⑲施設見学会（北部クリーンセンター），エコファイターショーの実施* *⑳施設見学会（南部資源リサイクルセンター等），「ゴミ分別オリンピック」等の実施* *(21)環境パートナーシップ事業5事業実施* *(22)環境パートナーシップ事業6事業実施*
21	「西京まち・ひと・情報データバンク」事業 ＜西京区＞	D	西京区役所ホームページ内で登録団体のイベント情報の発信を行った。また，登録団体のメンバーが主体となり，交流会の企画から運営を行うなど自主的な活動を推進した。また，「西京区民ふれあいまつり」において，スタンプラリーの実施や登録団体の活動を紹介するビデオ，DVDの放送など，多彩な企画を行った。 *⑳活動情報冊子の配布先を拡大，ホームページにおいて登録団体のイベント情報の発信，登録団体のメンバーが主体となり，交流会の企画・運営，「西京区民ふれあいまつり」において，スタンプラリーや登録団体の活動を紹介するビデオ，DVDの上映* *(21)活動情報冊子の作成・配布継続，ホームページにおいて登録団体のイベント情報の発信，「にしきょう・ねっと交流会」や「西京区民ふれあいまつり」における活動発表の企画・運営を，登録団体により構成される，「にしきょう・ねっと実行委員会」が実施* *(22) 活動情報冊子の作成・配布，ホームページにおいて，登録団体のイベント情報等の発信，「にしきょう・ねっと実行委員会」が中心となり，「にしきょう・ねっと交流会」や「にしきょう・ねっとまつり」を実施*

22	「西京塾」事業 ＜西京区＞	D	区民公募による塾生自らが学び，成果を発信することで，まちづくり活動を担う人材の育成と区民のまちづくり活動に対する関心を高める。 *「環境・自然班」，「地域コミュニケーション班」ともに，参加型事業を展開するなど，地域住民との関わりを深めながら，着実に取組を推進し，成果を挙げてきた。* *・「環境・自然班」…「西京区民ふれあいまつり」におけるPR活動や「ごみ分別出前講座」を開催した。また，西京区環境パートナーシップ事業として，地域住民約2,000人を対象に，ごみの分別についてのアンケート調査を実施した。さらに，平成20年度から継続して進めてきた環境や自然をテーマにしたマップ作りにおいても，22年度中の完成に向け，掲載内容の検討を行った。* *・「地域コミュニケーション班」…「西京区民ふれあいまつり」において，これまでに実施した「公園自然観察会」の様子やメンバーが調査を行った区内の公園の情報をパネルによって紹介したほか，どんぐりを使った人形やこまの作り方教室を開催した。また，5月には「公園自然観察会」を，区外で初となる西京極総合運動公園で開催し，11月には，新林池公園で開催した。両日共に，専門家から樹木についての解説を受けた後，参加者による手作りのネームプレートの設置を行った。*
23	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜西京区＞	D	市民しんぶん西京区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰4回，⑱7回，⑲7回，⑳7回，(21)7回，(22)10回*
24	各種広報媒体による環境情報等の提供 ＜伏見区＞	D	市民しんぶん伏見区版等で環境情報を提供し，地球温暖化防止の普及啓発を行った。 *区版掲載数⑰14回，⑱14回，⑲14回，⑳14回，(21)12回，(22)12回*
25	個性あふれる区づくり推進事業 (伏見リサイくるっとフリマ) ＜伏見区＞	D	「伏見リサイくるっとフリマ」におけるフリーマーケットの実施と環境保全団体等の環境コーナー出展による啓発を行った。 *フリーマーケット⑰70区画，⑱75区画，⑲76区画，⑳68区画，(21)70区画，(22)45区画* *啓発コーナー⑰7つ開設，⑱8つ開設，⑲6つ開設，⑳8つ開設，(21)(22)環境啓発コーナー(竹を使った遊びやペットボトルでのボーリング遊び，てんぷら油廃油回収，自然エネルギー体験コーナーなど)を開設*
26	個性あふれる区づくり推進事業 ＜深草支所＞	D	深草ふれあいプラザの啓発コーナーにおいて，環境政策局と京エコロジーセンターの出店による環境コーナーを設けた。 また，模擬店でリユース食器の利用，ごみの分別収集を実施した。 *参加者数⑰15千人，⑱15千人，⑲15千人，⑳15千人，(21)15千人，(22)15千人*

エ　観光客への啓発（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:5 未:0 ＞

着手済施策	環境配慮型宿泊施設の取組の促進		
	環境配慮型宿泊施設等を通じた観光客への啓発		
①	環境配慮型宿泊施設の取組の促進	D	環境配慮型宿泊施設の取組を促進するとともに，観光客に対して取組への理解を求め，協力を要請する。 *京のアジェンダ21フォーラムのエコツーリズムWGを通じて，セミナー，シンポジウムの実施，HPの運営，エコツアーの開催，エコ修学旅行への誘致活動を行った。*
②	脱クルマ観光推進事業(再掲) ＜産業観光局＞	D	「(3)エ　バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進」参照。
③	観光案内標識充実整備 ＜産業観光局＞	D	歩いて楽しい観光の振興を推進するため，観光案内標識の新設・修繕等を行う。 *観光案内図版　⑲1件，⑳24件，(21)13件，(22)24件* *案内標識　⑲16件，⑳92件，(21)59件，(22)16件* *名所説明立札　⑲103件，⑳60件，(21)58件，(22)9件*
④	京都一周トレイル運営 ＜産業観光局＞	D	歩いて楽しい観光の推進，利用者の健康の維持増進を目的として，京都一周トレイル会によるコースの維持補修及び案内地図の作成・販売等を行う。 *維持・補修，案内地図の作成・販売* *案内地図販売実績　⑲5,077部，⑳11,634部，(21)12,990件，(22)17,627件*
⑤	京のアジェンダ21推進事業（再掲） ＜環境政策局＞	D	「(8)イ　市民活動等の促進支援」参照。

オ　協働体制の充実

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:2 未:0 ＞

着手済施策	京のアジェンダ21フォーラム等の活動推進		
①	京のアジェンダ21推進事業(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(8)イ 市民活動等の促進支援」参照。
②	ごみ減量推進会議運営(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(5)イ ごみの発生抑制と再使用の推進」参照。

カ　モデル事業・社会実験等の取組促進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	モデル事業・社会実験等の取組推進		
①	京のアジェンダ21推進事業(再掲) ＜環境政策局＞	D	「(8)イ 市民活動等の促進支援」参照。

キ　財政上の措置・制度の検討

＜区分別事業数　A:1 B:0 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	地球温暖化に資する取組に対する補助制度，税制度等の検討		
①	太陽光発電普及促進(再掲) ＜環境政策局＞	A_1	「(1)イ 太陽エネルギーの活用促進」参照。

(9)その他の取組の推進

ア　国際協力の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	各国の更なる地球温暖化対策の推進に向けた活動		
	ＩＣＬＥＩを通じた環境分野における国際協力		
	WMCCCを通じた自治体リーダー間のネットワーク化		
①	世界の自治体との地球温暖化対策連携事業 ＜環境政策局＞	D	「イクレイ-持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)」に加盟するとともに，「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」を設立し，世界の自治体との国際的連携により地球温暖化防止を目指している。 *⑲国連気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)関連行事への参加* *⑳イクレイ運営への参画(京都市長のイクレイ世界理事及びイクレイ日本理事への就任，イクレイ日本運営委員への本市職員の就任及び事務局への本市職員の派遣)，イクレイが主催する国際会議等への出席を通じた先進的な地球温暖化対策事例の収集及び本市の取組の発信* *(21)コペンハーゲン市長気候サミットへの参加，イクレイ・WMCCC(気候変動に関する世界市長・首長協議会)との共催によるイクレイ気候ラウンジの開催，「英語スピーチコンテストforCOP15」最優秀賞者のCOP15への派遣* *(22)メキシコシティ協定への署名，奈良・世界歴史都市会議への参加，C40香港ワークショップへの参加，グアダラハラ市(メキシコ)訪問*

イ　近隣自治体等との連携による広域的な取組の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:2 未:0 ＞

着手済施策	国や府との連携，近隣市町村との情報交換		
	総合地球環境学研究所との連携		
①	国や府との連携，近隣市町村との情報交換 ＜環境政策局＞	D	国や府が行う地球温暖化防止のための施策と連携するとともに，近隣市町村との情報交換を進め連携を強化する。 *京阪神七府県市(京都府，大阪府，兵庫県，京都市，大阪市，堺市，神戸市)地球温暖化対策推進会議において地球温暖化対策に関する取組の推進を図っている。* *京都府と条例に基づく施策を随時協議して進めている。* *京都市，大阪市，神戸市では，地球温暖化防止月間である12月に共同で「京阪神三都エコライフキャンペーン」を展開している。*
②	総合地球環境学研究所との連携 ＜環境政策局＞	D	「大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所」との連携を図る。 *⑳平成21年2月15日，みやこめっせにおいて開催した「「DO YOU KYOTO？」キャンペーン2009 京都議定書発効記念活動交流会イベント～京野菜を食べよう(地産地消)」において，総合地球環境学研究所によるサイエンスカフェを実施* *(21)・(22)地球温暖化対策推進委員会の特別委員に研究所所長が就任し，委員会に参加した。*

ウ　調査研究の推進

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:0 未:0 ＞

着手済施策	省エネルギー等に関する技術開発研究の推進		
	地球温暖化に関する調査研究の推進		

(10) 市役所の率先実行

ア　庁内推進体制の充実（重点施策）

＜区分別事業数　A:0 B:0 C:0 D:1 未:0 ＞

着手済施策	京都市地球温暖化対策推進本部における全庁的な取組の推進		
①	地球温暖化対策条例の推進 （京都市地球温暖化対策推進本部） ＜環境政策局＞	D	市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置し，地球温暖化対策の取組を全庁横断的に推進している。 *⑲地球温暖化対策推進本部における取組強化のため，開催：本部会3回，合同部会1回，部会6回，⑳本部会3回，部会4回，(21)本部会2回，部会2回，* *(22)本部会1回，部会3回*

イ　京都市役所ＣＯ２削減アクションプランの推進

＜区分別事業数　A:1 B:0 C:2 D:0 未:0 ＞

着手済施策	京都市CO2削減アクションプランの推進		
①	地球温暖化対策市役所 率先実行部門対策の推進 ＜環境政策局＞	A_2	京都市役所CO2削減アクションプランに基づき，本市の事務事業から発生するCO2を削減する。 *(21)基準年と比較して7.2万トン(16.1%)CO2削減* *(22)基準年と比較して5.8万トン(13.1%)CO2削減*
②	グリーン調達の推進 ＜環境政策局＞	C	京都市役所グリーン調達推進方針に基づき，物品等は必要性を十分考慮した上で購入するとともに，購入が必要な場合には，環境への負荷の少ない製品を優先的に購入するなど，グリーン調達を推進している。 *「エコ製品」の調達割合* *⑰コピー用紙95.2%，消耗品66.5%，封筒その他用紙60.9%，印刷物90.8%，備品70.0%* *⑱コピー用紙99.6%，消耗品93.4%，封筒その他用紙93.8%，印刷物95.7%，備品96.8%* *⑲コピー用紙99.1%，消耗品90.4%，封筒その他用紙95.9%，印刷物93.8%，備品97.9%* *⑳コピー用紙99.1%，消耗品90.4%，封筒その他用紙95.9%，印刷物93.8%，備品97.9%* （「エコ商品」がない薬品，消防の特殊用品などを総購入量に含む。）
③	公共施設・省エネルギー（ESCO事業）の推進 ＜都市計画局＞	C	公共施設・省エネルギー（ESCO事業）推進計画に基づき，施設所管局と調整を図りながら，既存公共施設におけるESCO事業の推進のため，技術的援助を進める。 *⑰公共施設・省エネルギー（ESCO事業）推進計画策定* *⑱みやこめっせESCO事業の実施のため，事業者最優秀提案者の選定* *⑲みやこめっせESCO事業契約を締結し，改修工事を実施* *⑳みやこめっせESCO事業に対する効果検証を実施* *(21)みやこめっせESCO事業に対する効果検証を実施* *(22)みやこめっせESCO事業に対する効果検証を実施*

ウ　環境マネジメントシステムの構築・推進等

＜区分別事業数　A:0 B:1 C:8 D:0 未:0 ＞

着手済施策	ISO14001及びKES取得事業所の拡大		
	ゼロエミッションの取組の推進，拡大		
	戦略的環境アセスメントの実施		
	行政評価システムにおける環境負荷の観点の追加		
	環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札制度の導入		
	グリーン入札制度の検討		
	環境会計の手法の活用		
	指定管理者の選定に当たって，環境への配慮の観点の追加		
①	ISO14001推進事業 ＜環境政策局＞	C	本市のISO14001を運用することにより，また，認証取得した事業所が増加することにより，CO2削減が推進される。 *⑲定期サーベイランス審査適合，認証取得範囲に交通局本庁舎を追加* *⑳平成20年8月に，更新審査後2回目の定期サーベイランス審査を受けた。この結果，10月に環境マネジメントシステムが有効に機能していることが認められた。* *(21)平成21年9月にISO14001認証登録の有効期限をもって，これまでの取組の経験や知識を活かし，職員が主体的に取り組み，効率的で柔軟な運用を行う独自システムKYOMSに移行した。* *(22)平成21年9月からKYOMSを運用開始し，初めて1年間の運用結果が出たが，概ね環境負荷の低減が図られ，システムの運用は順調であることが確認された。*

②	浄水場ISO14001認証取得 ＜上下水道局＞	C	浄水場等におけるISO14001認証取得による環境負荷の低減を図る。 *⑲3浄水場・1事業所取得* *⑳4浄水場・1事業所における認証の維持，外部機関におけるサーベイランス審査を受審し，「組織の環境マネジメントシステムは適切に実施，運用されている」との評価を得た。* *(21)独自EMSへの切り替え4件*
③	KES認証取得事業所の拡大 ＜上下水道局＞	C	水道営業所，水道事業所，下水道事業所におけるKES認証取得を進め，環境負荷の低減を図る。 *⑲1事業所取得* *(22)5事業所取得*
④	市庁舎管理業務 ＜行財政局＞	C	平成15年に市役所本庁舎及び消防本部庁舎においてISO14001を認証取得した。現在は環境局が中心となって，全区役所・支所，上下水道局本庁舎，交通局本庁舎がオフィス系関連庁舎として認証取得している。また，ごみの減量，リサイクル率の向上を目指した「ゼロ・エミッション実践活動」を展開している。 *⑲・⑳定期サーベイランスの審査適合（向上）* *(21)・(22)KYOMSの推進*
⑤	事務服へのペットボトル再生繊維の利用及び使用済み事務服の回収・再資源化 ＜行財政局＞	C	職員の事務服について，ペットボトルの再生繊維を使用した製品を導入するとともに，使用済み事務服の回収，再資源化を図っている。 *⑲貸与1,072着，回収146着* *⑳貸与1,602着，回収325着* *(21)貸与985着，回収239着* *(22)貸与840着，回収227着*
⑥	環境影響評価（戦略的環境アセスメントを含む） ＜環境政策局＞	C	本市で実施する事業については，事業計画の立案段階で環境配慮を図る戦略的環境アセスメントを適正に運用する。また，環境影響評価においては調査，予測，評価に際し，二酸化炭素の削減に関しても評価の対象としている。 *評価書の縦覧　⑲1件（他に準備書1件あり），⑳0件，(21)1件，(22)0件* *環境配慮報告書の縦覧　⑲2件，⑳4件，(21)3件，(22)0件*
⑦	事務事業評価制度における環境の視点の追加（行財政局・環境政策局共管） ＜行財政局＞	C	事務事業評価に環境の視点を加えることにより，環境負荷軽減のための取組の進捗状況を点検することが可能となる。 *⑱事務事業評価票に環境保全及び環境負荷低減のための取組を点検，評価する項目を加えた。* *⑳～(22)環境保全及び環境負荷軽減のための要素を点検する項目を記載*
⑧	調度契約事務（総合評価一般競争入札，グリーン入札制度など） ＜行財政局＞	B	環境への影響を評価に加える総合評価一般競争入札の実施，事業者のISO又はKES認証取得者対象の入札の実施を通じて，事業者の環境への取組の推進につなげる。 *(21)工事契約及び測量・設計契約における格付において，KESまたはISO14001認証取得者に対する優遇（点数加算）を実施，CO2排出係数等環境配慮の条件を満たした事業者を対象とする入札を12件実施，KESまたはISO14001認証取得を条件とする入札を2件実施，環境への配慮を評価項目として設定し，総合評価一般競争入札を実施* *(22)工事契約及び測量・設計契約における格付において，KESまたはISO14001認証取得者に対する優遇（点数加算）を実施，CO2排出係数等環境配慮の条件を満たした事業者を対象とする入札を14件実施，KESまたはISO14001認証取得を条件とする入札を2件実施，環境への配慮を評価項目として設定し，総合評価一般競争入札を実施*
⑨	環境会計報告書の作成 ＜環境政策局＞	C	ISO14001環境マネジメントシステムの取組及び本市の事務事業における環境負荷低減の取組について，環境会計の手法により，環境保全に係る費用とその効果を数値化して分かりやすく説明，公表する。 *京都市役所本庁舎，消防局本部庁舎，上下水道局本庁舎，交通局本庁舎及びすべての区役所・支所における環境対策（平成18，19年度取組結果）を対象に環境会計を集計し，京都市の環境に関する施策・事業と併せて，パンフレット等で公表した。*

※事務事業の区分
・各部署から報告された事務事業を，以下のように区分している。（区分は事務局で実施）
＊区分Ａ：温室効果ガスを削減する効果があり削減量を算定可能な事務事業
　＋区分Ａ１：市民・事業者等の排出量を計測し，削減を図るもの
　＋区分Ａ２：市の排出量の削減を図るもの
　＋区分Ａ３：波及効果をねらうモデル的事業
＊区分Ｂ：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で各主体の削減行動の支援・誘導を図るもの
＊区分Ｃ：温室効果ガス削減に副次的な効果のある事務事業で公共施設，公共事業等での具体的整備・導入
（※区分Ｂ，Ｃで温室効果ガスの削減効果を算定可能な取組は区分Ａに。）
＊区分Ｄ：普及啓発・連携強化を図る事業，温室効果ガスの計測そのものや計画推進等の取組

7　用語説明

イクレイ（ICLEI）－持続可能性をめざす自治体協議会

持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国際的な連合組織であり，国連の公式協議機関として，1990（平成 2）年に設立された。66 箇国 1,015 以上の自治体と自治体連合が参加している（2008（平成 20）年 12 月現在)。

一次エネルギー

加工されない状態で供給されるエネルギーのこと。石油, 石炭, 原子力, 天然ガス，水力，地熱，太陽熱などをいう。これに対して，一次エネルギーを転換・加工して得られる電力，都市ガス，石油製品などを二次エネルギーと呼ぶ。

エコドライブ

発進時にゆっくりアクセルを踏むことや加減速の少ない運転など，燃料消費量が少なく，二酸化炭素や大気汚染物質の排出量が少ない自動車の運転方法をいう。国の関係 4 省庁では「エコドライブ 10 のすすめ」を定め，広く普及を図っている。このうち運転時の主な取組を実践すると，燃費が 15%程度改善するとされている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

1979（昭和 54）年 6 月に公布された法律で，わが国のエネルギー対策を，産業，民生，運輸の各部門の特性に応じて，強力に推進するための法律である。具体的には，工場主，建築主，特定機器（自動車，エアコン等）の製造事業者を対象に，エネルギーの利用の合理化や使用の効率化など，総合的な省エネルギーの推進を目指したものである。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について，まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い，どうしても排出される温室効果ガスについて，その排出量を見積り，排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により，排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

イギリスを始めとした欧州ではこ

のカーボンオフセットの取組が活発であり，わが国でも民間での取組が始まりつつある。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め，地表を暖める働きをするガス。温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれているが，仮にこのガスが大気中にまったくないと－18℃になってしまうといわれている。京都議定書では，二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン類，パーフルオロカーボン類，六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスとされている。

環境マネジメントシステム

環境に影響を及ぼす可能性のある活動を管理し，「環境方針・計画の策定（Plan)」，「実施及び運用（Do)」，「点検及び是正措置（Check)」及び「見直し（Action)」というサイクルを繰り返し行うことによって，継続的に環境負荷の低減を図る一種の経営管理手法である。国際規格 ISO14001 がその代表例である。

気候変動に関する国際連合枠組条約

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため 1992（平成 4）年 5 月に採択され，1994（平成 6）年 3 月 21 日に発効した。本条約は，気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において，大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし，締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成，地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）

「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約)」の第 3 回締約国会議。1997（平成 9）年 12 月 1 日から 11 日まで，京都で開催された。国ごとに温室効果ガスの排出量に法的拘束力のある数値目標を定める会議として注目され，会議は EU，日米，途上国などいくつかのグループに分かれ，色々な問題で国益や思惑がからんで紛糾した。しかし，最終的には合意が成立し，先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書とともに，排

出権取引，共同実施，クリーン開発メカニズムなどの柔軟性措置が「京都議定書」の形で採択され，今後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

京都議定書

1997（平成 9）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され，2005（平成 17）年 2 月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに，排出量取引，共同実施，クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。先進締約国に対して第一約束期間（2008 年～2012 年）における温室効果ガス総排出量を 1990 年から少なくとも 5.2%（日本 6%，アメリカ 7%，EU 8%など）削減することを義務付けている。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき，2005（平成 17）年 4 月に閣議決定された，京都議定書によるわが国の 6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。平成 20 年 3 月 28 日に全面改正された。

京都市公共建築デザイン指針

2000（平成 12）年 4 月，京都市の公共建築がこれまで以上に市民から「信頼」されるため，公共建築整備のあり方と今後の方向性を明らかにし，その構想・計画・設計・施工・管理などの各段階における具体的な検討の指針として活用することを目的に策定した指針。

グリーン調達

企業が物品を購入する際，従来は価格，品質，納期などが基準になるが，環境に配慮した製品を優先的に購入することをいう。ISO14001 の認証取得をした企業を中心に環境パフォーマンスの一つとしてグリーン調達の基準や目標を定めているところが多い。

グリーン電力制度

風力，太陽，バイオマス，水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく，環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気を選んで購入できるプログラム。電気としての価値に加え，環境価値部分を評価して追

加料金を払うことで，市場で競争力を持たせ，再生可能エネルギーを普及させようとする考え方に基づく。1990 年代初頭にアメリカで始まり，自然エネルギー100％の電源を選択できるグリーン料金制度やグリーン電力基金，グリーン電力証書取引など様々なプログラムへと発展している。日本では 2001（平成 13）年にグリーン電力認証機構が設立され，第三者機関としてグリーン電力の認証を行っている。

原油換算

エネルギー消費量を算出する時，燃料の種類によって発熱量が異なるため，比較しやすくするため，すべての燃料を原油に換算すること。

コミュニティバス

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行し，車両仕様，運賃，ダイヤ，バス停位置等を工夫したバス。現状では，バス不便地域を運行，主に高齢者や障害者の足の確保，中心市街地の活性化，環境負荷の軽減などを目的として運行されている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して，冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで，総合熱効率の向上を図るもの。

自然エネルギー

太陽光，太陽熱，バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油，石油ガス，可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーを言う。(京都市地球温暖化対策条例第 11 条第 1 項（1)）

市庁舎ゼロエミッション活動

市役所庁舎及び近接する消防庁舎において実施している廃棄物の発生抑制，再利用，リサイクルを進めるための活動であり，①「マイバッグ」使用の徹底，②職場のごみ箱の撤去と品目別の分別箱の設置，③分別・リサイクルの徹底（17 品目）が実践活動の 3 つの柱である。

省エネラベル

家電製品の省エネ性能や消費電力料金が一目でわかるラベルのこと。京都市地球温暖化対策条例では，市内の家電販売店に対して，エアコン，テレビ，冷蔵庫の省エネラベルを表示することを義務付けている。

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち，その普及のために支援を必要とするもの。具体的には新エネルギー利用等に関する特別措置法施行令の中で,「新エネルギー利用等」として太陽光発電，太陽熱利用，風力発電，バイオマス燃料製造などが定められている。

なお再生可能エネルギーとは，有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して，自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をさす。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

1998（平成 10）年 10 月に公布された法律で，地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け，まず，第一歩として，国，地方公共団体，事業者，国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。温暖化防止を目的とし，議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの 1990 年比 6%削減を達成するために，国，地方公共団体，事業者，国民の責務，役割を明らかにしたものである。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより，廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

1994 年に国連大学が提唱した考え方。狭義には，生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。

具体的には，生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり，廃棄物を徹底的にリサイクルする。国内では，環境管理の国際規格 ISO14001 の普及や埋め立て処分費用の上昇とあいまって，工場のゼロエミッションに取り組む企業が増えている。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し，全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルにするとともに，生活の豊かさを実感できる社会のこと。（平成 20 年版 環境 循環型社会白書）

当面の目標

京都市地球温暖化対策条例第 3 条で掲げている，平成 22 年までに本市の区域内における温室効果ガスの排出量を平成 2 年の 90%に削減するという目標のこと。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。

この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり，クリーンで，高い発電効率であるため，地球温暖化問題の解決策として期待されている。

燃料電池自動車，家庭用の燃料電池開発など商品化に向けた取組が進められている。

パーク&ライド

従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が，自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し，そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するよう誘導するシステム。都心部への自動車の乗り入れ規制や，有料化等の施策を抱き合わせて実施すれば，その促進がより効果的となる。パーク&ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り，二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また，大都市の大気汚染対策，渋滞緩和などにも効果がある。

パーソントリップ調査

交通の主体である「人（パーソン）の動き（トリップ）」を把握することを目的としており，調査内容は，どのような人が，どこからどこへ，どのような目的・交通手段で，どの時間帯に動いたかについて，調査日 1 日の全ての動きを調べるものである。この調査により，都市圏内の交通実態を把握し，そののち総合都市交通体系調査により，都市圏の将来の交通計画を策定する。

バイオディーゼル燃料

家庭やレストラン，食堂から回収された使用済みてんぷら油等をメタノールと反応させることで粘性や引火点を低くし，ディーゼル車で利用できる燃料に精製したもの。京都市ではごみ収集車全車と市バスの一部でこの燃料を使用している。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては，廃棄される紙，家畜排せつ物，食品廃棄物，建設発生木材，黒液，下水汚泥などがある。主な活用方法は，農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか，燃焼して発電を行ったり，メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

マラケシュ合意

2001 年にモロッコのマラケシュで開催された国連気候変動枠組み条約第 7 回締約国会議（COP7）で採択された京都議定書の運用ルール。

京のアジェンダ 21 フォーラム

「京（みやこ）のアジェンダ 21」の推進のため，1998（平成 10）年 11 月に設立された市民・事業者・行政のパートナーシップ組織。テーマ別のワーキンググループを設置し，課題に取り組んでいるほか，ワークショップやシンポジウムの開催など，多様な活動を展開している。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく，冬は大気よりも暖かい水）や，工場等の排熱といった，今まで利用されていなかったエネルギーを総称して,「未利用エネルギー」と呼ぶ。未利用エネルギーの種類としては，生活排水や中・下水の熱，清掃工事の排熱，超高圧地中送電線からの排熱，変電所の排熱，河川水・海水の熱，工場の排熱，地下鉄や地下街の冷暖房排熱，雪氷熱等がある。

CDM

Clean Development Mechanism の略で，京都議定書に規定される柔軟性措置のひとつ。先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国に

おいて実施し，そこで生じた削減分の一部を先進国が，自国の削減に充当できる仕組み。

CNG

Compressed Natural Gas の略で，圧縮天然ガスのこと。化石燃料の中で二酸化炭素の排気量が最も少なく，ばいじん，硫黄酸化物の排出もほとんどなく，燃料制御性の良さにより窒素酸化物の低減も行いやすいクリーンなエネルギーである。この燃料を使って走らせる車が CNG 車である。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change の略で，各国の研究者が政府の資格で参加し，地球温暖化問題について議論を行う公式の場として，国連環境計画と世界気象機関の共催により 1998（平成 10）年に設立された組織。

ISO14001

スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構（ISO：International Organization for Standardization が 1996 年 9 月に発効させた国際統一規格。環境マネジメントに関する ISO14000 シリーズとしていくつかの規格があるが，ISO14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。

LRT

Light Rail Transit の略で，欧米を中心とする各都市において都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい軌道系交通システム。道路の幅員，交通量と沿道土地利用に応じて，路面のみならず，地下，高架も走行でき，柔軟性に富んだ走行性と利便性を併せもっており，また，建設・導入コストが他の交通システムと比較して安いことが特徴といえる。

PDCA サイクル

環境マネジメントシステムの項参照。

TDM

Transportation Demand Management の略で，交通需要管理のこと。増加する道路交通需要に対応して道路交通円滑化のために交通需要を管理することをいう。具体的にはパーク＆ライドシステムや効率的な物流システムによる

交通量の削減，時差通勤による交通需要の平準化などの対策が含まれる。

VELOTAXI

ベロタクシーは，1997（平成 9）年にドイツの首都ベルリンで「環境にやさしい新しい交通システムと，動く広告がひとつになった乗り物」として開発された自転車タクシーである。バスや鉄道などを補完する交通手段としてだけでなく，環境問題・高齢化社会問題・地域経済の活性化・雇用問題などの解決策のひとつでもある。乗客・広告スポンサー・ドライバー・地域住民・行政の協力によりヨーロッパを中心として世界各都市で運行されている。

「平成 23 年度版　京都市の地球温暖化対策（資料編）」
（平成 24 年 5 月）

京都市環境政策局地球温暖化対策室
TEL:075-222-4555　FAX:075-211-9286